

14. 5-171



1200501211387

14.5

171



始



滿鐵調查資料第百八編

最近支那財政概說

南滿洲鐵道株式會社

庶務部調查課

145-17



序

發行所寄贈本

一、國民政府成立以來諸官制は目まぐるしき程の變遷を續け、特にその財政組織に於て甚しきを見る。然れども國民政府の基礎強固ならず、未だ各地に軍閥割據し、事實上の統一を見ざる現勢裡に於てその整備せる組織官制は單に理想を示すのみにして、その實を擧ぐるの途、尙遼遠なりと言はなければならぬ。かくの如く事實に於て確固たる體系により運用せられざる財政を解説せんとするは誠に困難の事業である。

二、本稿は天津日本軍司令部囑託竹内元平氏の著にかゝり、其の述ぶる所の一半は坊間の著書に於て容易に披見せる民國以來の支那財政状態を叙述するに過ぎず。雖も、その他の一半に至りては、從來調査困難とされし地方財政に筆を染めし、前記の如き最近の混雜せる財政状態を明瞭に綴述せる點に大いなる特長を有してゐる。これ敢て印刷に附して參考に供する所以である。

三、本稿中財政状態を述ぶるに當りその收支の數字に就て出所を明かにせざる所あり、明かにされてゐる中にも支那新聞等の不確實なる計數を引用されあるを見るが、是等に關しては未だ當課に於てその正確を確認したものでない。只著者の私見に亘る如き項は調査資料として出版するの立場より多少之を削除し、又は二、三の題名及内

序



容を補修した點もあるが、此點讀者及著者の諒承を乞ふ。

四、右の如く多少の削除を試みたが尙本稿中私論に亘る如き箇所あらば著者自らの意見にして勿論當課の意見ではない。

昭和四年七月

庶務部調査課

發行部寄贈本

凡例

- 一、本書は支那財政の全般に亘り一通りの解説を試み、其の病源の所在を明かにし、新支那財政の將來を考察する爲めの資料として編纂したものである。
- 一、三民主義に基く支那の新制度は、今尙組立ての途上にあり、各種の法令、殊に其の手續法に至つては未公布のものが多い爲め、本書の解説も隔靴搔痒の感ある所が少なくない。切に讀者の諒恕を請ふ。
- 一、資料の關係に因り、各省財政中邊陲の數省を除外したこゝ、省に依つて資料に新舊の差のあるこゝは、編者の遺憾とする所である。
- 一、附録支那政府舊借款中、内債表以外は民國十四年現在を示したが、こゝは無確實擔保外債の全部、交通部借款の大部分が、其後全然償還されあらざるこゝ、有確實擔保外債にも、其後の償還状態が明瞭でないものが多い爲めである。
- 一、民國八年の豫算表を附録に收容したこゝは、兎も角纏まつた全國豫算の最後のものであるため、各種收支の割合を考察する爲めの必要な参考資料と信じたからである。
- 一、本書中使用した貨幣單位の兩は特記せぬ限り主として海關兩のこゝである。兩には種類多く相互に多少相場を異にするも、銀幣（現洋）の比價は一兩に付凡そ一元五角である。一元は目下略我九十五錢に當る。

凡例

二

一、本書に收容した新しき資料は、新聞雜誌に據つたものが少なくない爲め、各種統計中、内譯と合計との符合せぬものが少なくないが、修正の手段が無いので其儘掲げたものが少なくない。

二、本書は最近數ヶ年間に亘る各種新聞雜誌の外、財政に關する日支諸先輩の著述は概ね一通り參考とした。茲に記して敬意を表する。

主なる参考書

民國財政史	賈士毅氏著
民國財政論	楊汝梅氏著
支那財政論	木村増太郎博士著
租稅論	晏才傑氏著
公債論	同氏著
中國鐵路史	曾鯤化氏著
支那關稅制度論	高柳松一郎博士著
馬演初演講集	馬演初博士著
支那の財政	安藤不二雄氏著
內國公債史	商務印書館發行
中國外交史	曾友豪氏著
支那年鑑	東亞同文會編
各省區歷年財政彙覽	支那財政部編

凡例

三

凡例

全國財政會議彙編
 經濟侵略下之中國
 省債
 財政部借款表
 交通部借款表
 支那國際關係概觀
 清國行政法
 大清會典
 其他滿鐵資料、日支各種新聞雜誌

昭和四年七月

同
 漆樹芬氏著
 北京銀行日刊社編
 北京滿鐵公所編
 同上
 齊藤良衛博士著
 臨時臺灣舊慣調查會報告

四

編

者

最近支那財政概說

目次

第一章 總論	一
第一節 總說	一
第二節 支那財政の四大轉機	三
第三節 內爭の禍害	九
第二章 財政組織	一九
第一節 中央財政機關	一九
第二節 地方財政機關	二三
第三節 財政監督機關	三三
第四節 會計制度	三九
第三章 歲出入概說	四九
第四章 租稅	五三
第一節 租稅通說	五三

目次

一

第二節 田賦

第一款 田賦の沿革……………五八

第二款 田賦の現状……………五九

第三款 田賦の收入と財政上の地位……………六三

第三節 鹽稅

第一款 鹽稅の沿革……………六七

第二款 鹽務機關……………六八

第三款 產鹽地……………七四

第四款 徵稅法と稅率……………七五

第五款 鹽稅の收支と財政上の地位……………七八

第四節 海關稅

第一款 關稅制度の沿革……………八一

第二款 海關管理權喪失の經過……………八三

第三款 海關の行政組織……………八五

第四款 稅率の變遷と現行稅率……………八八

第五款 關稅の收支と財政上の地位……………九一

第五節 釐金稅

第一款 釐金稅の沿革……………九六

第二款 釐金の種類と稅率……………九六

第三款 徵收手續と弊害……………一〇一

第四款 收入額と財政上の地位……………一〇三

第六節 煙酒稅費……………一〇六

第七節 常關稅……………一一三

第八節 印花稅……………一一八

第九節 契稅附驗契……………一二三

第十節 其他の租稅……………一二六

第十一節 軍閥の收入截留……………一三三

第一款 截留の由來と經過の概要……………一三三

第二款 鹽稅の截留事情……………一三九

第三款 其他直接收入の截留……………一四四

第十二節 稅制の弊害と其の革新案……………一五一

第五章 歲計と軍費の關係……………一六七

第六章 國債通説……………一七四

第七章 外債……………一八一

 第一節 前清時代の政治借款……………一八一

 第一款 日清戰役以前の政治借款……………一八一

 第二款 日清戰役關係の外債……………一八二

 第三款 團匪賠償金……………一八四

 第二節 民國以後の政治借款……………一九二

 第一款 善後借款以前の政治借款……………一九二

 第二款 善後借款と續善後借款……………一九四

 第三款 西原借款其の他の應急借款……………二〇〇

 第三款 實業借款……………二〇三

 第四節 支那外債の特質……………二〇七

第八章 内債……………二一〇

 第一節 内債の經過……………二一〇

 第二節 支那内債の缺點……………二一一

第九章 國民政府の財政……………二二四

 第一節 國民黨の財政根本方針……………二二四

 第二節 南京政府成立迄の財政過程……………二二七

 第三節 南京政府の財政……………二三〇

 第一款 財政の概況……………二三〇

 第二款 初期の財政方略……………二三一

 第三款 關稅自主問題の經緯……………二三六

 第四款 公債及庫券の頒發……………二四〇

 第五款 北伐時に於ける財政策……………二四二

 第六款 各種新設課稅殊に其の阿片政策……………二四四

 第七款 財政部一ヶ年間の收支決算……………二四九

 第四節 北伐完成後の最近財政……………二五二

 第一款 通説……………二五二

第二款 全國經濟財政兩會議の概況……………二六〇

第三款 財政部十七年度施設大綱……………二七三

第四款 民國十七年度歳入假豫算……………二七九

第十章 各省財政……………二八二

第一節 各省財政通説……………二八二

第二節 江蘇省財政……………二八三

第一款 財政概況……………二八三

第二款 最近の收支と負債狀況……………二八六

第三節 浙江省財政……………二九三

第一款 財政經過の概要……………二九四

第二款 國民黨治下の財政……………二九五

第四節 江西省財政……………三〇二

第一款 舊軍閥治下の財政狀態……………三〇二

第二款 最近の財政金融策と賦稅概況……………三〇六

第五節 安徽省財政……………三一〇

第六節 河南省財政……………三一六

第一款 財政の窮狀……………三一六

第二款 財政上の應急策……………三一八

第七節 (甘肅省財政)……………

第八節 (陝西省財政)……………

第九節 山西省財政……………三二一

第十節 湖北省財政……………三二五

第一款 舊軍閥下の財政……………三二五

第二款 武漢政府設立以後の財政……………三三〇

第三款 收支の實況……………三四一

第十一節 湖南省財政……………三四五

第一款 財政の窮乏と其の應急策……………三四五

第二款 財政整理策……………三四八

第三款 民國十七年度新豫算……………三五二

第十二節 廣東省財政……………三五五

第一款 省歲計の概況……………三五五

第二款 徹底した調査策……………三五九

第十三節 福建省財政……………三六二

第一款 省財政の概況……………三六二

第二款 財政會議と省財政の現況……………三六四

第三款 民國十六年度歲出入……………三七二

第十四節 四川省財政……………三五七

第一款 省財政の概況……………三五七

第二款 亂暴な調査方法……………三七六

第三款 善後會議と省豫算……………三七七

第十五節 雲南省財政……………三八一

第十六節 貴州省財政……………三八三

第十七節 廣西省財政……………三八六

第十八節 奉天省財政……………三八九

第十九節 吉林省財政……………四〇二

第二十節 河北省財政……………四〇六

第一款 第二奉直戰以前の財政概況……………四〇六

第二款 奉系軍閥下の財政……………四〇九

第三款 三民主義の最近財政……………四一七

第二十二節 山東省財政……………四一九

第一款 民國十三年以前の財政……………四一九

第二款 張宗昌督辦後の財政……………四二一

第十一章 支那財政上の主要問題……………四二八

第一節 對支國際財團の變遷……………四二八

第二節 關稅自主運動の經過 附 裁釐問題の推移……………四四〇

第三節 裁兵運動の推移……………四五五

第四節 借款整理計畫……………四六五

第五節 建設大綱……………四七六

第十二章 國民政府の新財政方針……………四七八

第十三章 結論……………五〇二

最近支那財政概説

庶務部調査課



第一章 總論

第一節 總説

地大物博にして近代科學文明に必要な各種の天然資財を豊富に恵まれ、而も過去に於ては燦然たる文化を誇りたる支那が、最近世界の進運に落伍して、國際的地位は極めて低く、財政的には破綻の境地に彷徨するに至つた所以を顧るに、既に一千年もの昔から歐洲諸國と接觸し乍らも徒に自己の有した過去の文化に憧憬して保守を事し、駸々たる時代の推移に無關心で、近くは一世紀前鴉片戰爭の如き好箇の警鐘を聞きつゝも、何等自強の策を講ずることなく、引續きて反覆された外力の壓迫で、次第に其の地位を低下し、又財政上に於ては、日清戰爭、團匪事件等に因り痛烈なる打撃を受けたが如き、前清末葉に於ける度重なる不幸事が、今日の支那を結果した有力な原因であつたに相違ないけれども、第一革命を機會に支那の上下が一齊に覺醒し、相一致して其の善後策に努力した

ますれば、過去の凡ての打撃、凡ての羈絆は最早夙に免がれ得て居た筈である。然るに事實は之に反し、各方面に愈峻烈なる痛手を受け、前清末に幾倍する今日の窮状を迫出したことは、全く民國十八年の間、謂れ無き内争の結果を断ぜねばならぬ。

此の十八年間に於ける不断の内争が、悲しむべくも貴き革命運動の眞の連鎖でなくして、私慾の闘争に過ぎなかつたことは明白な事實である。而も之が爲め、内は財政、金融、産業、交通乃至は文教の凡らゆる方面に亘りて重大なる瘡痍を蒙り、外は國際信用地を拂ひ、外力の壓迫益甚しきを加へたことは、支那の爲め東亞の爲め、悲しむべき極みである。

動亂で過ぎた民國の十七年間には、何等言ふべき建設は無かつた。否建設が無きのみならず破壊工作ばかりであつた。尤も民國になつてからは、凡ての形式は改まり、各種の制度法令は一通り新文明國然たるものが取り入れられ、膳立てだけは出来上つたのであつたが、實際は之に反し、法令は殆んど具文に過ぎず、財政上から言へば、十七年間只の一度も眞の豫算が編成されなかつた位で、決算等のあらう筈が無く、亂暴にして無秩序な内外債を亂興し、只管私家の闘争を繰り返し、借款の途絶ゆるに至つた最近の數年間の如きは、文字通り民膏民脂を搾取して相争つたのであつた。

尤も國民黨が兩廣出發此の方、北伐一段落迄の一年有半に於ける、對舊軍閥闘争は、第一革命以來最も熱あり主義ある革命工作であつたやうだが、然し其の内容を検討すれば、長江進出迄の容共政策は兎も角として、夫れから後の奇蹟的發展は、全く變裝した純軍閥準軍閥を無條件に包容することに依つて、纒かに共同の敵奉系軍閥を驅逐したまでの事である。成る程其の結果は、五色旗が青天白日旗に取替へられ、各種機關の組織は勞農式委員制度へ改められた。そして孫文が北京の旅次、永眠の間際に遺した傳へられる黨員への遺囑は、到る處に於て、恰も無上の聖訓の夫れの如く恭しく拜讀されつゝあるが、然し、國民黨領袖連が眞に革命に殉ずる熱誠があつたはずれば、虚心坦懷善後の劃策に執筆すべきで、地盤の争奪等あり得ないし、北伐一段落後最初に召集された全國財政會議に於て、百數十名の全國代表が議決した財政統一整理に關する要件は、着々實行さるべき筈である。然るに此の事なく、黨の領袖連中は三民主義の忠實なる信者を標榜し、孫文の遺像に對し三鞠の最敬禮を盡し乍らも、今尙各自の地盤に割據して天下の雲行きを睥睨して居る。此の事實は彼等が舊軍閥に何等選ぶ無きことを物語る證據でもあるが、夫れよりも支那の統一に疑心を抱き、一旦の緩急に善處せんとするものも解する方が穿つて居る。現在の支那に於ける最要問題は、裁兵に建設を併施する所謂兵工政策の實現であつて、之が爲には先づ財政の立て直しを絶對要件とする。現在國民黨の爲すが如き一足飛びの國際水平運動の如きは、要點を逸した輕舉を謂はねばならぬが、此等は本書の結論に屬すべきものであるから、以下先づ財政の變遷、内亂の禍害を明かにして、次で支那財政問題の全般に亘り、一通りの研究を試みるであらう。

第二節 支那財政の四大轉機

支那の財政を今日の如き破滅の状態に導いた道程を回顧するに、其間明なる四大轉機のあつたことが窺はれる。即ち日清戦争、團匪事件、民國革命及第二奉直戦以後の全國的紛亂が是である。以下其の経過を概説する。

一、巨債を遺した日清戦争

支那の國際的地位を今日の如くに低下せしめ、所謂不平等條約に呻吟せしむるに至つた最初の出来事は千八百四十年（道光二十年）の英支鴉片戦争であつた。此の戦争は、澎湃として押し寄せる西力東漸てふ大波浪の、最初の撃突であつて、支那が脆くも惨敗の結果は、道光二十二年の南京條約を強制され、香港を奪はれた上に、廣東、厦門、福州、寧波及上海の五港を開放することとなり、翌二十三年の英支通商章程に於て海關稅率を五分と定めたのが自主權喪失の濫觴で、支那の財政上一大禍根を遺し、又治外法權も本戦争の結果であつて、爾來一世紀に垂んずる今日迄、支那を羈絆するに至つた最初の國際的の重大事件であつたけれども、財政上蒙つた直接の打撃は、然く大ではなかつた。支那の財政に最初の打撃を與へたものは實に日清戦争であつた。

日清戦争以前に於ては、支那には内債は無かつた。露國の伊犁占領費、捻匪の征討費、西北善後借款、海軍創設費等の爲め、外債募集は反覆行はれたけれども、而も此等の外債は、其内獨逸銀行から借りた一小部分の償還が光緒二十八年迄残存した外は、全部光緒二十年（日清開戦年）以前に完済されて居る。當時の歳入出を見るに、收入銀八千二百三十四萬兩に對し、支出は千八百七十七萬兩に過ぎず、清朝財政は綽々たる餘裕を示して居つたのであつた。然るに日清戦争に於ける敗戦の結果は、支那自身の費した多額の軍費の外に、賠償金に遼東還附報酬金を加算し

た合計二億三千萬兩の負擔を加へ、之が爲め支那は滙豐銀款、滙豐金款を始め、七種類五千四百餘萬英磅の大外債を負擔するに至り、年額二千五百萬兩の歳出を増加し、之を機會に支那の財政は、漸く困難の域に入つたのであつた。

二、危境に導いた團匪事件

鴉片戦争に於て積弱を暴露し、列國をして、支那與し易しと叫ばしめ、東方政策は茲に武斷政策へ轉向したのであつたが、其後土耳其斯坦の恢復やら東京戦争に於ける善戦で、必ずしも侮り難き實力を示したので、依然眠れる獅子として、薄氣味悪く懼れられて居たのであつたが、名も無き弱小日本の戦争に於て、連戦連敗の結果、城下の盟を爲すの餘儀なきに至つた醜態は、又も世界の視聽を愕かした。斯くして、支那の實力暴露、戦後財政の窮乏は、列國の利權競争を誘發し、租借地の割讓、勢力範圍の劃定等、競争が最高調に達したのは此時期であつたが、之が反動として起つたのが悲しむべき團匪事件である。

日清戦争から團匪事件迄、相距るこゝ五年、此間支那政府は、鐵道布設の爲め、二、三の事業公債は發行したが、其他の外債は、一回も起すに至らなかつた。然るに、團匪事件の結果は四五〇、〇〇〇、〇〇〇兩（英金六七、五〇〇、〇〇〇磅）の列國賠償金を年利四分三十九個年賦の外債となすに至つたのである。日清戦争の瘡痍未だ新なるに、今復巨額の負擔を増加し、當時歳入の一半は、擧げて外債償還に充當せざるを得ざるの窮狀となり、茲に支那の財政は、極めて困難なる危境に沈淪したのであつた。團匪事件は實に支那財政の第二轉機である。

三、破滅の導火線 民國革命

日清戦争の痛手に、團匪事件を以てし、支那は今や、一躍一億二千萬磅の大外債を負ひ、生憎爲替相場の不利は金勘定の元利償還に甚しき痛苦を感じしむるに至つたのであるが、當時專制國としての中央政府には、地方に對し尙相當の威力があつた爲め、著しき増税は、傳統的輕賦政策の手前行はれなかつたけれども、特別非常の出來事として、各省に夫々分擔させる事が出來たので、利子の滞りも無く、契約は順調に履行される状態で、財政は極めて困難とは言ひ乍らも、未だ紊亂の域には達して居なかつた。

然るに、列國の極端なる利權競争は、必然の反動として、強烈なる利權回收熱を煽り、殊に、小國日本が、大露を一蹴し去つた奇蹟的事實は、立憲政體の然らしむる所も少なからず支那の上下を感奮せしめ、立憲豫備、國政革新の叫びが鳴り響いたのであつたが、積弱遂に如何にもする無く、四川に勃發した鐵路風潮を動機とし、之に續く武昌の義起を合圖に、革命の勢は、燎原の焰の如く、四百餘州を舐め盡し、清朝茲に亡びて、世は民國となつたのである。

革命勃發するや、中央と地方との財政を一時全く絶縁させ、中央は無収入となつたのに、軍政費は反對に膨脹し剩へ新舊内外債の償還を要するものが巨額に上つた爲め、革命政府は、南北和議成立直後、六國銀行團に對し、六百萬磅即ち約六億元の大借款を申込んだのであつたが、條件が折合はず、迂餘曲折を経て、翌民國二年四月二十五百萬磅の善後大借款調印迄には、瑞記第一、第二次借款、華比借款等の五種類外債七百餘萬磅、元年六厘公債（内

債）二億元が、應急に連發され、此等は善後大借款と共に殆んど何等有意義に使用せられることなく、燒石に水と消散してしまつた。大革命の對價として、此れだけの犠牲に止まれば、夫れは寧ろ安價なものと言へやうが、不徹底な革命は、斯うした状態を、次から次へに反覆し、財的破滅の道程を急いだ。

革命後の民國政府は、元年末に於て、早くも國稅、地方稅を劃分し、國稅廳を設けて、中央から直接收受し、以て杜絶せる中央收入の途を、拓かんごしたのであつたが、中央の威力が微弱で、其の目的を達せず、民國三年に至り、後章述べる前清時代の解款制度を復活し、新に設けた中央專款制度を併用することに改め、恰も袁世凱の威望も加はり、漸く財政統一の曙光を認めたのであつたが、袁の帝政失敗と共に、本制度も亦失敗に歸し、中央收入は幾何級數的に減少して、民國十二、三年頃には、遂に無收入の悲境に沈淪した。此間政府は、無計劃、無秩序に内外借款を繰返すのみで、中央財政は全く借款財政となり、内外債は積り積つて二十億を突破し、元金は愚か、利子すら仕拂の途なく、民國財政は、正に破滅の界線に彷徨するに至つたのである。

第一次革命以來、動亂の主なるものを回顧するに、二年の第二次革命、四五年に亘る帝政運動、六年の張勳復辟九年の安福戦争、十一年の第一奉直戦、十三年の第二奉直戦及蘇州戦争を経て、全國的動亂となり、遂に國民軍の北伐完成となつたもので、十三年以前に於ては、時に動亂を見なかつた年がないでもないが、大小軍閥は、虎視眈々として、相互に武備を擴張し、機を狙つて居つたもので、要するに、革命以來、支那には殆んど寧日なき状態であつた。而して各軍閥の苛斂誅求の猛烈振りは、次章に述べるであらうが、此間にありて、財政が幾度か危機を傳

へられ乍らも、今日迄餘喘を續け得たことは、一に主要財源たる鹽關稅が、外國管理下にあつた賜である。さもなければ、支那の財政は夙に破滅か、或は列國管下にありし筈である。尤も支那人に言はせるに、之に反對である。反對理由に、肯定理由には、相互因果關係にあるのは事實であるが、此點は、以下支那財政の内情を研究することによつて、自ら判定出来るであらう。

四、民脂搾取への第四轉機

第四轉機は概ね民國十三年の奉直戰突發を以て劃せられた。民國十二年間の財政は、全くの借款財政で、借り得べきものを借り盡したのであつた。支那の内亂に愛想をつかした列國は、之れ一には列國が借款に應ずる爲めに、財政の餘裕を得るに因るものである。戰費支出の途なきに至らば、抗爭も自然に掣肘せらるべしこの見地から、民國七年末、遂に支那の政治借款に應じないことを申合せ、其後の特殊事情の借款以外は、成立を見なかつたのであつたが、之が爲め内争が熄めばこそ、外債の途が絶へた支那政府は、短期公債、國庫證券等専ら内債を亂興して、依然たる鬭争を續けた。然し之も概ね民國十二年を以て限界とし、其後は短期内債に應ずるものが無くなり、十三年以後、逐次擴大した内争戦は、専ら軍閥相互の地盤内に於ける、民膏民脂の搾取によつて行はれたのであつた。嚴格に言へば、支那の中央財政は民國十三年頃から中絶したのである。僅かに外人管理の鹽關稅が、時々軍閥の爪牙に脅威されながらも、嚴然として獨立を保ち得た外、支那には中央財政は無くなつた。而して租稅の豫收、紙幣の濫發等は言ふに及ばず、阿片の公賣、賭場の公開、逆産主義の私財沒收、甚しきは土匪と聯絡した民財掠奪と迄

も進み、罪惡として爲さざるはなく、支那人の所謂十室九空、民は生色なきを致した地方が、それだけあるか知れない。

國民黨は今や三民主義の大旗を翳して、北伐を完成し、破壊後の建設に熱中して居る。之が成功すれば、起死回生の第五轉機を劃し得るのであるが、前途必ずしも樂觀を許さぬ事情が多分に見出される。

第三節 内争の禍害

民國第一次の革命は、倒滿復漢の民族革命であつて、其の爲めに蒙つた財政上の瘡痕は、貴い犠牲と謂ふことが出来る。されど革命以來今日に至る迄、徒らに内争のみを事とし、何等この瘡痕を癒やすべき方途の講ぜらるゝなく、反つてその瘡痕を擴大するかの如くである。

一、財政の紊亂

財政を破滅の界線迄紊亂せしめたことは、恐らく禍害中の最大なものであらう。前清時代の借款には、何れも確實な擔保があり、償還の途が夫々確定して居たのであつたが、革命以來、専ら内争の爲め濫興された内外債にて擔保不確實のものが極めて多く、總額二十二三億元の現存借款中、實に八億元に達し、此の分は、元金はさて置き、利子すら仕拂の途がないもので、支那財政上の一大禍根を爲して居る。又財政權の分裂は、内争の不可避的結果であるけれども、最近數年間の状態は、全く驚くばかりであつた。同一勢力下に在つても、大小軍閥は各其の勢力内

の財政權を把持し、甚しきは聯隊、大隊等の小部隊に至る迄、其の地の稅收を取り上げて自活する。斯うした結果は、統一した計畫を不能に陥れ、其の場限りの搾取となつたのである。此弊を痛感した國民黨は、北伐一段落後何より先に、財政會議を召集して、財政の統一を企てたのであつたが、之が爲めの先決問題、眞の政治的統一にあるのに、會議後殆んど半ヶ年を闊した今日、今尙財政權の統一が行はれて居ないことは、政治統一の形式的に過ぎないことを語るものである。次に、各地隨意に稅捐を新設加徴することや、數年甚しきは十數年分の稅金を豫徴する等、稅制の亂雜も、名狀すべからざるものがあるが、此等のことは後に再説するであらう。

二、金融の破壊

軍閥が金融破壊の第一歩は各地共期せずして、概ね銅貨の亂鑄に發足して居る。此れは、次第々々に、品質のより悪いものを鑄造して、輔取りをするもので、遂には補助銀貨にも同一の方法が行はれて、間接に、民財を搾つたことは莫大である。本來なれば、銀一元に對し、百三四十の銅貨が、今では四百數十に下落して居る。下層社會が今尙銅錢本位の生活を營んで居る支那であるから、其の影響も、思半ばに過ぐるであらう。又補助銀貨は、初め法定品質を有するものを鑄造して、十進流通を強制した後、何時の間にか品質を下げてしまふ。此の方法は、他地方は知らず、北支那では數回反覆された。一對十の補助銀貨が十三四迄下落して居る。

紙幣の亂發も、早くから行はれて居たが、殊に甚しいのは、此の數ヶ年である。各省の機關銀行は、概ね紙幣を發行して、該省内に流通せしめつゝあるが、財政逼迫と共に、兌換準備金を軍費等に流通し、兌換券を不換紙幣化

して下落せしめるのみならず、窮餘益亂發して、金融を紊亂し、軍事行動中にありては、更に軍法を適用する軍用票を發行して急需に應ずる。斯くして下落した紙幣軍票は、前後に、三分の一なり五分の一なりで整理される。變態的搾取法としては、巧妙のものであるが、人民こそ迷惑至極と言はねばならぬ。公債の強制的募集等も、概ね紙幣の亂發と同一結果に終るべきがある。斯くして支那全國の金融は、紊亂、亂發の極に達して居る。

三、交通機關の荒廢

支那の莫大なる交通借款中多少なりとも、軍政費に流用を見ざるものは無き状態である爲め、鐵道は其の素質に於て既に投資の割合に、不完全なるものであつた。然るに、特別會計制度は、徒に其の名を留めるのみで、未だ會て、會計の獨立を見ず、収入は常に軍政費に流用せられて、鐵道本身の改良工事は、深く顧みられなかつたのに加へ、最近五六ヶ年間の大動亂中に於ては各軍閥は、其の勢力下の鐵道を全然私物視して、必需以上の車輛を軍事に徵用し、一般交通は、何等顧慮することなく、從つて營業収入は激減したのであるが、尙も其の収入の最大限度迄を搾取して剩す所なく、戰線の補修、輪轉材料の保存等は、全然顧みられなかつた爲め、車輛數の完全なものとは殆んど無く、枕木は腐蝕して、危險此上も無い状態に陥つてしまつた。六億餘萬元の投資に成る支那の鐵道を完全なる状態に迄恢復する迄には、幾億の資金を要するか、見當の付かない現狀で、鐵道の荒廢状態も、財政金融と共に名狀すべからざるものがある。然し、之れは鐵道自身の直接的損害であつて、之が爲めの、間接的損害として、産業の衰退、商取引の萎微を來し、一般民生に與へた痛苦と損失は、到底量り知るべくもない。交通部顧問米人ペー

カー氏の説に依れば、大正十三年九月から、十二年の十二月に至る十六ヶ月間、戦亂の影響を受けた北支諸鐵道の輸送損失貨物噸數の評價は、七億九千萬元に達し、支那全國の鐵道建設費を凌駕してゐるこのことである。若し夫れ、各地の軍閥が、必要以上の車輛を占有して、一貨車數百乃至千數百元の賄賂を得て、商品を輸送し、私服を肥した如きは極めて明瞭、而も普遍的罪惡であつたのである。

四、産業の衰頹

民國革命以來實業興振の爲めの新式諸施設が、漸次勃興せんとして居つたが、内争の次第に擴大するに及んで、單に之を新興し能はないのみならず、從來折角設けられたものですら、遂に之を維持するを得ず、其の多くは停業し、敷地建物等の不動産は、或は借款の擔保となり、甚しきは、之を賣却するものさへあり、官設事業は、軍需工業以外は全滅の状態である。本來少ない此等事業の存否は、大なる問題でないにしても、一般の私營事業が、時局の影響を受けて、萎微振はず、衰頹の極に陥つたことは、重大なる禍害を謂はねばならぬ。

五、教育の頹廢

中央は元より各省共、政費を軍費に流用の結果は、教育費の不足を來し、國立省立各學校の經費、私立學校に對する補助費等何れも支出の途なく、教員の俸給も、甚しきは一、二ヶ年分の仕拂滞りなり、教育費問題に因る騷擾、各地に絶へる間なく、外國人經營、其他特殊の基金を有する學校を除きては、満足に開校せるものは、極めて少なき状態に陥り、殊に、動亂の直接的影響としては、各學校々金は、常に兵金として領せられ、廣範圍に亙る各學校

は、長日月間、閉校の餘儀なきに至るこの度々であつて、生活苦に悩む教育家も、無爲に徒食する學生この思想は益惡化の一方で、學風の頹廢甚しく、所謂學匪化して、支那の社會を毒することが頗る大である。

六、民心の惡化

軍閥輩の強盜的誅求、乃至は産業の衰頹に因る生活苦等が、支那の一般民心を惡化したことは、甚大なものである。左無きだに、全國民の半數以上が貧民の支那であるから、極端にして不合理な、人爲的生活苦は、爲政者を呪い社會を呪ふ聲となり、國有道德の廢頹は、恐るべきものがある。清陵の發掘、孔子廟の破壊等は、權力階級の盲動であるけれども、廢れたる民心の反映でなくして何であらう。惡化した民心が、支那の將來を悩ますことは、決して尠なくないであらう。是れ亦内争の齎した禍害である。

七、匪賊の増加

支那の社會階級に匪賊の存在を忘れてはならぬ。滿洲に於ては馬賊、蒙古では蒙匪、東部支那の一圓では土匪、到る處にあらざるはなき此等匪賊は、支那社會相の反映として、其の歴史極めて舊く、決して今日に始まつたものではないが、近年に於ける内争の爲め、流離所を失ふた者、社會を呪ふ者、逃亡兵、解散兵等は、相率いて匪賊の群へて投ずる。斯くして今や支那全土に亙り、匪類の横行愈甚しく、正業を阻礙し、民生を困しむること、想像外のものがある。

右は禍害の主なるものを、列舉したに過ぎないが、斯うた鬪墻の年が如何に支那自身を禍したかを、知るには充

分であらう。今や國民黨の北伐工作が完成したので、武力的内争は、一段落の如く見へるが、裏面の状態は安心出来ぬものがある。三民主義を標榜する國民黨員も、同じく是れ支那人で彼等の爲す所は、舊軍閥と殆んど變りはない。内争の禍害が、北伐の一段落で、決して熄んだものでないことを、悲しみ且懼れざるを得ぬ。

次は各省區の軍閥が、誅求の手段形式である。極めて多様な手段を弄して、民膏民脂を搾り取るのであるが、達観するに、其形式は三時期に分つことが出来る。以下序を逐ふて概説するであらう。但し、専ら借款に依つた中央政府の事情は、別に述ぶるを以て、茲に特記の必要を認めぬ。

第一期 本期は、財政の特に困難でない時期に於ける誅求で、省區に依り年次を異にするも、概観するに、凡そ民國十年以前である。此の時期に於ける、軍費調達或は私腹を肥す爲めの搾取形式は、概ね次の數種を出でぬ。

- 1、政費の軍費流用 内務、實業、教育等の政費を軍費に流用するが、若しくは、此等の豫算引當てを減じて軍費を増大する。
- 2、借款 省有財産、省收入等、多くは相當確實な財源を擔保して、各銀行、商業機關等から借款を行ふ。
- 3、公債 借款の整理、不足政費の支辨、金融の整理等の爲め、地方公債を發行する。本公債も、概ね前項の如き擔保付で發行される。

4、増税及新税設定 支那に於ては、増税は惡政の表徴とされて居る爲め、此の期間に於て、増税は容易に行はれぬが、必要に應じ、各種厘金の設定、國稅、地方稅等に對する附加捐を徴するに至るも、其程度は未だ甚しくない

5、中央解款並專款の截留 各省から中央に貢納すべき解款及中央から指定した中央專屬收入は、此の時期に於て既に殆んど全額を截留するのみならず、中央所屬の徵稅機關に依り、徵收せられる中央直接收入すら、一部を截留するに至る。

第二期 第一期を経て、最早や財源に苦しむ時期で、凡そ民國十一、十二、十三年頃である。

- 1、借款 國債、官有株券、官有財産等、稍不確實なる擔保品を求めて、極力借款する。蓋し、借款が最も簡單で有効な調査法なるが爲めである。
- 2、紙幣の亂發 各省機關銀行から、紙幣を濫發して財源とする。本來發行準備の少ないのに、此時機に於ては、之をすら他へ漸次流用するに至る。
- 3、中央直接收入の截留 中央專款、中央專款が、第一期中に既に大部分截留せらるゝは前述の如きも、本時期に至れば、中央から特設徵稅機關を設けた、所謂中央直接收入（烟酒稅、印花稅の如き）すら、殆んど完全に截留して、餘す所なし。又鐵道收入を抑留することも、此の時期に始まる。
- 4、官産の拂下 官有財産を民間に拂下げて軍費に當て、或は私囊を納める。
- 5、租稅の豫徵 將來徵すべき租稅、雜捐の豫徵を始める。最初は次期分を徵する程度から、漸次翌年度分を徵する程度迄進む。
- 6、各機關の經費支拂滞り 第一期中に於ても、支拂滞りが無いが、本時期に至りては、一層其の程度を

増すに至る。

第三期 最後の財政破壊期で、實に民國十三年來、第二奉直戰當時から、現今に至る期間である。

- 1、借款 將來の租稅、雜捐等を擔保し、或は中央專款、中央直接收入を擔保して、時に全然無擔保にて、半強制或は強制的に借款を起す。
- 2、臨時名義の新稅捐及附加稅捐の亂設 各種各機のものを、多くは臨時の名義にて亂設する。一々例擧に違ないが、口實の付くものにして、手を付けぬものはない。
- 3、各種租稅の豫徵 各種の租稅、殊に地租類の豫徵が最も流行する。既に第二期に於て、一ヶ年分内外の豫徵をして居るが、此の時期になれば、二年三年分を徵した省があり、極端な例にして、四川省の某縣の如きは、二十ヶ年分も豫徵してしまつた。
- 4、官產の處分 金額の大小を問はず、性質の如何を分たず、苟も官有財產にして、處分して目前に支障なきものは、之を處分してしまふ。
- 5、地方公債の發行 償還期到著の借款を整理し、或は紊亂せる金融を整頓する等の名義下に、巨額の地方公債發行を企つるも、確實なる擔保を缺き、強制的に募集せられる。
- 6、銀行の新設 張宗昌が山東銀行を設けた如き、國民黨が到る所、中央銀行を設けた如き、直隸進出後、從來の直隸省銀行の外に、新省銀行の設立を企てつゝあるが如き、何れも從來の紊亂した銀行では、發行券餘力がない

爲めに、新らしきものを設けて、新紙幣を亂發せんとするものに外ならない。新設當時は、相當の現金準備をして、確實なものらしく見せるが、何時の間にか準備金は他へ流用され、紙幣は市場に溢れるに至るのである。國民黨が、在漢口當時發行した巨額の紙幣を其儘にして、上海に別の中央銀行を設け、漢口市場に充滿した紙幣は信用出來ない公債の發行に依り、整理せんとして、商人間の猛烈な反對に會して居るが、實に無責任な行動と謂はねばならぬ。

7、鹽斤加價 鹽への加稅を言ふ。一種の專賣に屬する鹽に對し、一定額の價額を加へて之を財源とする。鹽は必需品中最も普遍的のものであるから、之が加價は、收入増加の最も便利な方法であるから、窮餘民生に顧念する暇なく、各省各地共、二重にも三重にも、加價を行つて人民を苦しめて居る。

8、軍票の發行 軍事行動を起した場合、上記各方法の外、巨額の軍票を行使するに至る。本票に對しても、發票省區の各種財源を擔保して居るが、擔保其のものが不確實なるのみならず、勝敗豫測し難く、一度敗戦とならんか、完全なる反古ミ化するを以て、本票は、其の行使に對する民間の反對最も甚しい爲め、特種な場合以外、あまり多くは行はれぬ。

9、逆產の沒收 反對黨派の領袖連の財產を、口實を設けて、沒收するのである。凡そ支那官吏の財產にして、不正のものでないものは有るまい。そこで、名目は如何様にも付けられる。勝てば官軍、敗ければ賊で、逆產沒收も一つの重要な調査手段である。

10、綁票 一名肉票とも言ふ。之は土匪等が人質をさらへて、身の代金を強要するところであるが、軍閥共が窮した場合には、何らか口實を設けて富豪を捕へ、莫大な金を搾り取ることは度々である。

11、阿片の公賣 阿片収入は、舊くから軍閥の特種収入となつて居た地方が多いが、之は公然のものでなかつたのに、國民黨の廣東時代に、公賣を始めたのを動機として、支那全土に波及した。國民黨が南京に政府を移して後採用した阿片政策は、後章國民政府の財政内に、詳述するであらうが、其の猛烈なところには驚かされる。國民黨では、革命完成の爲めには、止むを得ざる手段を辯明して居るが、革命史上拭ふべからざる汚點を印したものである。

12、賭場の公開 之も廣東、福建地方で、窮餘の調査手段として創められ、後に各省に漫延したのであるが、内争が法律、風教を犠牲にして、憚らない状況を窮ふに足るであらう。

以上は、支那の南北を問はず、軍閥の新舊を論ぜず、實行した所の主なる搾取手段である。今や支那は、國民黨に依つて表面的ながらも、大體統一されたのであるが、右の各手段中、阿片の公賣、賭場の公開、綁票等極端なものが、漸次廢せられ、又廢せられんとするのみで、其の他の大部分は、依然として實施せられ、國民の期待を裏切つた怨嗟の聲が轟しい。

第二章 財政組織

第一節 中央財政機關

北伐一段落後の國民政府は、銃意國家諸機關の、新組織に執掌しつゝあるが、財政關係の中央機關は、別に述べる司法監督機關の外、次の三種である。

一、財政部 行政院の一機關たる財政部は、財務行政の最高執行機關で、國民政府に直隸し、全國の財務行政事務を管理し(財政部組織法第一條) 各地方最高級行政長官の、財政部所管事務の執行に對して、監督指示の責を有し(同條) 主管事務に關し、各地方最高級行政長官の命令或は處分に對し、法令に違背するか、或は權限を超越するを認めたるときは行政院長に申請し、該院長より國務會議に提出し、同會にて議決後之を停止、或は撤廢する(同條) 權限を有してゐる。而して、財政部内には、關務署、臨務署、總務司、賦稅司、公債司、錢幣司、國庫司、會計司、烟酒稅處、印花稅處、捲煙煤油稅處を置きて、各其の事務を分擔せしめるのである。(同第四條民國十八年五月九日修正)

財務部が各地方財政を監督する方法及各省財政廳が中央に屬する國稅を管理する方法等、中央と地方との關係に關しては、次節地方財政機關内に於て述べる。

二、中央財政委員會 委員制度を根本原則とする國民政府では、財政に關しては、中央財政委員會なるものを設

けて、全國財政の最高實權を握らせて居る。即ち本會は、中央政治會議の議決に依り、全國の財政を指導する機關で重要な財政政策は、全部本委員會で操縦さるるのであつて、事實上の財政最高機關である。本會は、中央政治會議から三名を、財政部長、財政次長の五名を以て組織し、隨時各機關の財政情況を調査し、且つ事項を指定して、報告せしめることを得。又財政の指導に關する事項は、中央政治會議に進達して、政治會議から國民政府に、之が執行を命ずる如くするのである。

三、豫算委員會 國民政府に直隸した機關で、豫算委員會條例(民國十七年八月二十八日公布)及其の他の法令に依り、豫算の査定及實施事項を掌理する。國民政府は從來、財政監理委員會なるものを設けて、豫算査定事務を司らせることにして居つたが、財政會議の結果、本委員會條例の公布と共に、監理委員會は廢止されたのである。

國民黨の理想に依り、五院制を採用した國民政府に於ては、我が大藏省に相當すべき財政部も、行政院の一局部に過ぎない如き關係位置にある爲め、全國財政に互る事前監督の職權を、附與するこの出來ぬのは當然で、別に全國豫算を査定する最高機關を、要することは、必然と謂はねばならぬ。

本委員會は、國民政府から、委員十三名を任命して組織するもので、內常務委員三名を互選し、其の内一名を主席とする。而して、中央收支豫算の總ては、本會の査定を経ねば、執行するを得ぬもので、此の權限は、特別會計の豫算にも及び、某種豫算の全部或は一部を、本會で不當と認めたまきは、之が取り消し改修を行ひ、或は改修の範圍を指定して、財政部或は該豫算編纂機關に交付して、修正せしめることを得る。斯くして査定済の豫算は、國

民政府から財政部を審計機關に命じて、之を施行せしめるのである。

以上は國民政府の最近に於て設立した機關であつて、其の職務執行の爲めに必要な手續法等は、今尙完備に至らぬものが多い。

次に舊制度の一斑を述べて新舊對照研究に使せんに、民國三年七月、教令第五十七號を以て發布された、財政部官制に依れば、財政部は大總統に直隸し、會計、出納、租稅、公債、泉幣、政府の專賣、儲金、銀行及其他一切の財政を管轄し、並に地方公共團體の財政を監督するもので、財政總長は各省巡按使(後の省長)及各地方最高級行政長官の財政部主管事務執行に對し、監察指示の責を有し、又主管事務に關し、巡按使及各地方最高級行政長官の命令、或は處分に對し、法令に違背するか、或は權限を超越するを認めたまきは、大總統に申請して、核奪する權限を有して居たので、條文上から見れば、新制度と其の職權の範圍は、殆んど同じでも、權力には大分の相違があるのみならず、既述の如く、新制度には、中央財政委員會に、財政上の最高實權があつて、財政部長は、該委員會の一委員として、其の實權に参加し得るのみであるから、其の實權は益々削減されて居る。

右の如く、財政部の條文上に於ける職權は、大に削減されて居るが、其の内容を見るに、舊制度に於ては、支那最大の收入たる關稅は、外交部財政部兩屬の稅務署、第一の收入たる鹽稅は、鹽務署、烟酒稅は烟酒事務署等、財政部に對し、獨立否少なくとも傍系の機關に依つて、管轄されて居つたのであるが、新制度に於ては、從來財政部の附屬機關であつた印花稅署と共に、此等の全部を、財政部内の一同署として、抱容したのであるから、條文が具文

に終ることはなく、實施されるものこそすれば、財政部の新しき職掌範圍は、以前のものに比し、頗る擴大される譯である。然れども、稅務署鹽務署等が特設機關とされたのは、海關稅鹽稅が外債の擔保となり、兩稅が外人管理下にあるが爲め、斯くなつて居るのに外ならぬ。當然有効であるべき條約を、片面的に廢棄するが如き國民政府であるから、民國十六年八月に公布され、十七年十二月迄に、三度の修正をされた財政部組織法に於て、複雑な行き掛りに頓着なく、財政權を統一したのは、勢の然るべき所であるが、之が實施に就ては、幾多面倒な問題が残されて居ることを謂はねばならぬ。

財政部は清朝末葉の度支部で、更に遡つては戸部と稱して居つた。何れも制度上は、全國の財政を管轄する、絶對的權力を有して居るやうであるが、實際に於ては、地方の勢力が過大で、所謂尾大振はずであつた。尤も、清朝時代に於ては、中央地方の財政關係は、貢納式であつて、中央の威力に依つて、貢納が支障なく行はれたまでのことであるから、之に就ては、全國の統一的財政を云爲する迄もないとして、民國初年に制定された會計法に依るに其の第三條に『國家の租稅及其の他の收入を歲入とし、一切の經費を歲出とし、歲入歲出は總豫算に編入すべし』と近代文明國會計法其儘の、總計豫算式會計方式を、規定して居るのであるが、民國以來、依然として地方勢力の過大な結果は、財政權の實質的統一等は、到底企及し能はぬ所であつた。

清朝時代の各省財政、最高機關たる布政使は、度支部に直隸して居なかつたものを、民國になつては、省財政廳を財政部に直隸せしむるに共に、財政總長に、地方行政長官に對する、財政上の監督權を掌握せしめたのであつた

が、省長は官制上、大總統に直隸して居るのミ、又事實に於て、地方長官の權限を、之れ以下に壓縮するのことは、中央の實力薄弱であつた過去の支那にして、不可能事であつた爲め、名義上財政部直隸の各省財政廳長も、實は完全なる省長官の屬僚に過ぎない實態となつて、制度の立派なものにも似ず、中央機關の勢力は、極めて微弱なものに過ぎなかつた。

第二節 地方財政機關

一、省政府財政廳

民國十七年四月、國民政府の發布した修正省政府組織法に依れば、省政府の下に、秘書處、民政廳、財政廳、建設廳、教育廳、其の他必要に應じ、農工廳、工商廳等が設けられる。而して財政廳は、有稅及有公債事項、省政府豫算決算事項、省庫收支事項、公產事項及其他省財政事項を掌理するものであつて、其の辦事細則は、各省政府委員會で議定することになつて居る。民國十七年八月公布された江蘇省政府財政廳組織條例は、十六年十二月公布された省政府組織法の『省政府各廳の組織條例は別に之を定む』の條文に依つて設けられたもので、名稱が辦事細則となつては居らぬが、國民政府所在地たる省のものであるかは、恐らく新制定の財政廳辦事細則の、範則に見て誤りないであらう。茲に江蘇省條例の要點を示す。

1、本廳は省政府の指揮監督を受け、全省財政事務を掌理する。

2、本廳に廳長一人を設ける。全省各機關の豫算を査定し、支拂命令を發行し、全省財政の監督をする。

3、本廳は二科に分ける。

第一分科 總務股、豫算決算股、收支股、交代股、銀行公債股、清理股、統計股、

第二分科 田賦契稅股、貨物稅股、雜稅股、新稅股、官產股、

4、本廳は國民政府、或は省政府から、各稅或は財務の取扱委託を受くるときは、本廳に專處を附設して、主任者を任命し、各主管事務を經理させる。

斯くして新制度に於ては、從來の財政部直轄制度を廢して、省政府内の一廳を改めたのである。

然らば、財政部は如何なる手續に據りて、之を監督するかと言ふに、之が爲めには國民政府、監督、地方、財政、暫行法なるものが制定されて居る。本法は民國十七年全國財政會議の直後發表された財政部監督地方財政條件に端を發し其後五院制の成立を見た爲め、民國十八年一月の中央政府會議に於て修正されたものを、三月上旬に至り、更に立法院に於て暫行法を改めたものである。先の監督條例は全文十二條から成り、又財政部が他方財政を監督する理由書をも同時に公布し、相當詳細に規定して居つたのであつたが、新暫行法に於ては全文を六ヶ條に節約して居る。本法は後節會計制度にも密切な關係を有するから次に譯載する。

▲國民政府監督地方財政暫行法(民國十八年四月八日)

第一條 國民政府の全國地方財政に對する監督は本暫行法に依り之を行ふ。

第二條 省及特別市の地方財政は毎會計年度施行前に於て法定の程序に依り豫算を編成して國民政府に呈出し國民政府より財政部に交付して之を審査せしむ。財政部は審査の上意見を附し國民政府立法院に呈請議決の後國民政府より之が施行を令するものこす。

縣及普通市の地方財政は毎會計年度施行前む於て法定の程序に依り豫算を編成して省政府に呈出し省政府より財政廳に交付して之を審査せしむ。財政廳は審査の上意見を附し省政府に呈請議決後之が施行を含むものこす。

財政廳は毎會計年度内に於て各縣市の各種收支總額を彙編して説明を加へ財政部に轉報すべし。

第三條 地方財政の會計年度は均しく國家財政の會計年度は均しく國家財政の會計年度を以て年度を爲すべし。

第四條 省及特別市地方にして税目の新設、税率の增高或は公債の募集等あるときは均しく國民政府に報告し國民政府より財政部に交付して審査の上意見を附せしめ財政部より國民政府立法院に呈請議決の後國民政府より之が施行を令するものこす。

縣及普通市地方にして税目の新設、税率の增高、公債の募集等あるときは省政府に報告し省政府より財政廳に交付して審査の上意見を附せしめ財政廳より省政府に呈請して議決後之が施行を令するものこす。

第五條 省及特別市地方財政は毎會計年度終了後法定の程序に依り決算表冊を編成して國民政府に報告し、國民政府より監察院及財政部に交附して認可を爲さしむ。

各縣市地方財政の決算は財政廳にて審査の上表冊を彙編して省政府に呈出し更に國民政府に轉呈すべきものこす

第六條 本暫行法は公布の日より之を施行す。

次は各省に於ける國稅の管理方法であるが、國稅中烟酒、印花稅の如く、中央から専門の局を特設して徵收するものは、問題でないけれども、專局の設けのない國稅徵收には、地方財政機關を利用することが必要な爲め、國民政府では、各省財政廳管理國稅規程なるものを設けて、其の管理方法を明かにして居る。

本規程に依るに、財政廳の管理すべき國稅は次の如くである。

- 1、經常管理の稅目 貨物稅（釐金、統捐、認捐、包捐、產地稅、銷場稅、落地稅、茶捐及其他類似的稅捐全部） 關捐、石油特稅、礦稅、鐵路貨損其他財政部から委任の經常收入
- 2、臨時管理の稅目 驗契費、房租其他財政部から委任の臨時收入

而して財政廳は、所管各稅の實收額を、毎月結算して、翌月下旬迄に、又各稅徵收の情況、改良の方法等は、毎三ヶ月毎に、財政部に報告を要する。中央への送金額、實收額との比較をも、報告することになつて居り、財政部の認可を経ずして、國稅收入を、使用することを禁じて居る。

右の如く、國稅を省財政廳に管理させるのは、臨時的過度的意味であつて、民國初年に計畫した如く、各省に國稅廳なる特設機關を設立する意向のあることは、民國十七年の全國財政會議の提案でも、之を窺知することが出来る。（租稅通設參照）

地方財政機關の沿革を述べるには、勢ひ地方行政機關の交遷をも一瞥の要がある。前清時代の地方最高長官は、

總督であつて、文武兩權を掌握し、別に巡撫なるものがあつて、民政のみを管掌するを、原則として居たが、漸次巡撫も兵權を有するに至り、兩者の權限が、殆んど區別なきこととなり、唯總督は、二省或は三省を兼管し、巡撫は一省のみを管轄する差があつたのみである。

清朝當時、各省の財政最高機關は、布政使である。布政使は明代に於ては、全省の民政及財政を併せて管理した行政長官であつたが、其の後、總督巡撫を其の上に置いた爲め、布政使の權限が漸次縮少され、清代に至つては、全く督撫の屬僚となつたのである。

民國となるや、軍民分治の結果、省軍政長官として、初めは都督を置き、後將軍を改め、更に督軍督辦等と變遷し、別に行政長官としては、始め民政長と稱し、後巡按使を改め、更に省長と稱するものを置き、地方財務行政に關しては、財政部直隸の財政廳長を設け、省内に於ける財政を管理することにしたのである。従つて財政廳は、制度上に於ては、省長に對し獨立した、地方最高の財務官廳で、省長は政府の特別委任を受けて、財政を監督する權を有して居るのみであつた。之を前清時代、省政府の一屬僚に過ぎなかつた布政使に較べると、其の權限は擴大されたのである。

然るに、革命以來、中央政府の威力が兎角薄弱な結果は、軍民分治は具文に過ぎず、兵權を有する軍政長官は、其の勢力を次第に擴張し、民政にも關與することとなり、省長の威令全く行はれず、而も多くの省では、督軍が省長を兼ねるに至つたのである。さらでだに、省長は中央政府と對等の位置を有して、大總統に直隸する筈のもので

財政廳長が省長に對して、獨立的立場を保持することは、事實上極めて困難なのであるから、兵權を有する督辦に對し、省長の影が薄くなつてからは、督辦は其の勢力範圍に君臨するの狀態を誘致し、財政廳長のみならず、省長迄も其の任免を自由にし、財政は搾取に搾取を重ね、只管私利私慾の鬭争を繰り返したのが、民國以來殊に最近數年間の實情である。今や北伐完成と共に、再度の革命は一先づ形式を具へて來たが、委員組織に成る省政府の一部局たる財政廳は、中央財政部との財政關係を、既説『民國政府財政部監督地方財政條例』なる一條文で、結び付けんとするのである。果して理想通りに行けば、支那の爲め萬幸であるが、其の効果は之を將來の事實に觀るより外ない。

二、特別市政府財政局

民國十七年七月三日公布された特別市組織法に依るに、首都、人口百萬以上の都市及其の他特殊の情況を有する都市は、國民政府の特許に依りて、特別市を爲すことを得る。而して特別市は、國民政府で直轄され、省縣行政範圍に入らず、其の職權の實質は、省政府に類似して居る。此の制度は、國民政府の新に制定したもので、首都たる南京の外、上海、武漢、天津、北京、廣州等が此の資格を有する譯である。最近哈爾濱市も特別市と認定されたやうである。

特別市には市政府を設置し、市長は國民政府から任命する。此の點は委員制の省政府と異なる所である。而して政府内に財政局、土地局、社會局、工務局、公安局、衛生局、教育局等を設け、又特種的情況に依つては、港務局

をも設けることが出来る。

財政局の分掌事務は、市財政事項と市公産の管理及處分事項で、市豫算事項、税捐の新課、市債の募集及公共共事業の經營事項に關しては、市政會議の議決を要するのである。市の收入としては、次の如く定められ、市政府に於て徴收することとなつて居る。

- | | |
|----------|-------------------|
| 一、土地 税 | 二、土地 増價 税 |
| 三、房 捐 | 四、營 業 税 |
| 五、牌 照 税 | 六、碼 頭 税 |
| 七、廣 告 税 | 八、市公産 收入 |
| 九、市營業 收入 | 一〇、其他法令にて徴收特許の 税捐 |

右税捐外に、新に税捐を賦課するときは、國民政府の認可を受けるを要する。又必要の時は、同じく國民政府の認可を経て、市債を募集することが出来る。

財政の監督に關しては、財政部は其の主管事務に關して、特別市の命令或は處分が、法令に違背するか、或は權限を超越すること認めたまきは、國民政府に申請して、之を停止撤廢或は變更せしめることが出来る。市財政の監督方法は、既説監督地方財政條例に依るのは無論である。

三、下級財政機關

各縣及縣行政範圍内の區村の財政事項に關する國民政府の新制度は、民國十七年九月、始めて公布された縣組織法に定められて居る。即ち次の如くである。

1、縣財政機關 縣に縣政府を設け、省政府から任命した縣長一人を置いて、縣政を綜理せしめる。而して縣を三等に分ち、一等縣に四科、二等縣に三科、三等縣に二科を設置する外、公安局、財務局、建設局、教育局等を設け、各局長は省政府の主管各廳で、試験の上任命するのである。

財務局の職務は、税捐の徴收、募債公産の管理、其他地方財政事項を掌するもので、縣豫算解決事項、縣公債事項、縣公産處分事項及縣公共事業の經營管理事項に關しては、縣政會議の審議を経るを要する。該會議は縣長縣政府各科局長を以て組織するのである。又縣豫算決算及募債事項の議決機關は、縣參議會で、該會員は民選で任期三年、毎年三分の一改選規定されて居る。但參議會の設立は、本組織法施行一ヶ年に於て、省政府から縣政進行の情況を見て、時期を決定し、國民政府の認可を経て、實施するものであるから、早くも民國十八年九月以降である。

2、區及村里財政機關 縣組織法に定めた縣以下の自治區劃たる、區、村、里、間、隣の規定は其の範を山西省に則つたもので、枝葉に互るも、支那財政研究上關係をもつから、簡単に述べる。

區 縣を戶口地形に按じ、若干區に分ける。地方の習慣或は地勢の制限及其の他特殊の事情に因る場合の外は、一區は最少二十村里を以て組織する。

村 百戸以上の郷村地方を村とする。百戸に満たぬものは、數村を合併して一村とする。地方の習慣或は地勢の制限、特殊事情のある地方では、百戸に満たなくとも、村とするこゝを得る。

里 百戸以上の市鎮を里とする。百戸に満たぬものは村に編入する。但百戸に満たぬときも、村の場合と同じ事情のあるときは里とするこゝを得る。

村里の居民二十五戸を間とし、五戸を隣とする。但地勢其他の情況に依り、戸數が不足するときは、縣政府の劃定に依つて、間或は里を爲すこゝを得る。

區には區公所を置き、區長一人を設けて、區自治事務を管理させる。區長は區民から選任するもので、各區民は區長選舉後に於て、區監察委員五人或は七人を選擧して、區監察委員會を組織し、區財政の監察及區長の違法失職等の件を糾擧せしめるのである。

村里にも村長の外に、三人乃至五人からなる監察委員會を設けて、各村里財政を監督せしめるこゝも、區に同一要領である。

3、市財政機關

特別市組織法に、同時に公布された市組織法に依るに、人口滿二十萬の都市は、所屬省政府の申請を、國民政府の特許に依り、市とするこゝを得る。市は省政府に直隸して、縣行政範圍に入らず、縣に對等なものである。

政府に申請して任命する。各局の區分名稱は特別市に同一で、財政局の分掌事務、市政會議との關係、市收入の

種類、省財政廳が其の主管事務に關し、省政府に申請して行ひ得る職權等、何れも特別市のものと同じであるから之を略する。

省以下の行政官廳としては、清代には省を道に分け、道を府に、府を更に州或は縣に分ち、道に道尹、府に知府州に知州、縣に知縣等、夫々の長官を設けて、各其の管内の行政を掌つたものであるが、特に財務行政に就いては、下級の知縣、知州から、貢賦を直接省財政長官たる布政使に送り、清末には中間官廳を経るこゝなく、道尹、知府等も亦州縣の貢賦を得て、單に當該官廳の財政を司るに過ぎなかつたのである。

民國革命後府は廢せられ、州縣は何れも同列の縣に改められ、道の長官なる道尹は、一道の行政長官として、法律命令に依り、道内の行政事務を執行し、且つ省長の委任を受けて、財政司法等の特別官署の行政事務をも、監督するこゝになつたのであるが、事實上、道尹は單に省長と縣知事との中間機關に過ぎないので、國民政府の新制度では、無用の機關として、之を廢止するに至つた。

縣は舊制度に於ては、官制上最下級の行政官廳で、縣知事は人民に直接して、仕育を司るもので、一切の政治に關與せざるなく、實に支那政治組織の單位を爲すものである。而も司法制度が未だ獨立を見るに至らなかつた爲め知事は一般行政の外に、司法事務をも兼理したるを以て、其の權限は頗る廣大で、勢ひ威福を恣にするに至るを免かれなかつた。従つて、財政上に於ても、毎年の徵稅中、一定額を上司に解送すれば足るの制度を利用して、徒らに私腹を肥すこゝに是れ努め、上司に送るべき一定額すら、天災地變其の他の口實を藉りて、減額を謀り、而も管

内の行政費に對しては、厘毛の支出も之を吝み、如何に地方が荒廢するも、敢て土木を興し、教育を奨めるこゝなく、其の實人民に對しては、徵稅權を利用して、巧に各種の名義を籍り、動もすれば苛歛誅求を極めるのが常であつた。殊に最近數年來の如く、軍閥が各地に割據して、彼此鬭爭の結果は、莫大なる軍費を、飽くなき私慾を擧ぐる爲めに、搾取に巧なるを以て有能を爲し、次から次へに調査送金を命ずる。本來無理な要求なので、其の手段の如きは詮索しない。依つて、知事は職權を笠に、亂暴な取立てを爲し、其の間一層私腹を肥すのは無論で、其の亂脈名狀すべからざるものがあつた。

縣自作法は、民國八年九月公布され、縣議會、縣參議會等の規定が完備して居るが、内亂の爲め其の實施が遅れ終に其の實理を見なかつた縣が、極めて多く、例へ實施されたにしても、其の職能が完全に行はれた縣は、寥々たるものであらう。縣内の自治區劃たる鄉自治制も、民國十年七月公布を見たのであるが、之は完全なる具文に終つたやうである。

第三節 財政監督機關

支那に於て、官吏糾察の特設機關として、永き歴史を有する御史は、秦代に始めて設けられたものである。尤も其の以前に於ても、御史の名稱はあつたが、多くは記録事務のみを掌つたもので、秦代以後のもの如き、大なる職權は無かつたのである。

前清の都察院は、此の御史制度の發達したもので、皇帝に直屬して糾察事務に當つたのであるが、其の職權の及ぶ所は、政事の建議、行政の監察官其の考察及彈劾重大案件の會審、冤枉の辯明、會計の検査、詔書の封駁、案卷の註銷、禮儀の監察等廣汎に亙る最高の監督機關であつた。

文、武、糾察の三權鼎立は、支那歴代の理想制度であつて、現在國民黨の五權分立即ち立法、司法、行政三權の外に監察、考試の二權を加へた五權制度は、此の傳統的理想に基いたもので、支那政治組織の特異な點である。

第一革命を経て民國となるや、元年九月に至り、審計處なるものを設立し、其の後各省に分廳を設けて、司法監督機關としたのであつたが、當時は國務院の隸屬機關であつた爲め、職權は狭小に過ぎなかつたが、三年六月に至り、教令を以て審計院編制法を公布して、處を院に改め、同年十月、遂に審計法を公布するに共に、從來の審計條例を廢し、更に、同年十二月には、審計法施行細則を公布して、司法監督に關する法規のみは、完備したのであつたが、此時には、既に立法監督機關たる國會は停會し、三重監督機關の一を失つたので、政局は變動常なき爲め各行政機關の統一を期すべくもなく、各處勝手の支出を爲して、其の計算書は審計院に呈出することを肯せず、從つて審計院では、審計報告書編成の方法なく、司法的會計検査の効果は、遂に之を擧げることなくして今日に及んだのである。

茲に國民政府の新制度を述べる前に、舊制の概要を述べるに、審計院は大總統に直隸して、審計法に依り、國家の歲出歲入の決算を審定する事後監督機關であつて、其の審定を行ふべきものは、法令で規定せる大總統、副總統

の歲費及政府の機密費を除き、左の如くである。

一、總決算

二、各官署毎月の收支計算

三、特別會計の收支計算

四、官有物の收支計算

五、政府より補助費を給するか或は特に保證を與へたる收支計算

六、法令で特に審計院の審定を経べきものと定めたる收支計算

而して其の審計報告書は、之を大總統に呈出し、又毎會計年度の審計成績を、大總統に報告する外、法令上或は行政上、改正を要する事項のあるときは、其の意見を大總統に上申し得ること等、該法の骨子は、殆んど我國の會計検査院法と同一であつた。

然るに、國民政府は廣東蟄居時代から、審計關係の新法令を制定して來たのであるが、現行のものは、民國十七年四月公布された審計法、審計院組織法である。審計院は其の後、五院制度の完成と共に、監察院内の一部に編入されたが、之は國民政府組織法第四十一條に、監察院は國民政府最高監察機關にして、法律に依り（一）彈劾、（二）審計の職權を行使すること定められたのに根據するもので、更に其の第四十七條の「監察院の組織は法律を以て之を定む」の規程に基きて、制定公布された監察院組織法第二條に「監察院は審計事項に關しては、審計部を設

けて之を掌理す』とあり、更に其の第十四條に『審計部の組織は法律を以て之を定む』とある。然るに、審計部組織法は未公布であるから、現在は猶十七年四月公布の審計院組織法が、其の儘存續して居るのであるが、審計部の掌理事項に付きては、監察院組織法第十三條に於て、次の如く定められて居る。

- 一、國民政府及各省各特別市政府歲出歲入の決算に關する事項
- 二、國民政府所屬各機關毎月の收支計算に關する事項
- 三、特別會計の收支計算に關する事項

而して審計部が會計検査施行の方法は、審計法に詳細規定されて居るのであるが、本法は監察院未成立の十七年四月公布に係るものであるから、名稱が審計院となつてゐる。之は監察院に改められるべきものである。以下右審計法に依り、検査監督の方法を略述する。

新審計法に於ても、決算及收支計算中、審計院の審査を受くべきものは、次の如く舊法と相違はない(第四條)

- 一、國民政府歲出入の總決算
- 二、國民政府所屬各機關毎月の收支計算
- 三、特別會計の收支計算
- 四、官有物の收支計算
- 五、國民政府より補助を給するか或は特に保證を與へたる各事業の收支計算

六、其の他法令に依り審計院の検査を受くべきものと定められたる收支計算

即ち第四條の骨子は、舊法と何等變らないのであるが、新法第一條に於て、支拂命令發行に當り、豫め審計院の認可を経るを要するところを規定したのは、重要な變動である。先づ茲に其の條文を示す(次の如くである)。

第一條 凡そ主管財政機關の支拂命令は須く先づ審計院の認可(核准)を経べし支拂命令と豫算或は支出法案と符合せざるときは審計院は應に之を拒絶すべし

第二條 審計院は支拂命令の認可すべきや否やに對し速に之を決定し己むを得ざる事由ある場合を除き受けの日より起り三日を逾すを得ず

第三條 凡そ審計院の認可を経ざる支拂命令に對しては國庫は支拂ふことを得ず本條の規程に違背する者は自ら其の責任を負ふべきものとす

即ち嚴密なる事前監督方法をも、併行せんとするもので、立法監督なり、行政監督に對し、重複して居る譯であるが、支那の如く、行政權の統一力の微弱な國に於ては、是亦最も必要な方法なのである。但軍事、外交、天災、地變等の突發的事件の爲めに、審計院の認可を受くる暇なく、支出を要する如き場合は多々あるべきのに、審計法の第三條には、本條の規定に違背する者は、自から其の責を負ふべきものと規定されて居るのみで、事後審査なり、違反者處分の規定がないのは、支那の現在を以てすれば、病根を煎除するに足らぬやうで、折角の規定も、骨抜きな嘆なき能はずである。

次に審計院の職務に就き、今少しく詳しく述べるに、既述第四條に示す事項の検査を施行したときは、左記の事項に就きて、審計報告書を編成して、國民政府に報告するを要する（第五條）

- 一、總決算及各主管機關決算報告書の金額と國庫出納金額と符合せりや否や
- 二、歳入の徴收歳出の使用官有物の買賣讓與及利用は法令の規定及豫算と符合せりや否や
- 三、豫算超過及豫算外の支出の有無

更に審査院は、毎會計年度會計検査の結果を、國民政府に報告するを要し、且つ法令上或は行政上、改正を要する事項に就き、其の意見を附陳するを得る（第六條）のであるが、此等は何れも舊審計法と同一で、我が検査院は天皇直隸機關であるのに對し、審計院は國民政府に隸屬する機關である爲め、前者が成績報告を上奏するに對し、後者は政府に報告する差があるのみである。

審計院が收支計算検査の爲めには、徵稅其の他の收入機關よりは、毎月の經過後、前月分の收入支出計算書を提出せしめ（第七條）其の他の各機關よりは、右の外、貸借對照表、財産目錄に各證據書を附して提出せしめる（第八條）又委託検査の方法に就きても、第十九條に於て「審計院は審査事項に關して必要と認むるときは委託審査を行ふことを得、受委託の人或は機關は其の審査結果を審計院に報告するを要す」る旨を規定して居る。

出納官吏の責任解除、並に處分に關しては、第十三條に於て「審計院は各機關の收入支出計算書及證明書類を審査して正當と認むる者には認可狀を交付し」出納官吏の責任を解除すべし。不正當と認むる者は各該主管長官に通知し處分を執行し、或は國民政府に呈請して之を處分すべし但出納官吏は辯明書を提出し審計院の再議を請求するを得」を規定して居る。之は舊審計法の第九條と同一であるが、審計院の處分要求が、此れだけの規定で何れの點迄實行出来るものか、審計院に執行督察の職責を與へざる以上、恐らく具文に終るにあらざるや危まれるのである。

最後に新制度に於て注目すべきは、黨部の決算計算に、審計法を適用せぬことである。之は審計法第二十條に明示する所で、恰も立憲國家に於ける元首の歳費然たるものである。然るに黨には中央黨部あり、省黨部あり、縣市黨部あり、其の範圍全國に互り、頗る廣汎であり、經費も莫大なものがあるのに、之を全部審計法の羈絆外に置くが如きは、黨治國とは謂へ、横暴に過ぎる感がある。財政上の病源とならねば幸である。

第四節 會計制度

一、豫算制度

清朝末年迄の支那財政は、量入制出主義で、只國幣に餘裕を生ずることのみを求めて、所謂收支均衡の計畫は有りもせず、又必要とみなさなかつた。清朝に於ては、歳出入額と其の科目は、凡て大清會典で一定せられ、之を變更するを得ぬものと定められて居たので、豫算制度の必要が無かつたのであるが、其の末年に及んで、立憲を準備し、光緒三十四年、憲政編查館が上奏裁可を経て、九ヶ年の立憲準備期間内に於て、第三年目から各省豫算を編成する

こころなし、宣統二年正月度支部豫算簿式、例言二十個條を定め、同年秋、三年總豫算冊を彙編して資政院に交付し、其の議決を経て頒布したのが、支那に於ける豫算編成の嚆矢である。翌三年春、度支部は繼續して四年度豫算を編成せんとして、中央地方の各官署に通達して、株式通り作製せしめ、秋に至つて總豫算を編成し、其の完成を見んじするに際し、革命の勃發となり、資政院に付議するに至らずして止んだのであつた。

民國最初の豫算は、二年度のものであるが、頒布時期が年度の半ば以上にも過ぎて居た爲め、各機關は豫算に關係なく財政を執行したの、前後大借款の不正事件問題から、南支各地に動亂が起つたので、豫算外の特別費用が多かつたりして、豫算は全然有名無實に化してしまつた。其の後も引續き政變動亂が頻發し、各官制は度々修改せられ、各機關は随時に増減され、全く確乎たる標準が無かつた爲め、豫算編成の方法がなかつた。そこで民國三、四、五、六、七各年度の豫算は、何れも正式の頒布を見なかつたのである。只五年度の豫算のみは各議員で編成して、立法院の議決を経た。又八年度の豫算は、新國會を通過して公布されたが、實行されたものは其の一部分に止まつた。八年以後は軍閥の鬭争が漸次深刻化し、政權が分裂して、財政は混亂錯綜し、收拾すべからざるに至り、從來の如く形式的のものすら、編成の手段がなくなつて、全然無豫算の儘、今日に及んだのである。

一方國民政府は、廣東に於て成立當時、豫算委員會の組織を見たのであつたが、只具文に止まり、實績を見るに至らず、南京進出後も、北伐完成迄は、軍費の籌劃に日も又足らぬ状態で、整なつた豫算などは、到底あり得なかつたのであるが、今や全國統一の曙光が見えて來て、五院制度も成立するやうであるから、再び分裂を來さぬ限り民國十八年度からは、或は全國的豫算が編成されるに至るであらう。

民國の會計法規としては、三年春、會計條例が頒布され、次で五年の十月に至つて、會計法が改められたものが基礎法規で、殆んど我が舊會計法と同じく、國家の租税及其他の收入を歲入とし、一切の經費を歲出とし、歲入は總豫算に編入すべきこと（第三條）を定め、總計豫算方式に依らんとするもので、更に歲出歲入總豫算は、前年度に於て立法院に提出すべきこと（第六條）を定め、其他立憲國家にして不足のない法律が、備はつたのであるが、之は單に理想を示したのみで、未だ曾て實施せられずして、今日に至つて居る。

國民政府の新會計法規としては、民國十三年七月二十八日頒布の、財政部會計則例がある。本條例の第二條に、國家の歲出歲入は均しく會計司より總豫算總決算を編成して、一纏めのものとするの意であつて、財政部以外の他の部から提出する豫算の、内容に干渉するの權限は附與されて居らない。之は既述の如く、五院制度の必然の結果で、各部の豫算全般に互つて、之を査定する機關は、國民政府に直隸する、換言すれば五院に對等同列なる豫算委員會である。而して財政部と本會との關係に就きては、豫算委員會條例の第六條に於て「一切の中央收入支出に關する豫算は、收入及支出機關より法に依り豫算を編造して、財政部に移送し、財政部に初步の審査を爲す。財政部審査了せば、意見を附具して、各該豫算を豫算委員會に移送査定し、或は酌量して總豫算内に編入の上、豫算委員會に移送査定すべきもの」と定めて居る。財政部は専門的眼識を以て、初步の審査を爲して、意見具中をする權能を有するのみである。

更に該條例は、財政整理の完成に至る迄の、過度期に於ける、不足勝なる収入の配當を、公平ならしめる爲め、本條令第九條に於て『中央の軍政各項の支出が、實際上悉く豫算に照らして發給し能はざる以前にありて、各項の豫算を幾割に減じて支給すべきかは、豫算委員會より期に按し、中央収入の實數に就き、議定して之を行ふ』と定め、更に其の第二項に於て『財政部は如何なる機關にも豫算委員會議定の割合を超過して支給することを准許するを得ず』と定め、更に委員會が本職權の行使に便する爲め、財政部から毎月(一)前月分各種收入實數(二)本月分各種收入見積額(三)前月分各種支出實數(四)本月分各種豫算の支出額を報告すべき旨をも規定して居る。

國家豫算の査定及實施機關は、右の如く豫算委員會であるが、豫算が法律としての効力を備へる爲には、立法機關の議決を重ねねばならぬ。支那に於ける最高立法機關は立法院であつて、黨治下の臨時憲法も目すべき、國民政府組織法第三章第二十五條に『立法院は國民政府の最高立法機關で、法律案豫算案其他を議決の職權を有する』旨を明記して居る。又同法の第二十二條に於ては、立法院に提出の豫算案は、行政院會議の議決を経るを要することを規定して居るが、前記豫算委員會と行政院との關係が明瞭を缺いて居る。之は手續法が未完備な爲めであらうが、財政部から初歩の審査を爲し、意見を具した豫算案を、先づ豫算委員會に送附し、同會で査定して行政院に廻付し、該院の會議を経て、最後の議決機關たる立法院に提出される順序であらう。

次は年度の規定であるが、前清末年に於て、豫算を試行した當時は、資政院の開會が九月であつた爲め、會計年度は歷年と一致させて居つたが、民國となりては、國會の開會が四月となつたので、六七月頃は、上半期地租徵收

時で、收支が豊かな等の理由で、七月一日を以て年度始めと改められた。現行財政部會計條例にも、第二條に於て『政府の會計年度は毎年七月一日を以て開始し次年六月三十日を以て終止す』と定められて居る。

二、決算制度

近世式豫算制度無く、收支は會典其他で殆んど固定されて居つた前清迄の支那に、新式決算制度の無いのは當然であるが、光緒末年裁可を経た九ヶ年間の、立憲豫備期間の第三年目(宣統二年)から、決算を試行する計畫も遂に不履行の儘民國となつたのである、然るに民國に入るや、會計法、審計法其他關係各種法令が、漸次完備したのであつたが、今日迄の十七年間、豫算すら一度も正式に編成を見なかつた次第で、決算の行はれなかつたことは言ふ迄もない。故に全く具文に過ぎなかつたのであるが、茲に參考の爲め、舊制度の概要を述べるに、次の如くであつた。

先づ編成の順序を述べるに、中央各官署は年度經過後三ヶ月以内に、歳入歳出の決算報告書を編成して、主管部に送附し(舊審計法施行規則第六條)各省各特別區では、省區内各機關のものを經て、六ヶ月以内に主管部に送附する(同第七條)而して各部では、年度經過後八ヶ月以内に、所管歳入決算報告、主管歳出決算報告及特別會計決算報告書を編成して財政部に送附する。財政部では、此等を調査の上、年度經過後十ヶ月以内に、本部の決算報告書及國債計算書と共に、經て總決算書を編成し、附屬書類を添へて、審計院に提出するのである。

審計院に於ては、右決算報告を檢查の後、左記事項に就き審計報告書を編成して、大總統に報告するを要する。

- 1、總決算及各主管官署の決算報告書の金額ミ、金庫出納の計算金額が符合せりや否や
- 2、歳入の徴收、歳出の使用、官有物の買賣讓與及利用が、法令の規定及豫算ミ符合せりや否や
- 3、豫算超過及豫算外支出の有無

審計院の検査を経て、大總統に報告された決算を、最後に立法院(當時は國會)に提出承認を求むべき手續は、會計法第二十四條に定めた通りである。

國民政府の新制度に於ても、決算編成の職責が財政部(會計司主管)にあることは、該部組織法の明示する所で編成された決算は、監察院の検査を経るを要し(新審計法 第一一條)監察院は検査後、左記事項に就き審計報告を編製して、國民政府に報告するを要する(同條)此點舊審計法ミ殆んど同一である。

- 1、總決算及各主管機關決算報告書の金額ミ、財政部金庫出納の計算金額ミ符合するや否や
- 2、歳入の徴收、歳出の使用、公有物の買賣讓與及利用は豫算ミ符合するや否や
- 3、豫算超過及豫算外支出の有無

然るに總豫算提出の時期、國民政府の決算審査、立法院の決算承認等に關する事項は、未だ何等明文の規定がないが、此等の點は各法令の細則なり、手續法の完備ミ共に、詳細に定められたものであらう。要するに、院政府の審計法規は、今尙極めて不備の状態にある。

三、金庫制度

前清時代に於ては、中央收入は金錢に限らず、物品貢納も多かつたので、庫藏の設置少なからず、中央に於ては戶部所屬の銀庫、緞疋庫、顏料庫、の三種あり、各省に於ては將軍副都統庫、藩庫、按察司庫、糧道庫、驛道河道庫、鹽運司鹽法道庫、關稅庫、道府直隸州及苗疆分防廳庫、州縣衛所庫等の九種類あり、各專任官吏を設けて出納事務を司らしめ、其の稅程は嚴密を極めて居つたが此等の庫藏は、其の官廳ミ共に相互に獨立した、所謂官廳金庫制度であつた爲め、統一を失し、弊害不便尠なくなつたので、光緒の末年、大清戶部銀行の設立ミ共に、戶部出入の金錢は該行をして取扱はしめること定められ宣統二年には、國庫統一辦法を奏定して、全國に互る國庫の統一を企てたのであつたが、殆んど其の實績を擧げることなくして、民國ミなつたのである。

革命後は、金庫の統一は財政整理の基礎であるとして、元年十一月、金庫出納暫行章程を頒布し、二年五月には金庫條例を、翌三年には會計法を公布した。會計法第三十五條に『政府は銀行を指定し金庫出納事務の管理を命ずることを得』とあるのは、現金出納事務の管理機關を明定したものである。

金庫條例に依れば、金庫は國庫の現金保管並に出納事務を掌るもので、總金庫、分金庫、支金庫の三種に分ち、總金庫は政府の所在地に設け、分金庫及支金庫の地點、所管出納地域は、財政總長の定むる所に従つて、夫々各地方に分設する。而して各種金庫共、財政總長から中國銀行に委託して、之を管理せしめる規定である。中國銀行は情況を酌量して、其の他の銀行に代理を委託し、或は別に派辦處(派出所)を設けて、分金庫支金庫の事務を取扱

はしめることが出来るが、此場合に於ては、財政總長の認可を受くるを要する。

右金庫條例公布の直後に於て、更に交通銀行代理國庫章程の公布を見た。之は金庫條例が國會の議決を経て施行せられざる以前に於て、暫時交通銀行に委託して、金庫の現金出納事務を代理せしめるを謂ふのであつて、金庫條例の國會を通過して施行せられるに至れば、之を中止して、中國銀行のみに委託する規定であつたが、國會の成立期間は極めて短かつた爲め、遂に通過を見なかつたものが、兩行併用で今日に及んだ。

斯くして政府は、現金出納を統一して、收支の弊害を除去せんことをしたのであつたが、鹽稅關稅等は後に述べる如く、外債擔保の關係上保管銀行を異にするのみならず、其の他の収入も、地方に依りては、今尙官錢局又は省銀行に於て出納するものあり、殊に近年來の如く、内亂擴大後は、各地の収入が金庫に收納さるゝことは寧ろ少なく、各軍閥が徵收機關から直接奪取するものが多い状態で、出納事務は紊亂を極めたのであつた。

國民黨は廣東省盤居時代の民國十三年當時から、中央銀行を設立して、金庫事務をも取扱はしめて來たが、其の後北伐の進展と共に、各地に支店を設け、最近北伐完成と共に、其の改組に着手し、十七年十月、遂に本店を上海に移し、黨治國の國立銀行として、漸次各地に支店出張所を増設し、從來の中國交通兩銀行に代らんとして居る。中央銀行條例は、民國十三年八月、廣東に於て公布後、十六年十月に至り改正せられ、十七年十一月最後の改組を見て、名實共に中央銀行となつたもので、該條例の第五條に於て、國庫經濟の特權を附與されて居る。新金庫條例は今尙公布を見ない。

四、特別會計

支那の特別會計は、光緒三十三年に其の端を發して居る。即ち同年郵傳部に於て交通銀行を奏説し、船舶、鐵道、電信郵便各局の豫金を改めて該銀行に移管し、部扱の各處に散亂した在庫金を綜合して、全般の經理權を把握した之が所謂四政特別會計の初めて、宣統二年に至り、國庫統一章程を頒布したが、鐵道、電信、郵便の出納金は、依然該銀行に於て、之を保管することに定められた。當時は特別會計の名目は無かつたのであるが、事實に於ては、既に開始されて居たのであつた。其の後三年二月に至り、度支部で特別豫算暫行章程が奏定濟であつた爲め、參議院法制科に於て、路政經費特別會計細則五十四條を起草した。其の内重要なものは、交通銀行を指定して國庫を代理せしめ、一切の鐵道收入を管理せしめる點であつて、本章案は路政司と鐵路總局との調印を得て、郵傳部から内閣法律館の審査に附し、資政院に交付して議決され、又郵傳部に於て、宣統三年六月編纂した四年度の特別豫算は原案經常臨時費合計五千三百七十三萬餘兩のものを、内一千七百二萬餘兩を削減して、資政院を通過したのであつたが、章稅は未だ頒布に至らず、豫算は實行に至らずして、革命の勃發を見たのである。

民國二年制定された會計法草案の第二十五條に『凡そ特別事項にして本法に依據し能はざるものは特別會計を設立するを以て得』とあり、其の理由書中に『凡そ政府の自から經營管理する事業は皆此に屬す云々』とあつたので交通部の四政は、宜しく特別會計を設立すべきものとして、時の交通總長朱啓鈴氏から、二年二月五日、國務會議に提出して直ちに通過したので、同八日に交通部内に特別會計總核處を設け、京漢鐵道會辦王景春氏を處長として先づ鐵道の記簿法の改良、會計法規の編訂から着手したのであつた。

二年五月右總核處から、二年度の四政特別豫算を編成して交通部に呈出、國務院に移送して、國會に提出したるに、豫算委員會で審査の結果、四政利益の全部を特別會計の收入とするに就き、國費困難の折柄問題となり、當時一般の輿論も、多くは交通特別會計に賛成せず、交通部内に於ても、郵便、電信、航路を引離し、鐵道に限らるるにすることを可とするものあり、斯くして、未通過の儘國會解散となつたのである。

五年國會恢復するに及んで、政府は五年度四政特別豫算を國會に提出して、己に審査を了し、衆議院の議事日程に入れられたのであつたが、又も國會の解散を見て、不成立に終つた。越えて八年、新國會の召集するに至り、八年度四政特別豫算案が始めて正式に通過して、政府公報で公布され、更に十年一月七日には、大總統令は教令を以て、國有鐵路會計條例を公布するに至り、特別會計の地位は、始めて固より、精神が始めて明かになつたのであつたが、十一年九月交通總長高恩洪氏は、各方面の侵權に因り、財源が斷へんした爲め、國務院に特別會計を取消して、餘裕あれば總て財政部に歸し、不足すれば財政部から補給することに改正すべきことを提議するに至つたが、財政部では當時交通部には餘裕のなかつたので、財政部に於ても、援助の力が無かつた爲め、取消しせず其の儘今日に及んだのであつた。

國民政府では、財政會議の終つて間も無い十七年八月初旬に於て、交通部主催の下に全國交通會議を開いて、交通行政の全般に互つて研究討議する處があつたが、本會議に於ても、交通財政の特別會計制度は、大に論ぜられて居つたが、鐵道は荒廢に荒廢を重ねて居る上に、數億の借款は利子すら仕拂へぬ窮態にある現狀に於ては、急に理想的の特別會計を実施するに到底出來ないであらう。

第三章 歳出入概説

財政の基本は豫算であるから、一國財政の研究には、豫算から入るのが順序であらう。支那には近世國家に缺くべからざる事實を根據した豫算がない。清末以來編成された豫算は、正式の公布を見るに至らず、單に一種の理想を示したものに過ぎず、豫算は收支の實施に、何等の法律的束縛力を持つに至らなかつた。會計法規は具備して居つても、一向行はれず、財政の大綱は依然前清時代の方法を、踏襲したものに過ぎない。

前清時代に於ては、歳出入額が、大清會典を以て一定されて居つたことは、既述の通りであつて、收支は國家地方の區別がなく、地方政府で徴收した租稅其他は、均しく國家の收入で、中央及地方の經費は、凡て之に依つて支辨せられ、各省で地方經費を支辨するも、畢竟國家の經費として支辨するもので、該地方に配當した國家經費に外ならぬこの趣旨であつた。當時中央の收入は解款で、之は地方に於ける收支差額を見積つて、過剰のある省區から中央へ送附を命ずる送金の意である。又各省に於て、若し經費が不足する場合に於ても、中央からは之に對して、何等補助しないのが例で、此の場合には、收入に過剰のある省から補給せしめた。之を協款と言ふたのである。

右の如く解款は全く封建時代に於ける貢獻と、相類似したものであるから、中央の勢力が衰へるに、解款が減少し、或は皆無となるのは自然の數で、民國革命當初に於ては、中央解款は完全に中絶してしまつたのである。

次章に述べる如く、民國元年十一月に國稅、地方稅の區分を明かにしたが、到底行はるべくもないので、三年六

月遂に其の劃分を取消し、解款制度を恢復し、一面中央專款、其他直接収入の増加を謀つたのであつたが、何れも地方に截留されて、中央収入は年々共に漸減したのである。但し之等の詳細は後章に譲るも、要するに國家收入も地方に於て直接収入されるため、中央の豫算面に現はれて居る收支の數字は、全くの虚數を示したものに過ぎないのである。

右の如く豫算面に現はれた數字は、中央の收支に全く關係の無いものであるが、地方で截留したにしても、其の用途は大體に於て、國家經費であるから、各省を含む支那全體の收支歳計を見るためには、數次發表された豫算案は、一の參考資料たるに相違ない。

民國以來豫算の發表されて居るものは、二年、三年、五年、八年の四ヶ年で、八年以降は皆無である。依つて先づ此の四ヶ年度の分を民國十四年財政部の財政整理案に見積られた歳入出を掲げて、歳入出總額の概況を一瞥しやう。

年 度	歳 入	歳 出	過(+) 不足(-)
二 年	五五七、〇三一、二三六元	六四二、二二六、八七六元	(-) 八五、二〇五、六四〇元
三 年	三八二、五〇一、一八八	三五七、〇二四、〇三〇	(+) 二五、四七七、一五八
五 年	四七二、二二四、六九五	四七一、五一九、四三六	(+) 六〇五、二五九
八 年	六四七、六九一、七八七	六四七、六九一、七八七	—
整 理 案	四五九、九六〇、一三六	五六六、四九六、二六〇	(-) 一〇六、五三六、一二四

備考 民國二年度及八年度の特に多額なるは借款借り換への爲め次の如き多額の預算を含めるが爲なり。

年 度	歳 入	歳 出
三 年	公債 二二三、三七〇、〇〇〇元	公債 一四八、九八六、四七一
八 年	同 二二〇、〇〇〇、〇〇〇	同 二二四、六三一、一七六

右の表で見ると、特に多額の借款、借り換を爲す年度を除いては、當時支那の國家收支歳計は、年額約四、五億元であつたことが知れる。

豫算の價値は叙上の如くであるが、民國最後の豫算たる八年度豫算表は、財政研究上參考すべき所が多いのであるから、之を附録に收容した。同年の歳入を一瞥するに、總額六億四千餘萬元から、内債の二億元を差引いた收入四億四千餘萬元中、田賦、關稅、鹽稅、貨物稅(厘金)、煙酒稅費の五種類のみで次の如き多額を占めて居る。

田 賦(經常臨時費共)	九三、二〇六、三九七元
關 稅(同 右)	七六、三〇八、六五六元
鹽 稅	九一、六八六、〇二六元
貨物稅(經常臨時費共)	三九、〇六四、三九一元
煙酒稅費(同 右)	三〇、五一七、八五三元
計	三三〇、七八三、三二三元

即ち總收入四億四千萬元に對し、實に七五%強を占めて居る。

次に歳出に於ては、軍費の總計（經常、臨時、特別）は二億六千九百餘萬元に上り、之を歳出總計六億四千七百餘萬元から、臨時歳出内の借款支出二億一千四百餘萬元を減じた軍政費合計四億三千三百餘萬元に較べるに六二%を占めて居る。

右の結果として、支那財政整理の目標は、収入に於ては新税設定の外、重要五税の整理にあり、支出に於ては、軍費の整理を以て絶対要件とするに在り。民國八年當時に於ける支那の財政は、未だ破滅の絶境には達してゐなかつたが、其後内亂の次第に擴大するに共に、軍費は無際限に増加し、民國十二三年頃からは各省送金が皆無となり、外人管理の鹽關稅事項を除きては中央財政に稱すべきものが無かつたこと數ヶ年の後、國民黨の全支統一となり、各種の財政々策が講ぜられるに至り、近く關稅自主も行はれるし、各種の新税も設定されんことしつゝ、あるから、再び分裂せぬ限り、今後の歳計は從來のものに相當趣きを異にするならんも、其の點は後章に於て述べるであらう。

第四章 租 稅

第一節 租稅通説

支那の國家收入は、古來田賦（地租）と國賦（人頭稅）とを主としたが、秦漢以後は、鹽關兩稅收入も漸次増加し、唐宋兩代には、更に雜稅の増加を見、明から清に至る間、屢興廢あり、歐風東漸以來は、新稅が頓に増加するに至つたのである。

前清時代に於ては、國家地方兩收入の劃分がなかつたことは、既述の通りであるが、清末に至り、其必要を認めなければならぬ。遂に之が實現を見ずして民國となつた。民國に入るや、元年十一月、各省國稅廳官制草案及釐定國家地方稅章程草案を公布し、其後修正を施し、國家地方稅を左の如く劃分した。

國家稅 田賦、鹽稅、關稅、常關稅、統捐、釐金、礦稅、契稅、牙稅、當稅、當捐、烟稅、酒稅、茶稅、糖稅、漁業稅。

地方稅 田賦附加稅、商稅、牧畜稅、糧米捐、土膏稅、油捐及醬油捐、船捐、雜貨捐、店捐、房捐、戲捐、車捐、樂戶捐、茶館捐、飯館捐、關捐、魚捐、屠捐、夫行捐、其他雜稅捐。

將來設くべき國家稅 印花稅、登錄稅、繼承稅、營業稅、所得稅、出產稅、紙幣發行稅。

將來設くべき地方税 家屋税、國税を課せざる營業税、同上消費税、入市税、使用物税、使用入税、營業税附加税、所得税附加税。

然れども斯る区分は、支那の如き財政組織を以てしては、其の實行は極めて困難なるのみならず、革命直後の秩序、容易に恢復すべくも見えず、實施不可能な爲め、早くも民國三年六月に至るや、財政部は右の兩税劃分を取消し、折角設けた國税廳等備處も撤廢し、租稅收入は總て各省財政廳の直轄に歸せしめ、前清時代の解款制度を復活したのであつた。

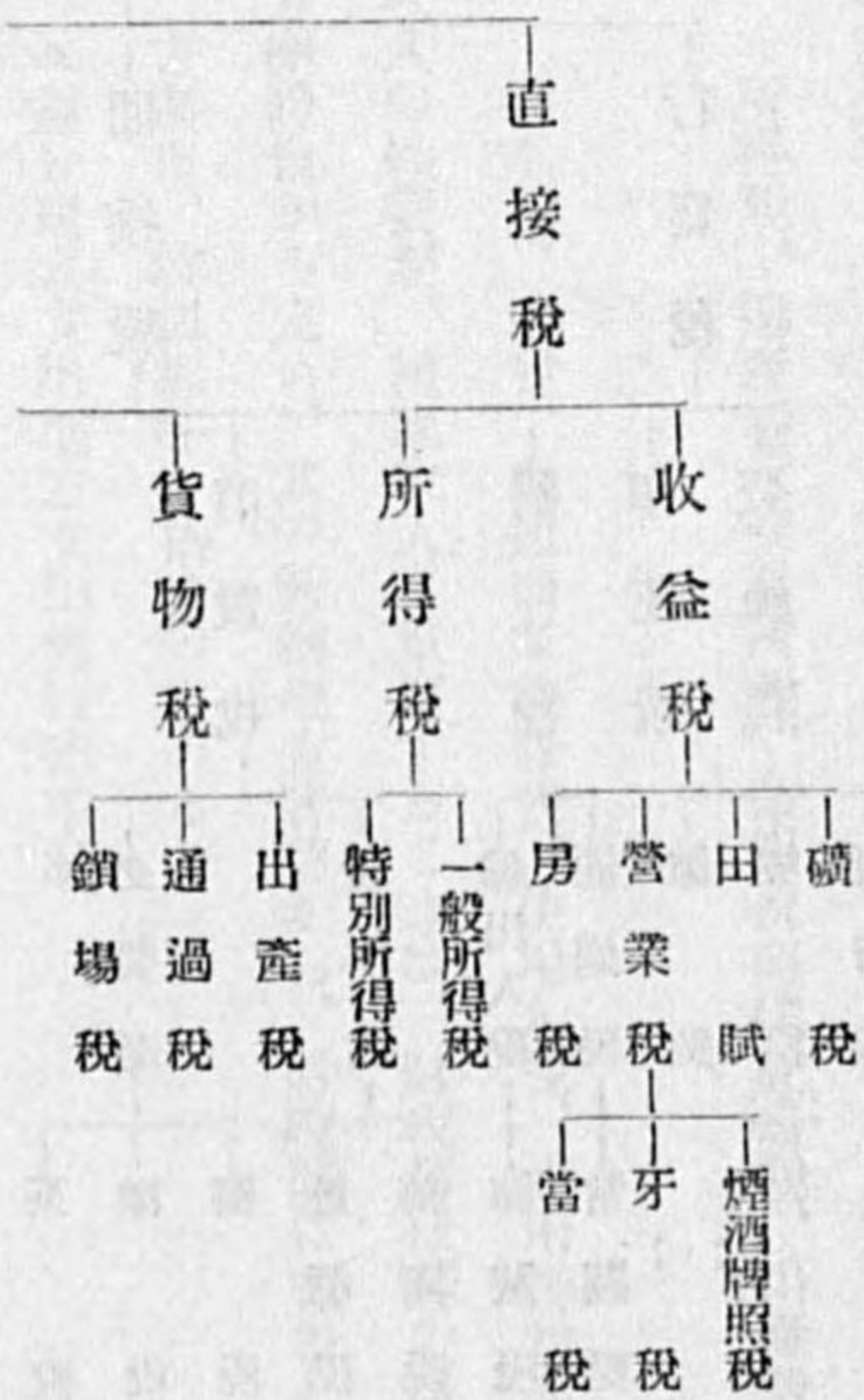
解款制度恢復の結果は、特設機關に依る外人管理の鹽稅、關稅以外は、全部地方に於て直接收支することとなり中央收入の不確實を慮かつて、案出されたものが中央專款制度である。本制度は特定の租稅を中央直接の收入とするもので、國地兩税劃分も、解款制度を折中したものである。

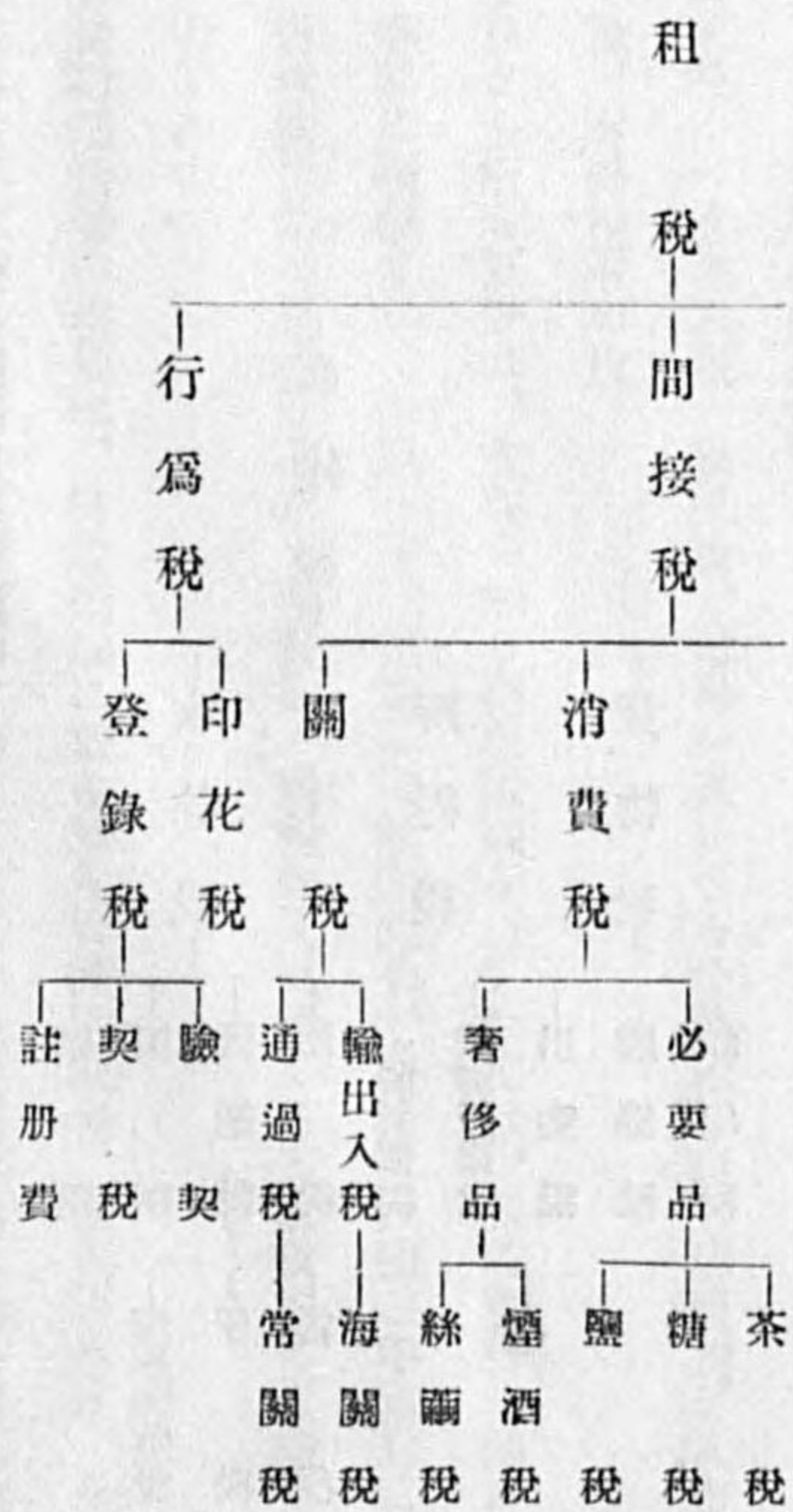
專款の名稱は民國四年に始まる。當時は驗契稅、印花稅、烟酒稅、烟酒牌照稅、牙稅の五種で、之を五項專款と稱したが、翌五年には、屠宰稅、牲畜稅、田賦附加稅、釐金增加等を加へて、中央專款と改名、翌六年に至り、豫算年度を變更して、六年上半年を新五年度と改めると同時に、印花稅は別に專門機關を設けて管理することとなり、屠宰、牲畜等の各稅は、國家稅とすべき性質のものに非ざるを以て之を除き、中央專款は烟酒稅、烟酒附加稅、烟酒牌照稅、契稅、牙稅、礦稅の六項と定む、更に八年一月、烟酒事務署の設立と同時に、烟酒稅、烟酒附加稅、烟酒牌照稅の三種を該事務署の管轄に移したので、遂に專款は契稅、牙稅、礦稅の三種に減じ、民國十二年十月公

布の憲法第二十五條の規定に依り、契稅は地方稅に移され、第二十三條では國家稅の界限を明瞭に規定したので、中央專款の名稱は消滅したのである。

斯く解款制度の中にも、專款制度を設けて、中央收入の確保を謀つたのであるが、内亂の結果は、借款は言ふに及ばず、專款すら漸次地方に截留せられ、中央送金は漸減して、民國十二、三年頃からは、皆無となつたのであるが、此等の事情は本章末に一款を設けて詳述するであらう。

民國成立以來行はれて來た租稅の稅目は、附錄民國八年度豫算表で殆んど盡して居る。最も最近數年來の動亂中各種各様の臨時稅が設定されたが、夫等は何れ別項で述べることとする。又各租稅の沿革に就ては、次款以下に讓ることにして、茲に民國以來行はれて來た各種租稅の財政學的系統分類を示すこととす。如くである。





右の内所得稅以外は、現在實行されて居るものである。所得稅に關しては、民國三年教令第五十號を以て、所得條例が發布され、近代式累進稅率から、ちやんこ決めてあり、民國十年には所得稅徵收規則が公布されて居る。然し碌々月給も渡さなかつた官吏から、徵稅も出來まいし、官吏以外の所得、特に事業所得、財産所得等になるに、迎も支那の近狀では、正確な調べが出來ませず、種々なる障礙で、今尙其實施を見るに至らなかつた。發令以來十數年、具文のまゝに終つたは、支那でなければ見られぬ圖である。

國民黨は廣東蟄居時代から、新しき財政々策を標榜し、國地兩稅の劃分等も、其の政策の一つであつたが、南京政府設立後、間もない民國十六年七月十九日、國民政府令を以て、劃分國家收入地方收入暫行標準案を、劃分國家

支出地方支出暫行標準案を公布して、即日から其の實施に取りかかり、現在の收支は右兩案に依つて行ふことを方針として居るのであるから、其の要點を摘記するに次の如くである。

▲劃分國家收入地方收入暫行標準案

一、現行收入の劃分

(國家收入) 鹽稅、關稅、常關稅、烟酒特稅、捲烟特稅、煤油稅、釐金及郵局稅、礦稅、印花稅、國有營業稅、禁烟罰款。

(地方收入) 田賦、契稅、牙稅、當稅、商稅、船捐、房捐、屠宰稅、漁業稅其の他の雜稅雜捐。

二、將來收入の劃分

(國家收入) 所得稅、遺產稅、交易所稅、公司及商標註冊稅、出產稅、出廠稅其の他國家の性質に合する收入。

(地方收入) 營業稅、地稅、普通商業註冊稅、使用人稅、使用物稅其の他地方の性質に合する收入。

而して地方收入の性質が、國家收入に重複するときは、財政部は其の徵收を禁止することを得る。又地方收入の分配は、地方團體自から定め、其の管轄地方官廳から、財政部に報告して査核を受けることになつて居る。地方團體は省、方別市、城鎮鄉等を指すのである。

▲劃分國家支出地方支出暫行標準案

甲、國家支出

中央黨務費、中央立法費、監察費、中央考試費、政府及所屬機關行政費、陸海軍航空費、中央內務費、外交費、中央司法費、中央教育費、中央財務費、中央農工費、中央僑務費、中央移民費、總理陵墓費、中央官業經營費、中央工程費、中央年金費、中央内外債償還費。

乙、地方支出

地方黨務費、地方立法自治職員費、地方政府及所屬機關費、省防費、公安及警察費、地方司法費、地方教育費、地方農工費、公有事業費、地方工程費、地方衛生費、地方救恤費、地方債款償還費。

第二節 田 賦

第一款 田賦の沿革

支那は古來農業立國の國であるから、田賦は國用の主體を爲して居る。而して其制度が古いだけに、興廢變遷も甚しい。夏代の貢は一夫に五十畝を授けて、每夫其内五畝の收入を官に納める制で、其後殷は七十畝制の助を、周は百畝制の徹ト稱する制度を用ひたが、要するに何れも十分の一を標準として居つた。其後漢代に至り、三十分の一ト云ふ未曾有の減税をして、大いに善政振を發揮したことがある。晋の武帝の時に至り、田賦の外に戸賦を併徴するトこゝなり。唐になつてからは租(田賦)調(戸賦)庸(丁賦)の三者を併徴し、從來のものに丁賦を加へて

來たのである。

世の進歩と共に、租税制度は益々複雑になつて來た。清朝は之が整理の手段として、地賦ト丁賦トを合併して地丁ト改めた。之が民國になつても田賦の主位を占むるものである。然し清末迄來た田賦の内容を検討するト、其複雑なものには一驚の外ない。先づ田地の區分から言へば、民田あり、屯田あり、公田あり、夷田あり、荒地あり、熟地あり、旗産あり、官莊あり、學田あり、膳田あり、養廉田あり、更名田あり、馬場地あり、馬廠地あり、之を營業する者も其由來を知らず、賦課の物件には銀、錢、朱、穀、麥、豆、苞、苧、草、苧等の區別があり、税金徵收官吏すら其繁雜に閉口する。更に田地の單位に至つては、頃、畝、响、白、埠、戶、步、弓、單、雙、繩、單、雙、响等に分れ、丈量に一定の準則なく、其複雑到底名狀すべくもないまゝ、民國になつたのである。

第二款 田賦の現状

支那に於ける耕地の面積、賦税の種類、空額等は大清會典、賦役全書及戶部則例等に其詳細が載せてあるが、年代が古く、田畝に確實の細數がなく、而も其種類は繁多で、賦額に詳細の統計がなく、各省の田賦科則も亦地質の異同ト歴史上の習慣で、千差萬別トなり、各省間に一致せぬのみならず、縣ト縣で同じからず、賦税制度の複雑なトこゝは、田賦を以て最トするものである。然し、要するに田賦は、我國の所謂地租であるトこゝ心得て置けばよい。其種類には、現行のものにも随分多いが、地、丁、糧、租課トし、其他田賦附加税、屯糧、屯餉、耗羨差絀、米折等省に依りいろんな名義のものがあるが、之等は省に依り有無不定で、其金額も極めて少なく、田賦の主なるものは

大體前記の三種を言ふてよい。

一、田賦の解説

(イ) 地丁 地丁が地賦と丁賦の合併されたものであることは、既述の通りである。地賦は土地を量つて課する地租のことで、丁賦は又丁税とも呼び、人頭税である。固き力役に始まつたのであるが、就役の代りに金銭を出すことが漸次進んで、最後には人口と關係なく、地賦と合併されて地丁となつたのである。

(ロ) 漕糧 中央の官吏兵丁を養ふ爲めに産米地の一部分を指定して、地丁の代りに米穀を納付させ、夫れを中央に漕運するから此名がある。此制度は兩漢時代に起り、唐宋時代に最も盛んで、年額四百萬乃至七百萬石に上つた。傳へられて居る。本制度も漸次金銭で代納することが増加し、清末光緒年間には、現送は一百萬石を定額とし、且其指定省も山東、河南、江蘇、安徽、江西、浙江、湖北、湖南の八省であつたものを、山東、安徽、江蘇、浙江の四省に減じ、更に光緒末年には、江蘇六十萬石、浙江四十萬石の二省に止め、他は全部金銭代納した。斯くて民國になるに、漕運を全廢してしまつたので、今では只名目を残すのみである。北京から直隸、山東を過ぎて江蘇、浙江に通ずる大運河は御河とも呼び、運糧河とも呼ぶが、今では之が前清時代迄の漕糧の經路にして、形見に残されて居るのみである。

(ハ) 租課 之は官有地賃貸料で、税と稱すべきものではないが、便宜上田賦に包含させたものである。土地の種類に依り種々の名稱があり、就中官租、屯租、學租、蘆課等を主とする。官租は官有地、屯租は屯田、學租は學田

蘆課は沼江の蘆葦地から徵收する使用料である。

(ニ) 雜賦 規定以外に諸種の附加税或は手数料の性質を帯びたものを課徴し、租税徵收費、耗銀、雜費等に充てることは支那古來の習慣で、而かも其徵收は官の任意であつたので、時代を経るに從て次第に其種類名目が増加し殊に清朝が民心を收攬する爲、永久田賦を増さぬことを宣言してからは、政費の經常的臨時的増加を必要とするにきまでも、田賦を引上げるに出来ぬから、勢ひ附加税或は手数料を以て補填して來たので、一層繁雜名狀すべからざるに至つたのであるが、之等は田賦中重要な位置を占めぬから、單に雜賦と一轄して其内容に觸れぬことにする。

二、税率

民國以來の各省田賦税率は、概ね前清時代に定めた規定を其儘踏襲し、只東三省に於て少しく改定したのみである。本税則は土地の種類、肥瘠、地質の異同、歴史的沿革等を斟酌して定めたもので、極めて複雑なものであるに民國三年以來は此の税率が銀鑄、穀類で定めてあるものを、新式貨幣たる銀元に換算して徵收することに改め、而も同じく銀鑄の部でも、土地の性質により、銀元に換算する率が異なつて居るので、其繁雜は全くお話しにならぬのである。今茲では繁雜を避ける爲め、原定税率中三、四省のものを摘記して、其内容の一斑を窺知する爲めの参考とする。

各省每畝税率表

最近支那財政概説

田 地 別	銀		徵米或麥		徵豆或草收	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
民賦田	〇・〇八一	一・三〇〇	米一〇・〇〇〇	米一〇・〇〇〇	〇・九〇八	豆四・〇〇〇
更名田	〇・〇五三	一・一七三				
農桑地		〇・〇一七				
蒿草籽粒地	〇・五〇〇	七・二五一				
蒿草課地	〇・一〇〇	〇・六〇〇				
直隸 衙所歸併州縣地	〇・〇〇七	〇・七九三	米	〇・八七九	米	九・〇七二
河 淤 地	〇・二九〇	二・五六五				
學 田	〇・一〇〇	二・六七八			麥米	六・六〇〇
續墾荒地	〇・一五〇	〇・二七七				
無墾黑地	〇・二二〇	〇・〇三二				
民 賦 地	〇・一〇〇	〇・三〇〇	米	二・〇八〇	米	七・五〇〇
退 園 地	〇・一〇〇	〇・三〇〇	豆	四・三〇〇	豆	一・〇〇〇
增賦餘地		〇・八〇〇			米	〇・四四一
現行制上則地		小每洋响				
中則地		同 一角				
同 下則地		同 一角				
民 賦 地	〇・〇三二	一・〇九一	麥米	〇・〇二〇	麥米	〇・三六〇
				〇・〇二〇		〇・四三〇

田 地 別	銀		徵米或麥		徵豆或草收	
	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
山東 衙所歸併州縣地	〇・一〇〇	〇・六五〇				
更 名 地	〇・一〇〇	三・〇〇七				
學 田	〇・〇九〇	三・〇〇〇			麥米	〇・一八〇
衙所屯田	〇・〇〇〇	〇・二五八				〇・三二〇
衙所更屯田	〇・〇〇〇	〇・二四〇				
籽衛等名地	〇・〇〇一	一・〇〇〇				
民 賦 田	〇・〇一〇	一・〇〇〇	米	〇・二五〇	米	二・七〇〇
屯 田	〇・〇二二	一・四〇〇				
更 名 地	〇・〇五〇	一・四〇〇				
山西 衙所歸併州縣屯田		〇・一四〇				
		〇・〇七〇				
		二・〇〇〇				

第三款 田賦の收入と財政上の地位

田賦は從來國家收入ではあつたが、其徵收は地方省區で取扱ひ、之が支出も國家經費として地方省區で直接支出し、中央政府では單に帳簿上の記載をするに過ぎないので、民國以來各省の報告が完全に纏まるこゝが少ない爲、實收總額の分명한年度は極めて少ない状態である。

宣統四年の實收額は七八、九五三、八六二元、民國二年が八二、四〇三、六一二元、民國六年は湖南、四川、廣東、廣西、雲南、綏遠、川邊の各省區の報告が缺けて居るが、其他の省區の實收額合計七二、五九四、一七八元である。

又民國八年の豫算では、經常臨時を合計して、九三、二〇六、三九七元で、十四年に立案した財政部の財政整理案に掲げられた田賦収入は、經常臨時合計八八、二八六、二二六元である。何れにしても、支那の田賦は現行税則で八、九千萬元の収入があるから、鹽稅、關稅（舊稅率に據る）ミ略同額で、總歲入の二〇%内外を占める重要な収入である。又實際課稅の耕地積は、隨分古くからのものを、其儘踏襲して居るのであるから、之を整理すれば、最小限一五〇、〇〇〇、〇〇〇元の収入はあると見積られて居る。

今各省區別田賦の内譯の概略を見る爲、民國八年度の豫算表を左に掲げる。八年以後は各省纏まつた豫算がないが、東三省の新開地以外は、將來稅率が引上げられても、各省の割合を知る材料にはなり得る。

民國八年度田賦收入豫算一覽表

經常部	八七、〇八五、二九四元
臨時部	六、二二一、一〇三元
合計	九三、二〇六、三九七元

省區別	(一) 經常部	漕種	租課	雜賦	計
直隸	四、四九、〇二	—	六四六、八四	—	五、一三五、八二
京兆	四、九六、六六	—	—	—	—
山東	五、六五、七二	—	—	—	—
山西	五、六〇、六二	—	—	—	—
河南	四、九五、六六	六二、〇〇〇	—	—	—
河北	三、九五、四三	—	—	—	—
安徽	二、四三、〇九	—	—	—	—
江西	二、三二、七五	—	—	—	—
福建	三、三三、二〇	—	—	—	—
浙江	三、三九、四四	—	—	—	—
湖北	一、七五、三九	—	—	—	—
湖南	二、六三、五三	—	—	—	—
陝西	二、四〇、八三	—	—	—	—
甘肅	五、〇、二九六	—	—	—	—
新疆	一、一四、四四	—	—	—	—
四川	六、八五、四四	—	—	—	—
廣東	二、七二、八六	—	—	—	—
廣西	一、五〇、五〇	—	—	—	—

奉天	三、六四、七六	—	—	—	—	三、七〇、九一
吉林	一、九〇、三三	—	—	—	—	一、九〇、三三
黑龍江	一、三三、〇〇	—	—	—	—	一、三三、〇〇
山東	五、六五、七二	—	—	—	—	—
河南	四、九五、六六	六二、〇〇〇	—	—	—	—
河北	五、六〇、六二	—	—	—	—	—
安徽	三、九五、四三	—	—	—	—	—
江西	二、四三、〇九	—	—	—	—	—
福建	二、三二、七五	—	—	—	—	—
浙江	三、三三、二〇	—	—	—	—	—
湖北	三、三九、四四	—	—	—	—	—
湖南	一、七五、三九	—	—	—	—	—
陝西	二、六三、五三	—	—	—	—	—
甘肅	二、四〇、八三	—	—	—	—	—
新疆	五、〇、二九六	—	—	—	—	—
四川	一、一四、四四	—	—	—	—	—
廣東	六、八五、四四	—	—	—	—	—
廣西	二、七二、八六	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

最近支那財政概説

省 區 別	(一) 臨時部	附加税	計
雲南	壹, 〇一	—	一, 〇一
貴州	壹, 三三	—	壹, 三三
熱河	二八, 七九	—	二八, 七九
綏遠	壹, 九一	—	壹, 九一
察哈爾	三三, 〇六	—	三三, 〇六
川邊	三九, 〇七	—	三九, 〇七
合計	壹, 八三, 〇三	一, 七五, 〇六	二, 〇〇, 〇九
直隸	六二, 一九三	—	六二, 一九三
奉天	三三, 一〇〇	—	三三, 一〇〇
山東	一八, 八八九	—	一八, 八八九
江西	七三, 二六八	—	七三, 二六八
陝西	三五, 二九四	—	三五, 二九四
廣東	四三, 九五〇	—	四三, 九五〇
貴州	—	—	—
河南	—	—	—
山西	—	—	—
安徽	—	—	—
合計	—	—	—

第三節 鹽 税

第一款 鹽税の沿革

支那では數千年前三代の時、既に鹽税があつたが、其徵收額は頗る少なく、且當時は民間の自由取引に委し、何等の禁法はなかつたのである。然るに、管子が鹽法を定め、人民の製鹽を禁ずるに及んで官業となり、殆んど今日各國の專賣制度に類似したものになつたのである。漢から隋、唐迄は、專賣から收税に、收税から復た專賣に變遷し、是より以後鹽政漸く弊害を伴ふに至り、五代より宋、元を経て、明、清に至りて、其弊害は極點に達した。尤も前清の康熙、雍正の時代には課則が劃一して、臨時の加税等を爲さなかつたので、明制に則つては居たが、大なる弊害はなかつた。然るに乾隆以降、歲出漸く増加した爲、報効の端を開き、帑息の制を定め、嘉道になつては積弊日に深く、又改票の法を行ひ、咸同年間には内亂の爲釐金制を創め、光緒以來は賠償金或は軍備用として加價を實施し、民國に入るや、善後大借款の擔保條件として、外國顧問を聘用することとなり、之より鹽政權は漸次外人に移るに至つたのである。

省 區 別	計
湖北	二, 三七, 五三六
四川	四〇〇, 〇〇〇
合計	二, 七七, 五三六

尤も鹽稅が外債の擔保となつた嚆矢は、光緒二十四年（一八九八年）の英德借款で、其後團匪事件の賠償金、京漢、川漢鐵路等の借款擔保となり、更に民國元年にはクリスプ借款の擔保もなつたが、此時迄は鹽務行政權は依然として支那にあつたもので、民國二年四月の善後借款契約に依つて、鹽務行政の實權が外人に移る端を開いた。該借款契約の第五條に「北京政府は鹽務署を設立し、且署内に稽核總所を設け、各產鹽地方に稽核分所を設立す。總所は中國總辦一員、外國會辦一員を以て引票の發給、各種收入の編纂等の事項を主管し、分所は中國及外國の經營各國一名會同して、鹽務收入の徵收存儲の責任を負擔するものとす。鹽務收入簿内の金錢は總辦、會辦双方署名の證書あるに非ざれば引出し使用するを得ず」この意味の規定が夫れである。

第二款 鹽務機關

鹽稅が善後大借款の擔保となつてから、外國顧問を聘用して鹽政の改革を圖るこゝとなつた結果、民國三年二月『鹽務署顧問辦事章程』『鹽務署稽核總分所章程』同年五月『鹽務署官制』等鹽務關係の諸法令が發布され、鹽務行政機關としては、中央に鹽務署、地方に鹽運司、運副及權運局、徵稅機關としては中央に稽核總所、地方に稽核分所及稽核所が設けられ、外國人は顧問に徵稅機關の吏員に聘用せられて、鹽政を監督するこゝになつたのである。國民政府の新組織では既に述べたる如く鹽務署を財政部内の一署としてしまつたが、鹽務に關する其他の場合には未だ改正されるに至つて居らぬ。依つて從來の法令に依り次に此等各機關の内容を概説する。

一、鹽務行政機關

イ、鹽務署 全國鹽務監督の最高機關で、督辦、署長、參事廳長、秘書、僉事、主事等の職員を置く。督辦は鹽務管理の最高長官、財政部長の兼職とし、署長は一切の鹽政事務（稽核總分所章程規定のものを除く）を掌理する。

鹽務署には外人の最高顧問一名を置く規定であるが、該顧問の職權職責は次の通りである。

A、鹽務署が鹽政を整頓し、或は鹽稅及各處へ鹽を運銷する事に關し契約の締結、緊要命令の發令等を爲すときは、之が決定實行の以前、署長は顧問と商議せねばならぬ。又鹽務署が鹽務に關して發する命令にして、稽核所の職權範圍外のものあるときは、其命令も亦其寫を顧問に送つて檢閲を受けねばならぬ。顧問は特に商議を要する重要事項は（一）各省區への鹽の運銷辦法並該辦法に必要な改良事項（二）鹽稅、鹽課及鹽務に關する各收入を中國政府の鹽務收入帳への記入手續並此と關連する支出（三）凡て政府の鹽購買、儲藏運搬、賣却手續並此の職務を司る官員と借款契約に依り任用した總會辦及各分所の經理との双方に關係ある事項。

B、財政部長或は鹽務署長は隨時該顧問に鹽政改良辦法の計畫立案を訓令或は囑託するこゝが出来ぬ。

C、鹽務署に於て鹽政問題の討論會を開く時は、顧問は出席して討論するこゝを得ぬ。

D、財政部長が各處に鹽務調査に出張を命ずるときは、顧問は熱心に調査するを要する。且一所の調査完了後詳細の報告二部を作製して、一部は財政部長の査閲に供し、一部は鹽務署員の參考に保存するを要する。

ロ、鹽運司 各産鹽地の鹽務行政事項を管理するに共に、鹽務署の旨を承けて所屬鹽務官吏を指揮監督し、且緝私營隊を統轄して行鹽區内の知各縣事に協力し、私鹽の取締に任ずる。産鹽區域の廣大な地方では特に運副を置き、鹽運便を輔佐させる。又蒙古には別に蒙鹽局を設けて居る。更に鹽運便及運副の下總場長二、場知事百二十七を置きて各産鹽地を管轄させて居る。

△鹽 運 司

廳名	所在地	廳名	所在地	廳名	所在地
長 蘆	天津(河北)	兩 淮	揚州(江蘇)	兩 廣	廣州(廣東)
山 東	濟南(山東)	兩 浙	杭州(浙江)	雲 南	雲南(雲南)
奉 天	營口(奉天)	福 建	福州(福建)	四 川	白流井(四川)
河 東	運城(山西)	△運 副			
淮 北	板浦(江蘇)	潮 橋	汕頭(廣東)	松 江	上海(江蘇)
川 北	射蓬(四川)				

ハ、權運局 前清時代の督銷委員を改めたもので、運鹽要衝の地で官運配給の事務を掌るに共に緝私營隊長を督率して緝私を執行する外、未だ稽核處の設けのない地では、徵稅事務をも管掌するもので、地方に依つては運銷

局又は收稅局と稱する。其の数は左の九ヶ所である。

廳名	所在地	廳名	所在地	廳名	所在地
鄂 岸	漢口(湖北)	湖 岸	長沙(湖南)	皖 岸	大通(安徽)
西 岸	西昌(江西)	洲 市	洲市(湖北)	宜 昌	宜昌(湖北)
花 定	花定(陝西)	晋 北	太原(山西)	吉 黑	長春(吉林)

二、鹽稅徵收機關

イ、稽核總所 善後借款契約第五條に基いて設けられた本所は、鹽務署成立の一要素を爲すもので、鹽務署内に之を設け、鹽稅徵收の中央機關である。支那人總辦一名(鹽務署長兼任)、外人會辦一名(鹽務署顧問兼任)が之を主幹し、會辦が請暇其他の事故で一時は離任の場合には副會辦と顧問の職を兼ねる規定である。

總辦會辦は引票(鹽商に與へる特許證)の交付、各種收入報告の編纂及帳簿の取扱等を監視する。總所(總、會辦を除く)分所の内外吏員の任責は、總、會辦會同して決定の上、財政部長の認可を受けることを要し、鹽務收入帳簿内の金錢使用には總、會辦兩者の署名を要する。又總、會辦は鹽稅擔保の各借款の前後順序を保護する重責をもつて居る。而して若し兩者の意見が一致せぬときは財政部長が之を裁決するのである。

ロ、稽核分所 稽核總所の隸屬機關で全國の産鹽地十三ヶ所に設立されて居る。官等職權の同等な支那人經理一名、外人經理一名が之を主幹し、會同して引票の交付、納稅後鹽の搬出を管理し、且各地の收稅官を選任し、

分所々在地一切の鹽稅鹽課を徵收し、尙他地方に於ける鹽稅の徵收を監督する。而して凡ての收入は中國政府鹽務收入帳の名目で財團銀行が認可した預金所に預け入れ、同時に稽核總所に報告し、又鹽稅に關する一切の收支をも、該地の鹽運便並北京總所（現在南京）に報告するを要する。分所に於て若し其地方の鹽運司との間に權限、職務、責任等の事から爭執を生じた場合に於ては、鹽務所長及總所の總、會辦から財政部長の裁決を経て處置するのである。

ハ、稽核所 各權運局に附設せられ、支那人外人各一名の稽核員を配置するのであるが、未だ其の設置のない權運局では同局長が依然徵稅事務を掌り、外人又は支那人の助理員が之を輔佐して居る。稽核員は鹽稅の收支を稽核所に報告し、且權運局長を経て鹽務署に報告すると共に權運局及其所屬機關の支出を監督するのである。稽核分所及稽核所の名稱、所在地は次の通りである。

△稽核分所

所名	所在地	所名	所在地	所名	所在地
奉天	營口	松江	上海	平南權	北海
山東	濟南	兩浙	杭州	河東	運城
長蘆	天津	福建	福州	川南	白流井
淮北	海州	廣東	廣州	川北	三臺

楊州	楊州	潮橋	汕頭	雲南	雲南
△稽核所	長州	宜昌	宜昌	吉黑	長春
鄂岸	漢口	沙市	沙市	晋北	太原
西岸	南昌	花定	花定	口北	張家口
皖岸	大通				

三、緝私

支那四億の人口を以てすれば、鹽の消費年額は五千萬擔内外に上るべき筈であるのに、官鹽の消化量は年額三千萬擔内外に過ぎぬのは、税金漏れの私鹽が多いからである。之が取締の爲設けられたのが、緝私の制度である。即ち政府は民國三年十二月緝私條例を發布したが、其要旨は下の六項である。

- 1、特許を経ずして製造、販運、販賣も、或は販運の意圖を以て收藏する者は、緝私營隊で之を査緝する。地方官は之が協助の責任がある。
- 2、特許を経て製造、販運、販賣するも法に違ふときは、鹽場或は權運官吏から査禁する。之が爲め必要の時緝私營隊を派し、協助せしめることが出来る。
- 3、緝私營隊は第一項の犯人を逮捕するこゝを得る。此場合には犯人と鹽とを共に獲ふるを要する。鹽のみを獲へ

人を獲へぬときは鹽のみを沒收する。職務執行に當り、團體を組み武器を携帯して、逮捕を拒むときは、之を銃殺することを得る。

4、緝私警隊で犯人を緝獲したときは、該管司法官廳或は司法兼理の縣知事に移送するを要する。

5、私鹽を緝獲したるときは、附近の鹽務官署に送附するを要する。該鹽は賣却して賞與に充當する外鹽務收入に入れる。

6、第三、第四兩項は、鹽場巡警或は商人にて雇入れたる巡警にして、官署の許可を経たる者に適用する。

右と同時に又私鹽治罪法及緝私官弁獎勵懲戒條例を頒布し、其他各種の關係規則類が設けられたのであるが、緝私制度には多くの弊害を伴ふて居る。何れ後章に詳述するであらう。

第三款 産鹽地

支那の産鹽地は各省に遍く、其製造狀況は各々不同であるが、今之を一表に示せば次の通りである。

産鹽地	場數	場名	鹽別	製法	備考
長蘆	三	豐財、蘆臺、石碑	海鹽	天日	原は八場なりしものを併合して三場と爲せるものとす(豐財、蘆臺、蘆臺産額最多)
東三省	七	營蓋、錦縣、北鎮、盤山、興綏、復縣、莊安	同	同	營蓋場最多にして全省十分六を占む
山東	六	王官、濰縣、石河、水利、富國、西嶺	同	同	七場なりしものを民國四五年六場となせるものとす
山西	五	南滿下崖、陰島(東、西)潮海、紅石崖	同	同	山東還附の際日本より支那に還附

兩淮	一一	呂四、餘中、豐彌、栟角、東河、安梁、丁溪、章堰、伍祐、新興、廟灣	同	煮日法	淮南は主として煮法淮北は主として天日
兩浙	三〇	岱山、餘姚、袁浦、橫浦、青村等	同	煮日法	浙江側二十五場、江蘇側五場とす其内主産地は上掲五場とす
福建	一一	福清、江陰、浦田、下里、前江等	同	天日	原は十三場を十二場に改む
兩廣	一七	大洲、淡水、碧甲、小靖、海井、海山等	同	天日	原は二十一場を民國三年十九場に同五年に十七場と爲す製法は兩法を併用しつゝありしが最近煮法のみにとす
河東	一	解池	池鹽	天日	原は三場を民國三年一場に改む(山西省河東道)
四川	二二	富榮東、富榮西、資中、井仁、樂山、鹽源等	井鹽	煮	原は二十三場を二十一場に改む全井數一萬以上に達す
雲南	一一	黑井、元永井、阿陋井、白井、番後井等	同	同	原は十二場を十一場に改む
花定	一八	瀾泊灘、鹽地凹、內富灘、上下鹽灘等	井鹽	煮日	陝甘兩省にして陝西四場甘肅十四場とす

右の外鹽政に所謂鹽場ではないが、次の通りに産地がある。

一、蒙古、新疆 著名なものは吉蘭泰鹽池、呼倫貝爾鹽池、烏珠穆沁鹽池、鄂爾多斯鹽池。

二、湖北 應城縣の鹽池、製鹽事業は政府の直轄にして、膏鹽公司なるものを設立して居る、全部專賣である。

第四款 徵税法と税率

支那の産鹽業は、湖北、應城縣の膏鹽公司の如く、官營の特例を除きては、凡て民營で、製鹽特許條例に基き管轄鹽務官署に出頭して、特許證を得て製造に従事するのである。而して鹽稅は鹽商が生産地から一定の販賣區域に鹽を搬出の際、其の地の徵稅機關に納付する間接稅である。



一、徵稅法

鹽は生産地から移出の際始めて納税するのであるから、其輸送は極めて面倒な手續を経ねばならぬ。之にて官運商運、民運の別がある。官運は又官運官銷即ち運搬販賣共官營のもの、官運商銷即ち販賣の方は商人にやらせるものがあるが、現在では官運官銷は極めて少なく、官運商銷か或は運搬販賣共商人に委せ、官は之を監督するに過ぎるものが多く、特に最近では官運は漸次廢せられて、商運に依るものが増加した。

商運は特許賣買權を有する鹽商が鹽購人の引或は票（何れも販賣免許證）の下附を受け、之を持つて鹽場に至り、監督官の手を経て、其免許を受けた數量だけの鹽を購買し、自分から運送販賣する方法である。此れが近時最も廣く行はれる。次に民運は何人でも一定の納税さへ行へば、自由に購入購買し得るものであるから、此法はあまり多く行はれぬ。今各地方に於ける鹽運の種類は民國財政史に依つて示す次の通りである。現在では多少の相違があるかも知れぬ。

長	蘆	鹽	商運
東	三	省	官運、商運
山	東	東	商運、民運
河	東	東	商運、民運（陝西十九縣のみ官運）
兩	淮	東	商運、官運（但し淮北は全部商運）

福	建	商運、官運
兩	浙	商運
四	川	商運、民運、官運
兩	廣	商運
雲	南	民運（文山縣のみ官運）
陝	甘	民運

二、稅種と稅率

前清以來鹽稅の種類は極めて多く、製鹽地に課する場課、竈課あり、引票に課する正課あり、通過稅たる釐金あり、其他加價、雜捐、雜款等頗る多く百數十種に上り枚舉に遑がない。然るに民國二年鹽稅が善後大借款の擔保となつた結果、鹽務稽核所が設立され、一切の鹽稅を其の徵收と保管に歸することとなり、同時に鹽稅規則を發布して每百斤に付二元五角を徵することにし、次で民國七年修正鹽稅條例を發布して百斤三元に改め、他の名目を以て鹽稅を徵收するを得ざる規定としたが、因襲の久しき容易に統一出來なかつたのであるが、前清時代からの煩雜な名目は全然取消され、正稅のみの徵收を數年間續け、漸次統一に趣きつゝあつたが、其後西南各省で獨立の名義で任意に加稅を始め、稽核所から嚴重なる取消要求の抗議を提出したるも、何しろ中央政府に之が制止の實力が無い爲め奈何とも出來なかつた。そして民國八年以來中原多事となり、九年の安直戰をきっかけに動亂が頻發するにつ

れ、財政日に窮乏し、軍費に困る所から相繼いで鹽稅を截留し、それでも足らぬので任意に増稅するに至つた。其の端は四川、湖南に始まり、江西、湖北が之に倣ひ、江蘇、浙江が之に繼ぎ、加價、食戸捐、軍事協餉等其他種々の名義で増稅續出、今では一省にして加稅せぬものは無く、四川省の如きは實に二十六種の多數に達し、湖南一省で其附加稅額民國十六年に於て三百萬元以上に達して居る。必需品たる鹽への加稅、併も其額が頗る多い。民生の痛苦思ひ半ばに過ぐるものがあるが、そんな事情の詳細は各省財政の項に譲る。

第五款 鹽稅の收支に財政上の地位

一、最近十年間の收入額

最近十ヶ年間に於ける鹽稅の實收額を見るに、民國四年に七七、七二九、六七六元であつたものが、其後漸次に増加して十三年には九八、五二二、二六四元に増加して居る。今各年度の實收額を示すに次の通りである。

最近十年間鹽稅實收額表

年次	實收額 (元)
民國四年	七七、七二九、六七六
民國五年	八〇、三二六、七三五
民國六年	八一、二二三、五一七
民國七年	八九、八三二、一〇八
民國八年	九〇、二三七、九一八
民國九年	八九、二四七、五三七
民國十年	九四、二八〇、五二三
民國十一年	九六、七七九、九四七
民國十二年	九四、六五四、〇〇〇
民國十三年	九八、五二二、二六四 (概算)

次に最後の三ヶ年間に於ける收支の内譯を示さう。

二、最近三ヶ年間鹽稅收支額

民國十一、十二、十三年の三ヶ年間收支明細を示すに次の通り。

項	目	民國十一年	民國十二年	民國十三年	
收入	一月一日現在	一三、一八四、三五六元	一一、〇八九、六七八元	一〇、七〇三、三五三元	
	鹽稅純收入 (備考)	八五、七八九、〇四九	七九、五四五、一〇二	七〇、五四四、四七五	
	銀行預金利息	二三三、〇七八	二二六、四〇〇	一八四、六一二	
	青島日本鹽田回收第一回拂	—	二〇〇、〇〇〇	—	
	海關ヨリ拂戻の善後借款利息等	二一、八四七	—	九一二	
	總計	九九、二二八、三三三	九二、〇六一、一八一	八一、四三三、三五四	
	支出	英德債款	—	—	—
		庚子賠款	—	—	—
		滙理滙豐債款 (京漢)	三、三四三、五八八	三、九三七、九七六	三、四二五、六一六
		湖廣借款	二、六六〇、五六〇	一、四二五、七四七	一、三四〇、二七七
クリアス借款		二、〇四七、二六二	二、八三九、四〇八	二、六七九、六七七	
善後借款		—	二二、六三二	—	
青島鹽田庫券		—	一、二六五、四〇一	六六、二〇四	
合計		八、〇五一、四一一	二九、四九二、一六六	八、一一一、七七六	
中央政府へ引渡額		四七、一九三、二二三	四一、五四三、五六三	三一、二五六、九三三	
第四章 租稅		—	—	七九	

最近支那財政概説

各省の中央政府認可使用額	一一、五四二、七二九	三、七四九、九五二	四、〇九三、四四八
各省軍民截留額	二〇、一二五、七二〇	二六、四五七、二九七	二九、三七三、一二六
爲替取組運送費	二二五、五五八	一一四、八四八	四〇五、一五八
十二月末存款	一一、〇八九、六七八	一〇、七〇三、三五三	八、一九二、九〇九
總計	九九、三二八、三三二	九二、〇六一、一八一	八一、四三三、四五四

備考 収入の部鹽稅收入は直接支出せる經費を差引したる純收入とす。

右の内借款關係事項は、支那現時の財政に重大な關係をもつものであるが、此等は内外借款の項で述べることにする。

三、財政上の位置

支那の財政で全國豫算のあつたのは飛び々々ながらも民國八年を最後とするのに、併も決算が明瞭な年は少ないので、鹽稅の財政上に於ける位置を見るには豫算に依るより外に途がない。宣統以來の狀況を示すに次の通りである。

鹽稅對總歲入比較表

年次	鹽稅收入	歲入總數	百分比	備考
宣統四年	七、三三、三三九	三〇、七三、四三〇	三三・	預算
民國二年	七、五五、五五五	六三、三六、八六六	三三・	同
同三年	八、八六、八六六	三三、〇一、〇〇八	三三・	同

年次	歲入總數	百分比	備考
同五年	六、七三、三三九	四三、二四、六五五	一八・〇
同六年	六、六六、六六六	四三、三六、八三三	三三・
同八年	六、六六、六六六	六三、三六、七七七	一四・一
財政整理案	六、五三、三三三	四九、九六、三三三	三三・

右表中華民國二年及八年の歲入額が特に多いのは借款整理の爲の新借款が多額な爲である。依つて常年に於て鹽稅の總歲入に對する割合は先づ平均二十%であつたこと見てよい。實に總收入の五分の一を占める重要な財源である。右の如く鹽稅は國家の重要收入であるが、本稅制度にも幾多の弊害があり其改革案は從來屢々論議され現國民政府當局に於ても頻りに畫策されて居る。

第四節 海關稅

第一款 關稅制度の沿革

稅關には内部稅關たる常關と海關との別があるが、茲では専ら海關を述べる。支那で關稅徵收の始めは南齊時代に起つて居る。當時中央亞細亞沿海諸國の船舶が廣州交州兩地を通商するものが多かつたので、兩州の刺史は通商船に課稅を行なつたのであるが、之は國家の設けた徵稅機關ではなかつた。其後唐代に及ぶと近くは『シヤム』地方遠くは波斯、東羅馬諸國の來航が絶へず、其通商港は廣州、交州、合浦を主とし、甫めて市舶使と呼ぶ徵稅機關が出来て、舶脚と稱する課稅を創めたのである。

宋は唐制に倣つて明州（浙江省）泉州、廣州に夫々市舶使を設置して、明州市舶使には東方諸國、他の兩州の市舶使には南方諸國の海路通商を掌らしめ、其他鎮、易、雄、霸、滄等の州には權貨務なる官を置いて、北方諸國の交易を掌らしめた。元代も此制度を踏襲して市舶使を置き、提舉を稱する監督を設けたが、降つて明代に至るや外國通商の範圍が擴張し、正徳（一五〇六—一五二一年）以後は直接西洋諸國との交通が始まつたが、通商港は廣州、寧波、泉州の三港に限定されて居た。然るに其後澳門を加へ、廣州を南方諸國の通商地とし、西洋諸國の船舶も亦多く入港し、寧波、泉州を東方通商地とし、澳門を葡萄牙及西班牙との通商地とした。又北方諸國との陸路通商の爲には大同、宣化府、綏遠、寧夏等の各地に市場を置いたのである。

前清では康熙年間に於て江蘇、浙江、福建、廣東の四省に四所の海關を新設して輸入税、輸出税、附加税、船料贈遣等五種類の關税を徴して居つたが、其後道元二十二年（一八四二年）阿片戰爭の結果たる英支南京條約で、廣東、廈門、福州、寧波、上海の五港を通商港として開放し、列國は相繼いで各港に領事を置きて、外商貨物の輸出入税を管理し、領事から之を徴收して支那政府に納めることになつた。又支那政府からは各港に貿易管理官を任命することとなり、廣東方面は従前の粵海關監督を之に任じ、海州、廈門兩港は福州將軍で兼務し、寧波は寧紹臺道臺の兼務上海は蘇松大道臺の兼務となつた。其後各國領事が各其本國商人を庇護する弊害があつたので、支那政府は列國に交渉の結果、咸豐元年（一八五一年）に此の制を廢止し、支那政府から直接官吏を任命して徴收することになつた然るに支那官吏の徴收に關する弊害が多かつたので、加ふるに洪楊の亂あり、遂に外人關稅管理の端を開

でいたのであるが其經過は次項に讓る。

咸豐七年英支天津條約で、從來の五港の外更に牛莊以下五港を開放し、光緒元年の英支煙臺條約同十二年の佛支條約、同二十年の日支馬關條約其他幾多の條約を経て、光緒の末年迄に現在の四十海關全部の開放を見たのである

第二款 海關管理權喪失の經過

高柳博士が其著『支那關稅制度論』に廣東貿易時代の弊風を縷述し『……海關監督は其地位を得、之を維持する爲北京に贈賄するを要し、特許商は其特權を得、之を維持する爲監督に贈賄するを要し、大小の稅吏雜輩亦其間に立ちて誅求を擅まにし、官商交に相競ふて私服を肥し、相集まりて外國貿易を好餌となしたり……此の状態こそ支那が關稅權に對し、外國より種々の制權を招くに至りし主要の原因にして、即ち現行關稅制度の由つて來る所以……』と述べてある如く、各國領事の關稅代徴には各本國商人庇護の弊ありこの口實で、支那直接の徴收したもの、其結果は第一支那官吏に稅務知識の缺けて居るの、商人に結託して賄賂を食ほり、稅率を勝手に定めること謂ふ状態で、各船の課稅が同じくはないのみならず、甚しいのなるに支那を出る空船の筈のものが、英國に着いたときには茶を満載して居ることがあり、英國から棉布を満載して來たものが、支那の港に着くときは空船になつて居る等、稅吏の收賄奸商の密輸が貿易の發達に害があつた爲め、當時上海の英國領事 R. Alcock から英國政府に其救濟を請願したのであるが、英國政府は全く支那の内政に關することであるから干渉を欲しなかつたので、遂に中止になつた。

其後咸豐三年（一八五三年）洪楊の亂に上海が危険となり、知縣の殉難、兵備道吳健彰以下各官吏の租界逃入等で、徵稅機關が先づ完全に停止したため、當時上海貿易に關係の密接であつた英佛兩國の領事から、秩序恢復迄領事が支那官吏に代つて外商から徵收することを提議し、米國領事も賛成したので、三國領事は各本國の商人に關稅を約束手形で納付することを命令したが、間もなく米國から反對があり此協定は破れてしまつた。

其後吳健彰は租界内に臨時稅關を設けたが、收稅吏は依然惡習を改めず、弊害が多いため外人の反對に遭ひ破壊された。咸豐四年六月に至り上海の英國領事 Alcock、米國領事 Murphy、佛國領事 Fidan 等が上海兵備道と海關事務章程九條の條約を締結し、英、佛、米三國から一人宛を出して關稅管理委員會を組織した。當時英國委員は T. Wade、佛國は A. Smith、米國は L. Carr であつた。之が外人の支那海關管理の始めである。

上述三人は名義上協同管理であつたが、其實權は間もなく英國委員の手に歸した。英國委員は支那語に熟達し、又、技倆も、熱心が米、佛兩國委員より優れて居たからである。翌年『ウエード』は副領事の原職に復し、領事官 H. N. Lay が後任となり、米、佛委員も亦變動したが、實權は依然英人の掌中にあつた。咸豐八年、英支天津條約の附約たる通商章程の第十款内に總稅務司は英人を請聘することを明記され、三國組織の委員會は無形の内に消滅したのである。

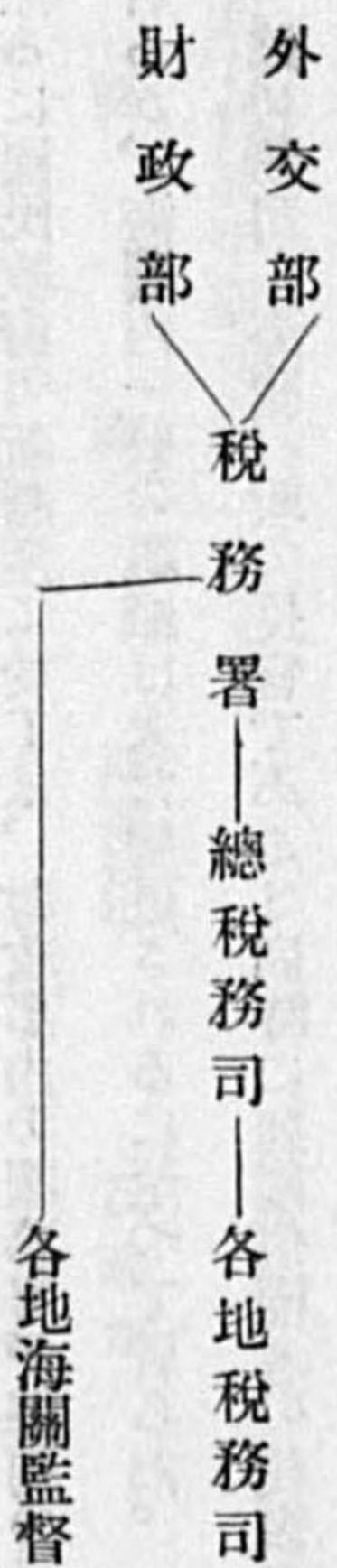
第一回の總稅務司は英國委員の H. N. Lay であつたが、咸豐十一年に病氣で請假歸國した爲め Robert Hart が就任した。日清戰後各國で均勢を唱へ、露、佛兩國は各本國人で總稅務司の要職を獲得せんとしたので、時の英

國公使 Macdonald は先んずれば人を制すの戰法で、光緒二十四年總理衙門との間に『英國の支那貿易は各國を超過し、納稅額十分の八を占む。此後總稅務司の職は英人を繼續聘用すべきものとする』を約定し、總理衙門からは『若し英國將來の對華貿易が第一位を占むる能はざるときは、總稅務司は當然必ず英國人を用ゆるに限定せざるものとする』と聲明した。而して同年第二次英德借款契約の第六條第二項内に『本項借款の完済に至る迄、中國政府は海關行政の組織を變更するを得ず』この項を加へ、海關管理權は遂に英人の獨占に歸したのである。

右は専ら海關に就いて述べたが、海關を距る五十支里以内の常關も、光緒二十七年（一九〇一年）義和團事件の賠償金が海關だけでは不足を感じて之が擔保となり、海關の管理に歸するものになつた。現在海關管理の右常關は津海關、山海關、大連關等を始め合計十七關である。

第三款 海關の行政組織

海關行政の長官たる總稅務司 (Inspector General of Customs) は始め總理衙門に、光緒二十七年（一九〇一年）から外務部に屬して居つたが、光緒三十二年以來は新設の獨立機關たる外交部、財政部に兩屬の稅務署に依つて管轄せられるものになつた。今其關係を圖示して各機關の組織を分述するに次の通りである。



然るに國民政府の新制度に於ては、財政部内の關稅署が海關の最高機關となり、總稅務司の權力も餘程削減されて居るが、海關内一般の組織は未だ變更されるに至つて居らぬ。

一、總稅務司 海關行政の長官であると同時に列國債權者の代表者である。

二、稅務司 各地海關に於ける總稅務司の代表者である。

三、海關監督 稅務署に直屬し、各地海關にあつて稅務司と對等な位置を保つ行政官で、海關行政の第一責任者である。

四、海關の構成 左の三部から成つて居る。

徵稅部 (Revenue Department)

關稅の賦課徵收を始め一般關稅行政を總轄する主要部で、内班、外班、海班の三班に分けられる。

海事部 (Marine Department)

主として噸稅收入を以て支辨せられる海事行政を掌る。港務班、燈臺班、巡船班に分けられる。

工務部 (Works Department)

徵稅部の土地、建物、動産及び海事部の財産、燈臺、燈臺船、機具に關する技術的方面を擔任する。之には班別はない。

今參考の爲民國十四年に於ける支那及外國人の海關職員數を示すに次の通りである。

部 班 別	外國人	支那人
總 稅 務 司	一	一
徵 稅 部		
内 班	二五三	四三三
外 班	八四五	一、三二五
海 班	四六	三、九七一
港 務 班	二六	二二
燈 置 班	五〇	五四一
巡 船 班	四九	七、〇六一
工 務 部	二六	二〇
雜 役	一	四三七
總 計	一、二九五	六、九六四

而して同年に於ける幫辦以上の職にある外國人高級稅關吏の國籍別を示すに、總員二三一名の内英國人は一〇八名即ち約其半數を占めて居る。

國 籍	總稅務司	稅務司	副稅務司	幫 辦	計
英 國	一	二七	一八	六二	一〇八
第 四 章 租 稅					八七

日	本	二	五	三	一	三	八
露	國	一	一	一	一	一	四
米	國	一	一	一	一	一	六
佛	國	一	七	一	一	一	七
伊	國	一	一	一	一	一	九
其	他	一	五	一	一	一	九
合	計	一	四	三	三	一	五
							二
							三
							八

右表の高級職員の外、下級者にも外國人は多數ある。關稅制度論に示された一九一四年のものに依るに、同年に於ける海關外人は總計一、六九〇名で英國八八四名、獨逸二二〇名、日本一〇三名、露西亞一〇一名其他は米、佛、丁抹等の順序で約二十個國を網羅して居る。下級職員を推算しても英一國が總員の半數を占めて居る盛況である。其後獨、露等の勢力失墜等で此内譯には大分異動があらうが、大勢を察するに足るであらう。支那が近く關稅自主權恢復と共に、高級職員も漸次支那人が多くなり、外人は年々共に減少するに至るべきは必然である。

第四款 稅率の變遷と現行稅率

一、稅率の變遷

輸出入稅率は、道光二十二年（一八四二年）の英支南京條約で從價五分、貨物の分類十二類、百五十五目と定められたのが現行稅率の基礎をなすもので、其後數回の修正を経て現行稅率になつたのである。

第一回修正 咸豐八年（一八五八年）の天津條約に依る。此時は（一）從價五分制には變更がなかつたが、價額標準を更正した（二）子口稅（Transit duty）を稱する通商港と内地市場との間に輸送せられる外國貿易の輸出入品に對して課せらるべき各種の内部關稅を免ぜしめる爲め、通商港の海關に於て課する特殊稅を設けた。稅率二分五厘（三）輸入免稅品を増加し、外國人日用品を稱すべきものにして正稅を免じて、只子口稅のみを課することになつた。

第二回修正 光緒二十八年、團匪事件講和條約に依つて一八九七、八、九年の三ヶ年平均市價を標準として英、米、獨、日、和、西班牙、白、澳の八國委員に依り、切實從價五分に議定され、後ち伊、露（光緒二十九年）丁佛、瑞、諾、葡（光緒三十年）諸國が追認して、此等十四ヶ國の同意を得ざれば任意に稅目の變更、稅率の増加を許さぬことになつた。此の修正に依つて十七類、六百四十種と増加したのである。

第三回修正 光緒二十八年の英支通商條約の第十五款に、稅率の改定は十年毎に要求出来る條項があり、米支通商條約の第七款にも亦略同じ條項があるので、支那政府は民國元年（一九一二年）が恰も十年目になるから關係各國に修正の希望を聲明した。然るに各國間の意見一致せず、遷延數年に及んだが、民國六年支那が對獨宣戰を布告するや巨費を要する爲め之が補助の必要もあり、民國七年遂に修正の實行を見た。此の修正に依る分類は十五類五百九十八目である。修正事項は種々あるが要するに稅率を時價に適合せしめたのである。

第四回修正 華府會議の結果、支那は關稅改正に關し、三段の權利を獲得した。其一は稅率を先づ切實從價五分に

改定すること、其二は華府會議の批准後七分五厘に増税のこゝ、其三は裁釐を條件として一割二分五厘に増税の件である。そこで民國十一年（一九二二年）第四回の修正として、民國十年十月から十一年三月迄の六ヶ月間の上海市價を標準として、先づ切實五分の修正を行なつたのである。

然るに華府會議の批准が佛支全法部案に累せられて遷延し、民國十四年に至り漸く批准を了するに至るや、支那は二分五厘増加の爲の關稅會議を北京に召集したのであるが、時局の影響で中途自然散會となつた。

二、條約上の舊稅率

民國十八年二月一日から實施せられた自定稅率に關しては後に述べるが、從來永らく行はれて來た條約上の所謂協定稅率を參考の爲め概説するに次の如くであつた。

輸 出 稅 (出 口 稅)	從價五分
輸 入 稅 (進 口 稅)	同
子 口 稅	二分五厘

沿岸移出 入 稅	移出稅(出口稅)	輸出稅と同額
	移入稅(進口半稅)	移出稅の半額

陸路貿易關稅

本稅は各國共協定が區々であつた。例へば北方では露國、蒙古及新疆の輸出入品は無稅、東支鐵道に依る

輸出入品に對しては減稅したが如き、又日本の朝鮮國境では安奉線に依る輸出入品が三分の一減稅の特權をもつて居る如きである。

次に南方では佛國との間に輸入稅三割減、輸出稅四割減を定め、英國、西藏は無稅、雲南は佛國減稅の例に依つたのである。

外國との協定は大體召の通りであつたが、民國十五年末以來南方國民軍勢力範圍に於て二分五厘の増徴を強施し北方軍閥も之に倣つて十六年春以來増徴を開始して軍費に流用したのみならず、十六年九月一日からは自定稅率を強施せんとして失敗したが、十八年二月一日から逆に過度的自定稅率を實施するに至つた。

第五款 關稅の收支に財政上の地位

一、最近十ヶ年間收支額

民國初年から七年迄は、收入年額四千萬兩内外であつたが、八年以來急速の増加を示し、十四年には七千萬兩を十五年には更に八千萬兩を突破したが、十六年には少しく減じて約六千九百萬兩となつて居る。即ち最近十ヶ年間の收入額は次の通りである。

民國 七 年	三六、三四五、〇四五兩	民國 十二 年	六三、五〇四、二五一
同 八 年	四六、〇〇九、一六〇	同 十三 年	六九、五九五、一三一
同 九 年	四九、八一八、八八五	同 十四 年	七〇、七二五、六六七
同 十 年	五九、〇〇七、二二九	同 十五 年	八〇、四三五、九六二

第四章 租 稅

最近支那財政概説

九二

最近三ヶ年間収入明細		同 十一年	同 十六年	同 十七年
税 種		一九二五年	一九二六年	一九二七年
輸 入 税		三六、三六六、九八一	四二、八五五、〇二七	三四、九〇三、三三二
輸 出 税		二四、五六八、七七八	二六、二六三、七八七	二五、四六一、六一七
沿岸貿易税		二、六四一、〇三〇	二、七九三、三七〇	二、四八六、四〇一
屯 稅		二、六一四、〇四〇	二、八九八、六一〇	二、七四八、七七六
輸 入 子 口 稅		二、七〇一、五三三	二、六二五、八一三	二、四六七、八三三
輸 出 子 口 稅		九七七、六四一	六八五、六七〇	六六七、一七九
救濟饑饉費		八五五、六六四	二、三三三、六八五	四六、七四八
合 計		七〇、七二五、六六七	八〇、四三五、九六二	六八、七八一、八七六

三、關稅の各種支途明細

關稅擔保の内外債等の詳況に關しては借款の章に譲り、茲では民國十二年に關稅から實際支出した明細の内譯を示して、關稅使途を知るの便に供する。

民國十二年の海關收入は六三、五〇四、二五一兩で、之に同年度の海關管轄の常關收入十二年度分四、四九〇、一三〇兩を加へると、總計六七、九九四、三八一海關兩で、之を一・五で換算すると、同年度の兩收入合計は一〇一、九九一、五七二兩となる。此の收入の支出明細を次に掲げる。

民國十二年關稅收入よりせる支出明細表

總 額	内 譯
九二、九二〇、八三八元	
(一) 舊外債計規元	三五、一八八、六二一・一八 (四八、二〇三、五九〇・六五 元 七三換算)
イ、露佛借款規元	六、七〇三、四一〇・三七 (英金一、〇四八、一六八・一七・八 片)
ロ、露佛借款手数料	四、六一〇・二〇
ハ、英獨借款元利	六、一七九、一九九・四二 (英金九六六・九五二磅)
ニ、續英獨洋款元利	五、三七四、四六三・〇八 (英金八三五・二三三磅)
ホ、同 上手數料	一二、八二四・五六
ヘ、五國善後借款	八、八〇一、五八一・一七
ト、善後借款爲替料	七六、四四五・四二
チ、團匪賠償金	八、〇三五、〇八七・二四
(二) 整理案内の各公債	一七、八三四、八二八・八七 元
イ、八厘軍需公債	一四一、六九二・〇〇
ロ、整理七厘公債	八五六、八〇〇・〇〇
第四章 租 稅	

- ハ、整理六厘公債 五、六八三、九八七・四七
- ニ、五年六厘公債 一、一二五、四五五・四〇
- ホ、七年長期公債 二、七〇〇、〇〇〇・〇〇
- ヘ、九年金融公債 七、三二六、八九四・〇〇
- (三) 獨塊露賠償款停止金額より公債への支出
 - 規元 八、九五〇、六四三・七七^兩 (二二、二六一、一五五・八七)
 - イ、三年六厘公債 三、四一三、九六四・九〇
 - ロ、四年特權公債 四、七七七、九〇二・二〇
 - ハ、四年特權公債 一、〇三六、〇〇〇・〇〇
 - ニ、十二年八厘公債 二、七六〇、〇〇〇・〇〇
 - (四) 十二年關稅徵收經費 九、二五五、九四二・〇〇 (六、二七〇、六二八兩 一・五換算)
 - (五) 指定支出の經常政費 一、八一七、六四九・四二
 - イ、外交部 毎年 六四八、〇〇〇・〇〇
 - ロ、稅務署 同 三七〇、八〇〇・〇〇
 - ハ、揚子江水道討論委員會 同 三二六、八〇〇・〇〇

ニ、青島商埠補助經費 自十二年二月 三一四、六九九・六三^兩 (二・五換算 四七二、四四九・四二)

(六) 臨時指定の支出 至同年十二月 三、五四七、六七一・二二

- イ、關稅特別會議籌備處 十二年 九〇、〇〇〇・〇〇
- ロ、財政整理會 十二年 五〇、〇〇〇・〇〇
- ハ、經濟討論處 五ヶ月間 每月一萬元 一、二〇〇、〇〇〇・〇〇
- ニ、江海關家屋増築費 三、二八七、六七一・二三 (規平銀三〇、四〇〇^兩 七三換算)

右の通り總收入一〇一、九九一、五七三元に對し、支出九一、九二〇、八三八元は約九四萬元の過剰であるが、實際は右支出の外關稅から支出を指定した要件仕拂額は更に三千萬元に上るので、全收入を提供しても尙二千萬元内外の不足である。

四、財政上の地位

鹽稅と同じく飛び々ながら數年度間の總歲入に對する比較を見るに次の如くである。

年次	關稅收入	歲入總額	百分比	備考
宣統四年	五六、七四七、六〇七 ^元	三五〇、七七七、四〇二 ^元	一六・二	預算
民國二年	六五、九五二、一一八	六四二、二三六、八七六	一〇・三	[關稅は實收總額は預算]
同 三年	五八、三六〇、八一	三八二、五〇二、〇八八	一五・二	
同 五年	五六、六四六、四六六	四七二、一二四、六九五	一二・〇	同

第四章 租稅

同	六年	五七、二八四、一四三	四一三、三九六、八三三	一三・八	〔關稅は實收 總額は豫算〕
同	八年	六九、〇一三、七四〇	六四七、六九二、七八七	一〇・七	
同	十四年	一〇〇、〇一九、一九五	四五九、九六〇、一三四	二一・七	同
財政整理案					

即ち民國元年と八年の借款借り換への爲め特に膨脹した年を除くも、最少一二%から一六%で最近では著しく増加して来て二〇%以上に上る勢がある。鹽稅、田賦と共に支那の三大財源である。民國十八年二月一日から實施した過渡的自定稅率は、大體北京に於ける關稅會議の際纏まりかけた七種等差稅率に依つたものであるから、增收年額は九十萬元内外であらう（卷末關稅自主運動の經過參照）將來更に正式に自主權恢復の上は、更に大なる増加を來し、支那に於ける歳入の極めて重要な部分を占むるに至ることは言を俟たない。

第五節 釐金稅

第一款 釐金稅の沿革

釐金稅とは、地方官憲が地方財政上の目的の爲に課する地方的内國關稅の總稱である。

本稅は咸豐三年（一八二八年）長髮賊が長江の南北を蹂躪して氣勢が盛んな際、之が討伐の軍隊團勇が軍費不足の爲應急策として、通過貨物に對し從價百分の一の通過稅を臨時に課したのが始まりである。釐金は一%の義で稅額から出た名稱である。最初太常寺卿の雷以誠なる者が、揚州附近の仙女鎮で徵收を開始し、爾來急速に各地に蔓

延し、湖南、湖北、江西、四川其他長江南北の動亂地帯一帯に開始されたのである。本稅は全々臨時に設定されたもので、動亂平定後は早速撤廢される筈であつたが、各省の當局は調査手段として極めて成績が良かった爲め、遽かに廢するに忍びず、光緒年間には東三省、新疆方面にも行はれることになり、遂に全國的となり支那歳入の重要な地位を占むるに至つたのである。釐金は始め百分の一稅を原則としたが、各地隨意に開始した爲め、遂には其率も極めて區々となり、又一口に釐金と呼ぶが、之は概括の名稱であつて、實際は徵收機關、課稅物件、用途等に依り極めて複雑な名稱を有し、内地産業の發達、貿易の促進上、重大なる障礙をなして居る。従つて英支馬凱條約では、釐金の撤廢を以て將來關稅を一割二分五厘迄増加の條件として居るし、華府會議でも關係列國が同じく一割二分五厘迄増加の條件として居たのである。

第二款 釐金の種類と稅率

一、釐金の種類

民國以來、中央の豫算表には釐金を概括して貨物稅と改稱し、更に之を貨物稅、釐金、百貨捐等三、四種に綜合して居るが、各省に於て實際徵收の名稱は極めて複雑である。今之を徵收機關、徵收の貨物、用途に依つて分述するに次の通りである。

A、徵收機關に依る分類

1、統稅 英支南京條約に基いて出來たもので、將來裁釐の準備の爲である。初め江西省で創められたもので、

凡そ木材、麻布、藍靛、磁器類は一回徴税後は再び徴收せぬと定められた。其後廣西、直隸、山西、河南、新疆、奉天等の各省に廣く行はれるに至つた。

各省共統稅局を設けて徴税して居る。

2、産銷稅 之も南京條約に基くものである、産銷は生産地で一回徴税し、消費地で又一回の徴收をするものである。光緒二十七年、八年頃郵傳部尙書盛宣懷の創辦に係り、今では吉林、黑龍江省方面で行はれてゐる。

3、落地稅 商品が何れから來たを問はず、目的地に到達の時徴收するものである。宣統二年初めて上海、無錫、濟南等で行はれたもので、其後方々で行はれて居る。

4、統捐 統稅と同じく一回限りの徴收である。初め江蘇省に行はれたが、同省では民國元年貨物稅と改名された産、銷、進、出の四項に分けられ、一物で四回徴税し、本來の意味と變つて來て居る。最近本名を用ひて居るのは陝西、甘肅、廣江、廣西等である。

5、認捐 請負制の一種で、營業者の同業團體が各地で捐稅徴收の煩雜を避け、自己の利益を保護する爲に其取扱物に對して一定の稅額を豫約納付するものである。

6、包捐 請負制の他の一種で、本業に關係なき者が、營利を目的として、官廳から一定の金額で捐稅の徴收を請負ふものである。此法は各省種々なる稅金に行はれて居るが請負人が利益を壟斷して弊害が非常に多い。

B、徴收貨物に依る分類

鹽捐、酒捐、菸捐、絲捐、牲口捐、煤捐礦捐、漕糧等其他頗る多い。

C用途に依る分類

餉捐、警捐、學捐、新政捐等（前清時代の名稱を其儘用ふ）

二、釐金の稅率

釐金本來の百分の一は設立の當初のみで、其後は漸次増加して百分の五、八、二十、更に甚しいのは三十に達するものもあつて頗る不一致である。單に全國一致せるのみでなく、一省の内でも一致せぬ。江蘇省で見ると無錫は百分の三、南京は百分の六である。更に總局（本卡）と分局（分卡）で一致せず、徴收局員が隨意に増減して漁利を貪るものもある。即ち中央で定めたものでなく、各省各地自由に定めるのであるから一致する筈がない。今最も各省で普通に行はれて居る稅率を示すに次の通りである。

△各省區釐金稅率表

省 區 別	稅 名	稅 率
京 兆	火車貨捐	二・五%
直 隸	統 稅	二・五
山 東	釐 金	二・〇
山 西	統 稅	二・〇
河 南	同	二・五

陝西	甘肅	新疆	浙江	安徽	福建	江西	湖北	廣東	廣西	四川	雲南	貴州
統捐	同	統稅	貨物捐	統捐	同	統稅	釐金	過境銷場稅	釐金	統捐	同	同
五・四	五・〇	五・〇	一・二五	五・〇	二・〇	一・〇〇	二・〇	三・〇	二・〇	五・〇	五・〇	五・〇五

奉天	吉林	黑龍江	熱河	平均
出產稅	產銷稅	同	貨物稅	
一・一乃至四・四	二・〇	五・〇	二・〇〇	約三・五

第三款 徵收手續之弊害

一、徵收の手續

徵收手續は亂雜を極めて居る、時に或は尺度を以て重量を見積り、或時は逐一點檢して其價格を評定する。驗査の時故意に抛擲毀損し、商人を嚇して私利を貪らうとする。物價の評定に亦一定の標準がなく、荷物狀は不確實で市價が明瞭を缺ぎ、局員の意思で隨意に定める。又無數に配置された各局や分局毎に檢査するもの二局毎に一回檢査のもの、三回に一回のもの等一切規定がなく、驗査後徵稅之否は地に依つて異なり、其寬嚴は徵稅當事者の意の儘で、此間に彼等は私囊を肥やすのである。

二、釐金の弊害

負擔の公平か徵收費の少ないこと等は、租稅の重要な原則であるが、釐金は第一其稅率極めて區々である上に、徵收所の配置が亦疏密極めて不均等である。其徵收額は全國で年約四、五千萬元に上るのであるから鹽、關稅

田賦に次ぐ重要な収入であるが、釐金局（分局共）の数は全國三千餘所に上るに稱せられ、其徴收費の多いこと、腐敗官吏の着服多額なことは言ふまでもなく、要するに商人が實際徴收せられる額は極めて多いのに、國家の収入はしかく多からず、甚しく不經濟な租税と謂はねばならぬ。況んや有力商人は其勢力を利用して脱税を圖るが小商人は之に反して慘な程苛められ、數多い釐金局で検査の爲め貨物が停滯するので、運輸の阻滯、物貨の騰貴等、商工業の發達を防げるこゝが頗る大である。そこで外國との通商條約で裁釐のこゝが度々約束され、支那自身も其弊に堪へず、之を撤廢したい希望は充分有つては居るが、種々なる障礙で今日迄其實現を見なかつたものである。然るに民國政府に於て、民國十六年九月一日から自主關稅の強施を計畫したとき、裁釐會議を開いて之が實施を期したるも、裁釐の目的を果さなかつた爲め其儘となり、十七年七月更に會議を開いて研究する所があつたのであるが、各省財政の困難と中央勢力の微弱な爲め、未だ其の目的を達するに至らぬ。裁釐問題は從來の條約上、關稅引上げの交換條件を爲せるものであるが、民國政府は十八年二月一日より自定稅率實施に當り、裁釐問題は切離して取扱ふことにした。今參考の爲め各省區の厘金稅局釐數を示すに次の如くである。（楊汝梅 財政論）

省	區	別	局	數	卡	數	省	區	別	局	數	卡	數
京	直	京		一			山	西	西		四二		
直	直	隸		一七	保大火車貨捐局三分局三分卡	一三	河	南	西		三三三		
山	東	東		一二			陝	西	西		三六		一五四

甘	新	江	浙	安	福	江	湖	湖	廣	廣
肅	疆	蘇	江	徽	建	西	南	北	東	西
四二	一四	四四	四一	三七	二八	五二	三一	二六	五一	三〇
	九八	五一	一八七					(見張所を含む) 二〇〇		
川	南	州	天	林	江	遠	爾	河	捐	計
二二	四四	四〇	三一	四五	三六	九	九	一三		七八六
					二三四			七七		一二分局、一八分卡二種徴處

右に示す如く、局數は七百八十六であるが、分局數は不明な省區が多い爲め、總數が明らかでないけれども、既述三千處を下らぬこゝが想察出来る。尙本表は民國十一年現在のものと思はれるが其後全國的動亂と共に局卡は益々増加したものと察せられる。

第四款 收入額と財政上の地位

一、收入額

近年に於ける收入額は年約四千五百萬元となつて居る。今民國九年乃至十一年の三ヶ年間に於ける實收額を表示

最近支那財政概説

するに左掲の如くである。(楊汝梅財政論)

省區別	民國九年	民國十年	民國十一年	備考
京兆	四,七三〇元	四,七三〇元	四,七三〇元	京漢火車捐を含む
直隸	六四,三六八	一,〇四七,九八八	一,〇四七,九八八	德縣濟南には別に落地税あり
山東	一七,一五五	二〇六,一三三	三〇九,六〇九	別に1%の落地税あり
山西	一,三三,三〇一	一,〇三六,三〇〇	一,三三三,一三六	報告なき爲民國六年分掲上。京漢火車貨捐を含む
河南	五五,七二〇	五五,七二〇	五五,七二〇	別に半額の落地税あり
陝西	六六,四八八	六三,七五五	八七,七五九	
甘肅	四一,七六一	四三,三三三	四六,九五五	
新疆	四八,五三二	四九,〇七七	四九,〇七三	
浙江	六,三三四,〇三八	五,五九,七三三	五,六六,五七六	
安徽	四,三六,八六六	三,〇〇,六七七	三,八三,三〇〇	
福建	一,〇〇四,七五五	一,一〇二,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	
江西	三,三三三,〇七九	二,六五,一六六	二,四七,〇〇二	
湖北	一,六五,〇七七	一,九〇,〇七三	二,〇四,一三九	
湖南	三,四七,九三三	三,〇九,三三六	三,六八,三三三	京漢火車捐を含む
廣東	二,四四,六八八	二,四四,六八八	二,四四,六八八	報告なき爲民國五年分掲上其後は大に増加しあり
廣西	一,三九,七六六	一,三九,七六六	一,三九,七六六	九年分以外は戦争の爲統計なし依つて九年分掲上

省區別	民國九年	民國十年	民國十一年	備考
四川	四六,四四〇	四六,四四〇	四六,四四〇	
雲南	一,四三,六六六	一,八三,〇五五	一,六八,三三三	
貴州	八三,三三六	五九,〇八八	五九,〇八八	
奉天	四,五七,六六〇	三,七〇,〇〇〇	四,四三,三三三	十、十一年分報告なきを以て其欄に七、八年分を掲上
吉林	三,五三,六六六	三,六四,六六六	四,三三,三三三	
黑龍江	三,三〇,〇〇〇	三,五七,〇〇〇	三,三〇,三三三	
綏遠	一〇九,〇八八	一三三,〇一一	一三九,〇〇〇	釐金の外に毛皮煤炭甘草等の捐を算入す、九年分中厘金は下半年分のみなり(從來管轄外)
察哈爾	四七,四三三	二八,〇〇〇	七,五三三	本區の厘金は多くは雜捐なるを以て之を除き茶厘のみを掲上
熱河	四三,三三三	四九,〇〇〇	五五,三三三	本區の貨物税は出產、落地、過路税の三種を含む
津浦火捐局	一,四二,九九六	五五,一六六	九九,〇〇〇	
總計	四八,八三三,三三三	四三,六六六,六六六	四三,〇〇〇,〇〇〇	

本表の内報告漏れの省區の分は、舊年次のものを掲上しある爲、其の統計は實際に符合せぬのであるが、逐年増加の大勢にあるを以て、實收額の總計が本表の金額以下でないことは確實である。

二、財政上の地位

従来の總歲入概数は四億五千萬元であるから、厘金收入は正に其の約一割を占め、鹽關稅、田賦に次ぎ重要な歳入の一部を成して居る。

尙釐金は内外債にも重要密接な關係を有し、前清以來内外債の擔保となつたもので少くない。即ち單に外債の

第四章 租 稅

みに就いて見ても、英國借款、滙豐銀行借款、湖北借款、續英國借款、上海市面維持借款、滙豐新欸、湘鄂借款、津浦借款等頗る多いのである。

第六節 煙酒稅費

一、沿革

煙酒稅費は狹義の煙酒稅の外、煙酒公賣、煙酒牌照稅等を便宜總稱したものである。支那に於て酒の課稅は秦漢以後に始まつたもので、三代以前は禁酒が頗る嚴重であつた。そして酒の專賣の始めは漢の武帝天漢三年で、既に二千年以上の歴史をもち、元から明にかけては、酒の課稅は國家の主要財源の一つになつた。反之煙稅の方は漸く清朝の嘉慶、道光時代に創められたもので、其歴史が極めて新しいのである。

民國初年迄は煙酒稅は他の租稅と同じく各省の徵稅機關で扱はれて來たが、民國四年、別に煙酒牌照稅を新設するに共に、此等を所謂中央直接收入（中央專款）とし、中央に全國煙酒公賣局、各省に各省局及分局を設置したが翌五年中央に全國煙酒事務署なる國務總理に直隸の獨立機關を特設し、各省の公賣局は之を煙酒事務局として中央の事務署に直屬せしめ、各省の煙酒稅、煙酒捐、煙酒牌照稅等を全部公賣局にて徵收することにし、稅率の統一徵收手續の改良を謀つた。

煙酒公賣は民國五年に新設されたものである。之も煙酒事務局の取扱に得ることは無論である。

民國十一年五月に至り、全國煙酒事務局章程を修正して、財政總長が署督辦を兼務することに改めしも、間もなく再び修正されて五月以前の原狀に恢復したのであつたが、國民政府の新制度に於ては、特設機關を廢して財政部内の煙酒稅處に於て、凡ての事務を統轄することになつた。

二、煙酒稅

前清時代から各省隨意に課稅したもので、内容頗る複雑、各省各様であるが、今各稅目の性質に就いて其大要を管明に記述して見るに次の通りである。

- イ、輸出入稅 外國煙酒の輸入、支那煙酒の輸出稅
- ロ、出產稅 煙葉稅、釀造稅
- ハ、熟貨稅 煙絲稅、條絲稅、熟煙稅等
- ニ、特許稅 煙包捐、燒鍋課等
- ホ、通過稅 釐金、常關稅等
- ヘ、銷場稅 賣錢捐、買貨捐、門銷捐等
- ト、原料稅 麴稅
- チ、加價 規定の稅額外に徵する加價
- リ、落地稅 消費地に到達の際徵する落地稅

實際各省で使用する名稱は極めて複雑であつて、右は大要を示したに過ぎない。そして之等の幾多の税目中、其幾種類か、各省に行はれて居るのである。而して各税種の課税額亦極めて繁雜で、到底列擧に遑ないから、茲には之を略する。

三、煙酒牌照稅

民國三年一月發布の販賣煙酒特許牌照條例に依つて新設せられたもので、煙酒稅の消費稅たるに對して、本稅は收益稅中の營業稅である。即ち煙草又は酒の販賣を業とする店舗に課税するものであるが、本稅新設の理由は、輸入外國品は條約上關稅以外消費稅を賦課し得ぬ爲に、内外製品間に負擔の公平を缺くの嫌あるを以て、此種營業權に加稅して、公平普及の原則に適應せしめんとするのこゝ、且又本稅は徵收手續が極めて簡便で徵收費を要するこゝが少なく、相當の財源となるからに外ならぬ。

本營業を爲さんとする者は、所轄の徵稅官署に出頭して牌照（鑑札）を受領するを要する。徵稅上本營業を四種に分類し各稅額を異にして居る。

整賣營業……煙草或は酒類を小賣店に向つて卸賣する者

甲種零售營業……零售は小賣である。一定の店舗を有し煙草或は酒類を主營業とする者

乙種零售營業……一定の他種營業を開設して烟、酒の小賣兼營のもの

丙種零售營業……一定の店舗なく路傍或は戸別小賣

而して各營業の一ヶ年の納稅額は、卸賣商四十元、小賣甲十六元、乙八元、丙四元である。

四、煙酒公賣買

イ、公賣組織 煙酒の公賣は官督商銷、即ち官憲監督の下に商人をして請負はしめて居るのである。

煙酒公賣關係の法令には『全國煙酒公賣暫行辦法』『煙酒公賣棧組織法』『各省煙酒公賣稽查專章』『徵收公賣費規則』『考核各省區征收費比較章程』等がある。今此等の諸規則から要領を摘録するに次の通りである。此等の法令内に曰ふ煙酒公賣局は全國煙酒事務署の官制公布と共に、各省煙酒事務局に改稱せられたことは前述の通りである。

各省の煙酒事務局は煙酒の生産消費狀況を斟酌し、區域を劃分して分局を設置し、某省第何區煙酒事務局と名ける。

各煙酒事務局は所管區域内に煙酒公賣分棧を組織して、商人に其經營を請負はしめる。各公賣分棧は該區域内に適宜公賣支棧を組織する權能をもつ。

商人で分棧の經理人とならんとする者は、先づ姓名、住所、原籍、職業等を、詳記し、且事務局の規定に従ひ千元乃至五萬元の保證金を納付し、煙酒事務局から省局に上申認可の上經理人となるのである。

ロ、公賣方法 公賣價格は事務局から原價、利益、各稅釐捐等の外生産消費の狀況を鈞量し、其れに十分の一以上十分の五を加算して決定し、隨時公布する。分棧は必ず此の價格に従つて區域内の公賣費を徵收すべきもの

である』分棧の収入は毎月代徴の公賣費内から二十分の一を自分の収入とするのである。支棧の受くべき利益は分棧の負擔である。

右の如く分棧は煙酒商と事務分局との中間に在つて公賣費徴收の請負商人である。素に公賣費設定の趣旨は、各種の税、釐、捐等を合併し、公賣費の名目下に統徴して、大に統一改善を圖らんとしたものであるが、全國煙酒公賣暫行辦法第十六條に『各原有の税釐は均しく暫らく各省核定の數に照し征收す』とある如く、時期を見て各種の税釐を廢止する計畫であつたが、結局有邪無耶となつて單に公賣費制度が全國に普及するを得なかつたのみならず、從來の複雑な税釐には一向手を觸れず、却つて新税を増加したに過ぎない結果となつて居る。

現行各省區の公賣費率は從價百分の十二乃至三十迄である。但數年來時局の關係上臨時の増徴を行なつて居る處が頗る多いことは、他の税類と同様である。

五、煙酒稅費收入額

(一) 民國十二年煙酒收入明細表 (元以下切捨の爲小) (計合計符合せず)

省 區 別	公 賣 費	煙 酒 稅	牌 照 稅	合 計
直 隸	四三五、二九九元	八二八、七六一元	一〇九、一三四元	一、三七二、一九五元
山 東	四九九、九七〇	四二八、五五六	七五、八八七	一、〇〇四、四一四
山 西	四八六、九五〇	四五四、七四二	九二、二七六	一、〇三三、九六九

河 南	二〇七、七三三	二二二、一〇五	一一、二八七	四六二、八六九
陝 西	二〇四、九一八	二六四、八八〇	一、三五四	三二七、三九五
甘 肅	五〇八、二四一	二五五、一〇五	九四、七四八	四七一、一五二
江 蘇	八二四、二〇九	一、〇三一、四四八	一九四、七四六	二、〇五〇、四〇五
浙 江	六三三、六七四	一、六五七、五一五	一四四、五九八	二、四一五、七八七
奉 天	六〇三、三八五	一、二一七、七九六	八一、〇〇一	一、九〇二、一八三
吉 林	一五五、〇四二	二四九、五五二	六六、九四四	四七一、五三八
黑 龍 江	一八九、六七〇	七六、五六六	一九、一六八	二八五、四〇四
安 徽	二一五、四八〇	五二、一五一	三二、八三二	三〇〇、四六三
江 西	四一七、四二〇	三二八、三七六	二八、三九〇	七七三、九八七
福 建	四八四、四〇一	二二一、〇〇四	一一、八一七	七〇七、二二二
湖 北	一六三、六六五	二二九、二三三	三四、六二六	四五七、五二五
熱 河	四二、一三九	一一〇、一七八	九、四一六	一七一、七三三
綏 遠	五三七、四三八	費稅併徵	六九、三八〇	六〇六、八〇九
京 兆	九一、五七三	四五、八六七	二七、五四四	一六四、九八四
察 哈 爾	九、六七四	八、七四二	二八一	一八、六九七
膠 澳	六、九〇二、五八五	七、八〇七、四五四	一、二二七、七九四	一五、八三七、八三五
合 計				

(二) 民國十、十一、十二年煙酒收入總額表 (元以下切捨統) (計合計符合せず)

税目	十一年	十二年
公賣費	六、二一五、四〇二	六、五〇六、〇九四
煙酒稅	七、一六〇、一四六	七、四四〇、三五九
牌照稅	一、一四四、四六六	一、一三三、三三一
總計	一四、五二〇、〇一六	一五、〇六九、六八六

(三) 現在收入額と將來の豫想

動亂の爲全國の最近年次の分は判明しないが、浙江省十六年分實收二百萬元以上、直隸省之に次ぎ一百二十萬元以上、河南、江蘇兩省亦之に次ぎ一百餘萬元、廣西省七十四萬餘元、其外甘肅、江西、湖北、福建、等は時局の影響で各省共五十萬元内外、安徽省は土匪が肅清されなかつた爲、最も少なく二十六萬元に止まつた。其他の省は不明であるが之を(一)の表に較べるに各省共概ね著しき増加である。

民國十四年北京政府で公布した全國烟酒公賣費の豫算は三千六百萬元となつて居つたが、歷年の實績に依るに、實收は半額にも達せない筈のに、何故に斯く多く見積つたかと言ふに、之は北京政府の規定した烟酒稅署經費は收入豫算額の千分の一になつて居る爲、經費額を多くせしめる爲であつたに民國十七年の全國財政會議では公言して居る。

然らば將來の收入豫想如何、整理の方法は後に述べるが、整頓後の收入に就き全國を經めたものは分らぬけれども、數省の實情を示すに次の如くである。

省	現在徴收比額	將來の増收見込
安徽省	七九〇、〇〇〇	二割
湖北省	一、四四〇、〇〇〇	一割
江蘇省	一、〇〇〇、〇〇〇以上	三割
浙江省	同	二割

右を從來各省の收入額に較べるに著しき増加であるから、全國の總收入も大増加をして居る事は疑ない。

民國十六年十月から捲烟に對しては正稅以外に特稅を徴收することに、なつたが、これは第十節其他稅中に述べる。

第七節 常關稅

一、沿革

常關稅は内地輸送の貨物、並支那型船舶に依り輸出入せらるる貨物及其船舶に對して課する關稅であつて、其の由來を見るに、周官に關市の賦があり、畿武の時始めて權關を設けて徵稅し、東晉から陳に至る間は關津林立し淮水以北大市百餘、小市數十あり、京畿附近では石頭方山等の津で東西國境の稅を課し、宋の建炎の時、始めて海船稅が出来た。それから元には船戶提舉司を設け、明の宣德間始めて鈔關なる名稱が出来、清に至り戶關、工關あり戶、工二部に分屬した。之が現今の常關である。常關は一に鈔關とも稱する。之は明代の名稱を其儘用ひたのである。又舊關とも稱するがこは海關を新關と稱するのに對した稱呼である。

二、常關の種類と税率

海關を距る五十支里以内の沿海沿江の常關、五十支里縣常關及内地常關の三種がある。五十支里内常關は其收入が團匪事件賠償金の擔保となつた結果、一九〇一年以來海關の監督に移され、税金は稅務司の手で徵收せられる事となつたのである。五十支里以外の常關は海關と關係なく前清以來今日迄依然として海關監督の管理に屬し、内地常關は前清時代は専ら各省の管理に屬して居つたが、民國二年以來、漸次中央政府の管理に移り、今や專任監督を設けて財政部の直轄となつて居る。

今各種常關の現在數を示すに次の如くである。

1、五十支里内常關 十九關

津海、山海、大連、膠海、東海、江海、蕪湖、九江、閩海、厦門、浙江、鎮海、甌海、宜昌、沙市、粵海、潮海、瓊海、梧州

2、五十支里外常關 十四關

津海、山海、東海、江海、楊由、蕪湖、閩海、厦門、浙海、甌海、荊州、粵海、潮海、瓊海

3、内地常關 二十二關

京師稅關、張家口、殺虎口、多倫、塞北、臨清、淮安、鳳陽、贛關、閩安、武昌、新堤、辰州、寶慶、潼門、嘉峪、夔成都、寧遠、雅安、太平、潯州

課稅物體及税率に就ては、前清時代では會典及戶部則例にて、衣物、食物、用物、雜貨、船舶の五種とし、從價五分を基礎としたのであつたが、實際は極めて區々であつた爲、一八四二年の英支南京條約に於て五港の開港せらるるに當つて、同條約の第十條を以て、支那政府から常關税率を一定して公布すべきことを約したのであつたが、遂に其の實行を見ず、在舊民國三年に至り、始めて税率改正の規程設けられ、同年六月各關に通達するに至つた。改定税率は海關稅の半額即ち二分五厘を原則とするもので、各關相後して税率の改正に着手し、從來に比し大に其面目を改めたのであつたが、海關管理の常關以前は、依然區々であつて、一定せぬのが多いのである。

三、收入額

1、海關五十支里外及内地常關收入

先づ民國六年以降五ヶ年間の實收額を示せば次の如し。

民國 六年	六、〇九〇、〇〇〇	民國 九年	六、八三五、〇〇〇
同 七年	六、〇二五、〇〇〇	同 十年	六、七一九、〇〇〇
同 八年	六、八九七、〇〇〇	五ヶ年平均	六、五一四、〇〇〇

但し右實收額中には、西南諸省の十關に於ける收入報告が無い爲、此等を含んで居らぬのであるが、右十關民國八年度の收入額算は一、七五五、〇〇〇元であるから、此等を加算するに當時約八百餘萬元の收入があつた筈である。

次に最近年次の收入を示せば次表の如し。

最近支那財政概説

關別	年次	實收額	關別	年次	實收額
江蘇	十二年	二〇九、九六三	天津	十三年	一九一、三二八
山東	同	一五四、四〇六	鳳陽	十一年	三四九、六六五
上海	同	一、一〇六、九一八	贛關	十三年	七六、七五二
甌海	十三年	一六、三五四	武昌	十二年	九八、五七七
閩海	十一年	一一七、一六三	臨清	十三年	一二九、四七七
廈門	同	九二、〇四四	新堤	十二年	五〇〇、七四六
浙江	十二年	九四、六三五	張、虎、多	十一年	二二一、六五三
蕪湖	十三年	一九七、一二二	張、虎、多	十二年	八七五、七四三
宜昌	同	七一、九一一	塞北	十三年	三七七、〇五七
淮安	十二年	二六三、〇四八	京師	同	二、六七六、四七六
楊州	十三年	二五五、〇八四	海關	同	二九三、七五三
潮州		一五一、二七一	粵州		一五三、四〇〇
瓊海		一一一、〇〇二	成都		二八八、〇四〇
慶關		二二一、九八八	寶慶		二七、〇〇〇
太		二四〇、〇〇〇	打箭		三八、七二〇
辰州		二四〇、〇〇〇	合計		九、九一二、二八六

備考 粵海關以下は報告を缺き不明なるを以て民國八年の豫算額に依れるものなり。
 即ち約一千萬元である。民國十四年北京政府財政整理委員會の見積りも一〇、五九九、二五二元となつて居る。

2、海關管轄五十支里内常關收入

民國十二年以降五ヶ年間の各關別稅收額を表示するに次の如くである。

關別	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年
牛莊	一三、六六、六六	九、二六、三九	三、八〇、三六	一三、六六、六六	一〇、九六、三三
天津	一、五七、五三	一、二六、〇六	一、五五、四三	一、五七、五三	一、五七、五三
煙臺	六、七三、三三	六、七三、三三	六、七三、三三	六、七三、三三	六、七三、三三
宜昌	一、三三、〇六	一、三三、〇六	一、三三、〇六	一、三三、〇六	一、三三、〇六
沙市	一、四〇、〇九	一、四〇、〇九	一、四〇、〇九	一、四〇、〇九	一、四〇、〇九
九江	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三
蕪湖	六、八七、〇四	六、八七、〇四	六、八七、〇四	六、八七、〇四	六、八七、〇四
上海	三、四七、〇四	三、四七、〇四	三、四七、〇四	三、四七、〇四	三、四七、〇四
寧波	二、八七、六九	二、八七、六九	二、八七、六九	二、八七、六九	二、八七、六九
溫州	六、三三、二二	六、三三、二二	六、三三、二二	六、三三、二二	六、三三、二二
三都澳	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三
福州	三、四七、〇四	三、四七、〇四	三、四七、〇四	三、四七、〇四	三、四七、〇四
廈門	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三
汕頭	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三	一、〇七、三三
廣州	二、八七、六九	二、八七、六九	二、八七、六九	二、八七、六九	二、八七、六九

第四章 租稅

江門	五、六八・三三	六、三六・七四	四、七二・三三	四、六五・五九	四、四七・三九
梧州	五、二六・四二	三、七四・九一	五、五三・八八	五、六四・四九	五、七四・五八
瓊州	三、〇三・六三	七、四九・八〇	三、四三・五五	三、三三・二六	三、八七・四九
北海	一、五九・〇三	二、九一・五五	一、五八・〇三	三、八四・二五	三、二七・六八
總計	四、四〇・三〇・四八	四、三三・三六・四八	四、六八・七三・三三	四、三三・六七・五五	三、七六・三三・五〇

四、裁厘加税後の存廢問題

厘金の弊害は甚大で是非共撤廢を要する。そこで對外的には條約上、海關稅增加の交換條件となつて居つた位である。然るに厘金廢止の眞目的は繁雜なる通過稅を廢止するにあるから、之と殆んど同一の性質を有する常關稅の存廢問題が必然伴なつて來るのであるが、本問題に就ては關稅特別會議の際既に支那側から裁撤を標榜して居るし民國十六年九月から自主關稅實施を計畫したときにも又十七年七月の裁厘會議に於ても其の廢止を議決して居るが之が實施には多大の困難があるものと思はれる。

第八節 印花稅

一、沿革

印花稅は即ち印紙稅である。前清先緒の中葉、御史の陳璧、遣外使臣の伍廷芳等が前後して本稅の開設を奏請したが、朝野の人士は其何者たるかを知らずして目的を果さなかつた。然るに光緒三十七年阿片禁止の議が起つた、

當時、度支部は阿片釐金收入の損失を、補ふ目的を以て、印花稅則十五條の頒布を奏請裁可を受け、翌年八月から先づ直隸省から試辦したるも、天津商會の反對に因り一時中止し、宣統元年正月に至り、各省一齊に施行した、然るに又も各省督撫の延期奏請に會ひ、遂に清朝時代にて之が實行を見るに至らなかつた。

民國元年十月名を印花稅法に改め、二年三四月の間に各省前後して實施するに至つた。右印花稅法は三年十二月に一度修正されたものが、最近迄實施されて來たのである。然るに國民政府は南京進出後間もない十六年八月國民政府財政部印花稅暫行條例を公布して居る。臨時的のもので、何れ遠からず改正されやうが現在本條例に依つて徵稅するのである。

二、取扱機關

民國五年十一月、印花稅處章程を發布した。本章程に依れば財政部内に印花稅處を附設して、全國印花稅關係事務を處理せしめ、各地方の商業都市に印花稅分處を設け、同事務を分擔處理せしめる。尙印花票の發行機關としては、財政部内に印花票總發行所を設け、中國銀行本店、郵政總局、電報總局、京師及各省商務總會を分發行所とし、更に左記のものを支發行所として全國に配置する規定である。

- 中國銀行分行及分號……………中國銀行本店の認定による
- 郵便分局及支局……………郵便總局の認定による
- 電報分局及支局……………電報總局の認定による

各商務分會……………商務總會の認定による

然るに民國政府の現行法は、印花稅處が從來財政部の附設機關であつたものを、部内の一處を改め、各省にも各省印花稅處を設けて、省内の印花稅事務を專理させる。省内の各縣以下市郷村の販賣事務に就ては、民國十六年十月公布された『各省區印花稅處招商包銷各縣印花章程』に規定して居る。招商包銷は商人に請負賣捌をさせる意で、本章程の第一條に、印花稅票の販賣を推廣する爲云々あるが、之は從來印花稅法があつたにも拘らず、主要都市以外殆んど行はれず、都市に於ても、其實行が不確實であつた爲、本章程に依つて販路を廣めんとするもの以外ならぬ。

請負方法は各縣を一經めしして商民に請負せるもので、何縣印花稅支處と名づける。各支處からは更に各市郷鎮に代銷處(代理店)を分設して漏れなく販賣するを努めるのである。請負人たる支處は省處の認可後、省城又は縣内の確實なる商家三名の連帶保證書を省處に提出し、省處から示した賣捌標準額の一ヶ月分の保證金を納めるほか、手数料(二割)を除いた賣上金は、毎月省處に納める規定であり、更に支處には逐次賣捌數増加の責任がある。

三、稅率規定

舊印花稅法では第一類(受領證、通帳、貨物送狀、小作契約書等普通の證書類十五種)銀一仙或は二仙、第二類(株券、手形、債券等の證書類十一種)額面十元以上百元未満二仙より五萬元以上一元五角迄、第三類人事證(憑

旅行券、卒業證書、文官試驗合格證書等十種)十仙乃至三元の規定であつたが、新規則たる印花暫行條例に依れば次の四種類になつて居る。

- 第一類(十五種) 受領證、商業帳簿、貨物送狀雇用契約書、各種請負證書等一仙、二仙及十仙
- 第二類(十四種) 株券、手形、債券類額面一元以上十元未満一仙より五萬元以上一元五十仙迄
- 第三類(四十五種) 各種人事證憑、各種營業免許證等にして舊規定に比し其種類を頗る増加した、最低十仙より四元(募工請負人免狀)に至る。

第四種(四種)

- 洋酒印花稅 從價三割(烟酒事務局に管轄換)
- 奧加可印花稅 百斤に付十二元(同右)
- 汽水類印花稅(サイダー類) 舶來品は一磅瓶二仙半磅瓶一仙、土產品は其の半額
- 煙竹印花稅 從價二割(實行延期中)

四、歲類

民國十一、十二、十三年の分を示す次表の如くである。

(楊汝梅財政論)

省	別	民國十一年	同	十二年	同	十三年
直	隸	一五五、七八八・五二	同	一三一、一八六・二九	同	一三八、二七四・七八

第四章 租稅

山東	四一八、七三八・二一	四三一、八三三・二九	三九一、八九〇・三〇
山西	二二三、五三九・二九	二三一、〇四九・〇七	二二八、六五六・〇五
河南	二三四、四四二・五六	二〇九、五一〇・三九	二二三、〇四六・五六
湖北	二四八、二一四・三八	二五五、五四九・七三	二五六、〇四一・九三
江蘇	一八八、五五八・七九	一六四、二七六・一五	二二八、六〇七・七七
安徽	九九、九九九・四五	七七、六二七・六九	七二、〇二六・二一
江西	九七、四三六・七二	一三三、四七一・四三	一三七、五三〇・〇三
浙江	一一八、三三七・一二		
福建	一三三、三五三・〇七		
陝西	事故に因り報告漏		
甘肅	七二、一七〇・二五	七六、〇八七・二五	七二、三三〇・二五
四川			三〇二、〇〇三・七三
奉天	五七三、四四八・四三	六二六、四二四・二四	六一三、〇三三・六〇
吉林	三〇七、〇一一・七七	二三四、六二五・三三	二二六、六一八・一七
黑龍江	一六七、九九四・九八	一五四、四三八・八三	一二六、二六六・〇九
北京	六五、一八一・四六	四一、六七五・三七	事故に因り報告漏
新彊	七九、一六一・六二	七五、一〇一・一〇	三七、三九七・八三
察哈爾	二六、五六一・六五	二四、三七二・三三	一七、一三三・八一
綏遠	二二三、二一一・九八	一七、八八〇・八四	一七、八八〇・八四

熱河

本部直轄各機關

三三三、二四二・六〇

二〇、四八三・五〇

合計

三、三八二、二五二・二三

三、〇〇四、六三八・六三

三、〇四七、六一八・七六

右の内にも報告漏の省區があるので、總額は不明であるが、概略三百五十萬元見當である。然るに支那に於ては印紙の貼用が未だ嚴密に且普遍的には勵行されて居らぬのであるから、各省が中央の統轄に歸した今後、商取引も繁盛になるべきを以て、十七年七月に開かれた財政會議に於て研究された整理法が行はれるに於ては、年收一千五百萬元以上に達するに至るべき見込である。

第九節 契 稅 附 驗 契

契稅は土地家屋の賣買實人に當り、官府に登録する時に課する登録稅の一種である。本稅も其歴史が古く、元代既に契本費なるものがあり、明代にも一定の徵稅を行なつて居つた。前清時代には土地家屋の賣買には其價格に應じ、一兩に付き三分を徵し、擔保する場合には、期限十年以内のものは徵稅せぬ。即ち買契は納稅するが典契は納稅せぬのを原則として居たが、各省では年月の經過と共に徵收方法が區々となり、甚だしきは買契は從價九分典契は買契の半額の徵稅を行ふか或は買典兩契同額の徵稅を爲し、稅率の輕重極めて區々であつた。宣統三年度支部は契稅試辦章程二十條を規定し、買契は湖北の新規定に準じ百分の九、典契は同じく百分の六を定めて、規定以上の徵收を許さず、從來徵收しつゝあつた一切の附加徵收は之を廢し、行政費及徵收經費等、必要な經費は右の内

から支辨するこゝになつた。

右の通り統一して見るに甚だ便利なやうであるが、税率が過重な爲、之を施行する者が少なかつたのである。

民國三年一月復た契稅條例を頒布したるも、税率は前清の九、六制を適用する外、契紙費毎張五角を徴するこゝになつた。本條例に依れば、契約成立後六ヶ月以内に、右税率に相當する特別印紙を貼用して所管徵稅官署に届出するを要し、期限を超過するも納稅せざる者にて定率の稅額の外、罰金として稅額の十倍を徴する規定であるが、税率が過重な爲め、人民は努めて之を隱匿する弊があつたので、政府は遂に各省に對し、各省の情況に依り、賣契は百分の六以下百分の二以上、典契は百分の四以下百分の一以上の範圍にて税率を定め、財政部に報告認可の上、施行すべきこゝを電令せし爲め再び税率は區々になつたが、民國四年三月、辦法大綱を制定して、税率は賣契四典契二に按じて徵收するこゝを許し、前清時代及民國三年六月以前に檢定登記を経たる自契は、悉く補稅を免する旨を通令した。其後各省の行ふ所は區々で、賣買實人の登録は確實に行はれず、極めて亂雜であるが、國民政府に於ても未だ新條例を公布するに至りぬ。

今民國七年以降三ヶ年間の實收及民國十四年財政整理委員會の見積つた契稅額を示すに次の如くである。

民 國 七 年	八、九五二、四二〇・八三七 ^元
同 八 年	九、八六五、六九七・六九六
同 九 年	一〇、三四六、七二四・九九八

財政委員會見積

一四、六八七、六五一・〇〇〇

次は驗契である。之は契紙を驗査して手数料を徴するもので、契稅劃一章程に始まつたのである。民國元年國庫窮乏を告げた時、國會の成立を見たのではあつたが、租稅の新法律が國會の通過を経るまでには、尙多くの日子を要するので、財政部は本制度を設けて適宜手数料を徴するこゝにしたものである。無論之に依つて怠り勝な登記を整理するこゝも出来るので、財政事務上無用のこゝではないが、其施行の眞の目的は全く臨時收入を得るこゝにあつたのである。最近迄各軍閥は右に同じく臨時調査の一段として、各處で時々驗契を行なつてつ居た。

國民政府では民國十六年十一月、財政部驗契暫行條例を、各省驗契章程を同時に公布して居る。暫行條例の第一條にも「國民政府は人民の不動産所有權の契授を證する爲め、特に本條例を頒布す」とあり、本條例施行以前に成立した不動産の舊契は、契稅の納付済なるに否に論なく、凡て驗査に呈出するを要し（同第二條）舊契を呈驗せざるものは、訴訟時諍憑を爲すを得ぬ（第七條）と定め、呈驗を權利確認の要件として居る。呈驗すべき舊契は、典契、賣契に論無く全部登記して新契の交付を受くべきもので、一枚の契紙に對し、紙價として一元五十仙、登記費十仙の外、教育費として二十仙（中央、地方各半々）を加徴する。但し不動産價格の三十元以下の契授からは單に登記費のみを徴する（第三條）而して呈驗期限は本條例實行の日から三箇月を限り、其後は一箇月を遅れる毎に紙價を十分の一宛増加する。又將來成立の新契に對しても、本條例を適用するのである。舊章程では契成費一元、登記費十仙であつたが、何れにしても完全に實施されたすれば、其收入額は相當多額に上るのである本項目

の民國四年實收額は三千一百八十餘萬元、同五年一千六百五十餘萬元であつた。

第十節 其他の租稅

一、牙稅

牙稅とは、賣買兩者の間に立つて、取引仲介を爲すを業とする牙行に課する一種の營業稅である。前清の定例に依るに、度支部の許可證たる部帖交付の制限が極めて嚴重であつたが、時を経るに伴ひ殆んど空文に同じく、或は期満ちて交換せず、或は許可證なくして私に開業し、或は一許可證を以て多くの店を開き、或は一種の許可證を以て數業を兼營するあり、各縣の知事及其屬僚等が私利を貪る手段に悪用し、弊害百出したのであつた。民國に入りて以來も本稅を續行したが、弊害依然たるものがあつたので、三年三月政府は遂に各省に對し、其他の情況に應じ章程を適宜に制定し、財政部に報告して整頓に資すべき旨を電命し、四年九月、更に牙稅整頓大綱八條を制定し、(一) 帖を有せずして私開し、或は前情の舊帖を未だ新帖に交換せざる者には、凡て新帖を受領せしむること(二) 牙帖の營業年限は十年を超過するを得ざること(三) 各牙行の稅則は直隸の現行稅率に比較して適切に増加すべきこと(四) 各項の帖捐年稅は專疑して存貯し、全部中央に送呈すべきこと等を定めた。當時改革の標準となつた直隸省の牙稅は次の如くであつた。

一、帖捐 一等三百元、二等二百五十元、三等二百元、四等百五十元、五等百二十元、六等八十元

右は帖を受取るべき納付する。

ロ、牙稅 一等百六十元、二等百三十元、三等百元、四等七十元、五等四十元、六等二十元

牙稅の年收額は近年のものが不明であるが、民國五年度豫算一、六四六、九七〇元、同八年度豫算一、三六〇、七四九元であつて、十四年の財政整理委員會では、八年度の豫算額其儘を將來の收入額に見積つて居つた。

北支那に於ける牙行の現状を見るに、糧行、花行、麻行等の如く、雜穀類、棉花、麻等一定の品種に限らるるもの、貨株、客貨店等の如く品種を一定することなく、概括的に仲介を許したものがあつた。而して其許可地域は一縣或は一都市等一定地域内の一品種に付き牙帖一枚のもの、同地域内に數枚のものがある。牙帖を有する牙行は地域の廣狹或は取引の繁閑に依り、下請人を幾名も設けることがある、例へば雜穀類の牙帖は一縣一枚を常則とするやうであるが、下請人たる斗店(雜穀店)は全縣三、四十戸にも及ぶが如き之である、但し客貨店、貨棧等が牙行たる場合には其地に於ける取引に限るのである。

牙行を特許して取扱はしめる貨物は、處に依り全く不定であるが、各地共最も普通なものは、雜穀類、家畜、前者は斗牙、後者は特に牙を通稱して居る。其他皮、毛、鶏卵、果實、棉花、麻等種類多く又鐵、木材「アンペラ」其他各地の特産と稱すべきものは、其地を限り殆んど全部牙行扱ひされて居る。

二、牲畜稅及屠宰稅

家畜稅、屠獸稅である。前清の初め章程を定めて、凡て賣買の家畜に對し、其價格の百分の三を徵收することにした。

なり、隆嘉以後各省先渡して之が徴收を開始したのであつたが、當時は單に賣買に對してのみ課税し、屠獸に對しては課税せなかつたのである。それから清末に迫るや、新政勃興と共に政費の不足を生じた爲め、東南諸省で屠宰税を始めたるに、日用食品である爲め收入が確實なので、遂に廣く各省に施行せらるゝことになつたのである。

民國に入つても依然舊制を踏襲、四年正月屠宰税管率を頒布し、豚、牛、羊の三種に限り徴税することとし、豚一頭大洋三角、牛一頭大洋一元、羊一頭大洋二角と定め、從來の徴税額が右の規定より多額なる省に於ては、從來の規定に依ることとなつた。

牲畜税の方は、中央部で定めた法令は未だ頒布されず、各省毎に規定して居る。賣買價格の三分を普通とし賣買仲介業者たる牙行が仲介手数料たる佃錢と同時に徴收して代納する方法に依るのが多いやうである。例に依つて財政委員會見積りの收入年額は、牲畜税五六一、〇九〇元屠殺税三、八七五、七七四元である。

三、礦 税

周代に採礦を禁じ、什人なる官を設けて之を守らしめたのが、支那に於ける礦政の嚆矢とされて居る。漢代には郡縣に銅官、鐵官なる者を置き、唐宋には坑冶なる官あり、明初にて礦税は極めて輕かつたが、其の末期には宦官專横誅求が甚しかつた。清初には只雲南に銅礦、銀礦あり、戶工二部は専ら雲南の銅に倚つて鑄造して居つた。光緒宣統の交には風氣が漸く開けて、内外開礦を奏請する者が多く、就中漠河の金礦、開平、萍郷の炭礦、大冶の鐵礦が最も著名である。之等採掘の礦物からは、凡て税金を徴收して居つたのである。

民國に入り三年三月に礦業條例の頒布を見たが、今日迄行はれて來た條例である。本條例に依るに、礦税は礦區税と、礦産税とに分れ、兩税とも更に各二種類に分れて居る。

礦區税 { 一、金、銀、銅、鐵其他金屬類 [每畝年三角、但し砂鐵、砂金の如く河底にある者は長十丈に付三角]
二、水晶、硫黃、石棉、
雲母其他の重要礦石 [每畝年一角五分]

但し試掘の場合には何れも銀五分(五仙)とす。

礦産税 { 前記金屬類 平均市價の千分の十五
前記重要礦石 平均市價の千分の十

備考 花崗石、石灰石、粘土其他の普通礦石土類に課税せず。

財政部財政整理草案に依れば、礦税の收入年額は六五一、〇九〇元と見積られて居る。

四、茶 税

支那の茶税は唐の建中元年に十分の一税を初めたのが嚆矢である。それから宋初になるに茶官を設けて專賣制を始めた。元代も官の自賣制で權茶都轉運司なるものを設けて、之を司らしめた、明では太祖の時、始めて茶法を定め、官から茶引(茶の運搬許可證)を給することとし、商人が茶を買ふときは、規定の税金を納めて、茶引の交付を受けざれば搬出を許さぬことになつた。清朝に入りても、面倒な税法を設けたことも、要するに引制には變りはなかつたのであるが、咸豐同治以後に及ぶや、此の引制は漸く空文となり、光緒宣統の交に至り、東南各省に於ては茶税を釐金徴收の法に改め、民國に入り舊制は殆んど廢せられたが、捐を設けて徴收する者があり、釐金關稅内で

徴する者があり、税率も一定せず頗る區々である。

財政整理案内に見積つた茶税の収入は一、七三二、四六二元、民國八年の豫算は一、九四一、四六二元であつた

五、煤油統稅

煤油税即ち、石油税は、民國十四年の頃國民政府がまだ廣東に居つた當時、之が施行を計畫して英米方面の反對に會し、實現を見なかつたものであるが、中部支那に勢力擴張後の民國十六年十一月八日、煤油特稅暫行簡章を公布して之を強制するこゝになり、民國十八年二月海關の自定税率を實施するに當り、統稅を改名せられたものである。

先づ特稅暫行簡章に就き規定の概要を述べんに、本税は石油或は石油類似の各油料に課するもので、一箱或は十『ガロン』を課稅單位として、石油『ガソリン』よりは各一元を徴し、其他の油は各省に設けた特稅局長に於て、實際の情況を調査して税率を適當に定め、財政部の認可を得て徴するこゝになつて居る。

徴收機關としては各省に煤油特稅總局を、各要衝に分局を設けて徴稅し、或は稽查所を設けて漏稅を防ぐこゝになつて居る。徴稅方法は石油類販賣の會社或は商人にして、國民政府認可の専用置場を有するものからは、輸入油類を先づ倉入れし、特稅局は局員を置場に常駐せしめ、油からは、輸入の時に徴稅する規程である。然るに國民政府に於て二月一日から過渡的自定税率を實施するに當り、本稅局は煤油統稅局を改稱されたのである。

六、捲烟特稅

本税は卷烟草税である、民國十六年十月國民政府に依り設定された新税で、徴收捲烟税章程なるものに依つて徴收して居つたが、十七年一月に至り、徴收捲烟特稅條例を修正された。一切の捲烟草及煙葉で製造された物品にして國內製の煙葉、刻煙葉以外は全部本條例に依つて捲烟特稅を徴せられる、之が爲め財政部は全國捲烟統稅總處を設立して徴收に當らせる。

輸入の捲烟草及煙葉で製造された物品は、輸入正税の外に海關の見積價格の二割を徴し、又支那内地の工場製品は海關の見積を標準として百分の二割二分五厘を徴するもので、徴稅後を再び他の税捐を徴せないものも定められて居る。

七、麥粉特稅

民國十七年六月十二日公布の徴收麥粉特稅條例に依つて徴收するもので、課稅物件は國內産の機械製粉及外國から輸入の麥粉にして營業の性質を含むもので、機械製品外の麥粉からは徴收せぬ。本税は一包を納稅單位とし、本國製品にして、内地に賣却するものからは大洋十仙、本國製品を國外に賣却するときは五仙の拂戻を爲すので實收五仙、輸入麥粉は十仙の規定である。

本税は原料小麥に對する各種課稅を廢止して、劃一の工場税を賦課するこの標榜に依り、設けられたものであるから、機製麥粉製造に使用する國産小麥に對しては、各工場の製粉數量に應じ内地で徴收さるべき厘金、統捐、貨物税、常關税、鐵路貨捐、落地税其他通過税の性質を有する各税を凡て免除するこゝになつてをる。

本稅徵收の爲め財政部は麥粉の生産豊富な省區に麥粉特稅局を設立して之に當らしめる。各局の管轄區域は次の如くで、機械製粉地には更に分局を設けるのである。

蘇浙區（江蘇、浙江、安徽）

直隸區（直隸、山東、山西）

鄂豫區（湖北、河南、江西）

吉黑區（吉林、黑龍）

徵收方法は本國工場製品は包裝して工場を出るまき、輸入外國品は下船倉入時に徵するもので、一度徵税したものに對しては、各地に運搬の際再課税を行はぬのである。

麥粉は必需品として、外國品も從來免稅品であつたのミ、小麥産地は北方を主として居るので、南方の米に課税せずして北方の主食品たる小麥粉に課税するのは、不公平であるとして、各方面に、非常なる反對が出たのであつたが、公布後四ヶ月餘の十月二十日頃から強制的に實施するに至つた。

八、其他の雜稅雜捐

雜稅としては以上述べた外、糖稅、船稅、木稅、漁業稅等あり、雜捐としては車捐、船捐、房捐、布捐、斗捐其他種類極めて多く、繁雜名狀すべからざるものもあるも、これ等は等しく地方稅にして、收入も多からず、特記するに足らない。

第十一節 軍閥の收入截留

第一款 截留の由來ミ經過の概要

支那の中央政府收入は海關稅、鹽稅の如く外國人の管理に屬するものミ中央專款ミ稱して主として中央政府が專任機關を設けて直接收支するもの以外は各省區で直接收支し、過剩ミ不足に對しては協款、解款等によつて處置し來つたことは既述の通りであるが、此の方法は羅馬帝國時代の制度に類似したもので、國內の交通が不便な時期に於ては、止むを得ざる變通の手段に相違ないけれども、交通發達の今日に於ては時代錯誤の舊法式ミ謂はねばならぬ。解款は性質上封建時代、諸侯が天子に對して行つた貢獻ミ類似したものである。前清初頭に於ては各省は穀類其他の物品を貢獻して居たるも、此等の物品ミ曰ひ銀兩ミ曰ひ、之を中央に解送するのは全く中央の威力に依るものであるから、威力の衰退ミ共に行はれなくなるのは自然の勢である。民國の初頭一旦此制度を廢したが、三年亦之を復活し、暫時本制度が行はれたのは袁世凱の勢力が克く全國を統轄するに足りたからに外ならぬ。

然るに袁の帝政運動に要した經費は、九千萬元の多額に達したが（帝制に依り發生した戰亂の爲めの軍費を含まず）彼の去世ミ共に政府は其の處置に窮して、各省の中央の解款から差引することを認めたのである。之れ實に民國財政に致命的打撃を與へる惡例開始の第一歩であつて、其の後各省では競ふて中央解款の截留を行ひ、漸次中央專款、鹽稅餘款、常關稅、交通收入等の截留が増加し、民國十三年第二奉直戰當時からは、北京政府は鹽稅ミ、海

關稅以外に收入が無い悲境に陥るに至つた。然るに鹽稅收入は餘款の大部分が截留せられる爲め、借款の擔保部分の外に多少の餘款收入があつても、支途の振當てが極まつて居たので、政府は一文も之を自由に使ふことは出来なかつたが、只海關稅のみは其の金額を外人に收支するので、軍閥の截留を免がれ、借款仕拂引當の外に生じた極めて少額の餘裕に對し、政府は當時の總稅務司アグレレン氏に泣き付いて、二、三回融通を受けたことがあるが、之れとても間もなく餘裕も無き状態となり、斷末魔の中央政府は北京の城門を出入する貨物に課する所謂崇文門稅月額二十數萬元を唯一の收入とするの慘狀を呈したのであつた。

斯く中央收入は皆無になつたが内亂は擴大の一方で、軍費はいやが上にも増大する。而も借款には内外人共に相手にならぬ。そこで各軍閥は自活しながら戰爭を續けねばならぬので、誅求に誅求を重ねることになり、禍害の及ぶ處想像以上のものがあつた。

今民國四年から今年迄の各省解款の配當額實送額等を擧げるに次の如くである。(楊汝梅財政論)

直隸	省別	區分	
		四年	五年
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000
100,000		100,000	100,000

第四章 租稅

江	安	江	山	河	山	派	
						數	數
西	微	蘇	西	南	東	認解	認解
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

奉天		京兆		陝西		湖北		浙江		福建	
撥解數	派數	撥解數	派數	撥解數	派數	撥解數	派數	撥解數	派數	撥解數	派數
				100,000						1,000,000	
						200,000				2,000,000	
						300,000				3,000,000	
						400,000				4,000,000	
						500,000				5,000,000	
						600,000				6,000,000	
						700,000				7,000,000	
						800,000				8,000,000	
						900,000				9,000,000	
						1,000,000				10,000,000	
						1,100,000				11,000,000	
						1,200,000				12,000,000	
						1,300,000				13,000,000	
						1,400,000				14,000,000	
						1,500,000				15,000,000	
						1,600,000				16,000,000	
						1,700,000				17,000,000	
						1,800,000				18,000,000	
						1,900,000				19,000,000	
						2,000,000				20,000,000	
						2,100,000				21,000,000	
						2,200,000				22,000,000	
						2,300,000				23,000,000	
						2,400,000				24,000,000	
						2,500,000				25,000,000	
						2,600,000				26,000,000	
						2,700,000				27,000,000	
						2,800,000				28,000,000	
						2,900,000				29,000,000	
						3,000,000				30,000,000	
						3,100,000				31,000,000	
						3,200,000				32,000,000	
						3,300,000				33,000,000	
						3,400,000				34,000,000	
						3,500,000				35,000,000	
						3,600,000				36,000,000	
						3,700,000				37,000,000	
						3,800,000				38,000,000	
						3,900,000				39,000,000	
						4,000,000				40,000,000	
						4,100,000				41,000,000	
						4,200,000				42,000,000	
						4,300,000				43,000,000	
						4,400,000				44,000,000	
						4,500,000				45,000,000	
						4,600,000				46,000,000	
						4,700,000				47,000,000	
						4,800,000				48,000,000	
						4,900,000				49,000,000	
						5,000,000				50,000,000	

廣東		四川		湖南	
撥解數	派數	撥解數	派數	撥解數	派數
1,000,000		1,000,000		1,000,000	
1,100,000		1,100,000		1,100,000	
1,200,000		1,200,000		1,200,000	
1,300,000		1,300,000		1,300,000	
1,400,000		1,400,000		1,400,000	
1,500,000		1,500,000		1,500,000	
1,600,000		1,600,000		1,600,000	
1,700,000		1,700,000		1,700,000	
1,800,000		1,800,000		1,800,000	
1,900,000		1,900,000		1,900,000	
2,000,000		2,000,000		2,000,000	
2,100,000		2,100,000		2,100,000	
2,200,000		2,200,000		2,200,000	
2,300,000		2,300,000		2,300,000	
2,400,000		2,400,000		2,400,000	
2,500,000		2,500,000		2,500,000	
2,600,000		2,600,000		2,600,000	
2,700,000		2,700,000		2,700,000	
2,800,000		2,800,000		2,800,000	
2,900,000		2,900,000		2,900,000	
3,000,000		3,000,000		3,000,000	
3,100,000		3,100,000		3,100,000	
3,200,000		3,200,000		3,200,000	
3,300,000		3,300,000		3,300,000	
3,400,000		3,400,000		3,400,000	
3,500,000		3,500,000		3,500,000	
3,600,000		3,600,000		3,600,000	
3,700,000		3,700,000		3,700,000	
3,800,000		3,800,000		3,800,000	
3,900,000		3,900,000		3,900,000	
4,000,000		4,000,000		4,000,000	
4,100,000		4,100,000		4,100,000	
4,200,000		4,200,000		4,200,000	
4,300,000		4,300,000		4,300,000	
4,400,000		4,400,000		4,400,000	
4,500,000		4,500,000		4,500,000	
4,600,000		4,600,000		4,600,000	
4,700,000		4,700,000		4,700,000	
4,800,000		4,800,000		4,800,000	
4,900,000		4,900,000		4,900,000	
5,000,000		5,000,000		5,000,000	

註 派數とは送金の割當額、認解とは中央への實際送金額、撥數とは各省に於ける中央負擔の經費（軍費等）に對し解送すべき收入を以て直接充當せる額、認解とは解送承認の意。

右の如くにして、民國四年には實解數一千百十八萬八千餘元、撥數七百二十二萬八千餘元、兩者計一千八百四十萬八千九百餘元、五年には兩者計一千八百九十萬五千四百餘元であつたものが、六年には一千五百四十七萬二千元、七年には更に六百四萬二千六百餘元に激減し、八年は五百五十五萬三千四百元、九年は四百九十一萬七千四百元、十年には僅かに二百九十五萬八千七百餘元となり、而も七年以後は實解額は完全に無くなつて居る。

右は單に中央解款に就て述べたるのみである。總額二千萬元に足らぬ解款のみが、截留されたとしても、夫れは

絶大なる打撃でもないが、眞の打撃は之と同時に中央直接収入たるべき鹽關稅及中央專款が截留せられ、中央の收入が名實共に零になつたことである。解款以外の收入截留事情は次款以下に譲り、茲に此等の民國十二年頃に於ける收入額、截留額、中央實收入額を示すに大要次の如きものであつた。

税 別	收入約數	徵收其他經費	各省截留及協款數	中央實收數
關 稅	50,000,000元	10,000,000元	1元	40,000,000元
常 關 稅	6,000,000			1
鹽 稅	6,000,000	3,000,000	3,000,000	元
烟 酒 稅	15,000,000	15,000,000		1,500,000
印 花 稅	3,000,000	1,000,000	1,000,000	200,000
其他の中央專款	6,000,000		6,000,000	1
京師稅(崇文門稅)	2,200,000	200,000	1	2,000,000

右の如く中央實收入は、當時約一億二千餘萬元であつたが、其の内九千萬元を占める關稅は、既に全部使途が定まつて政費には全然差向けられず(海關稅の項參照)鹽稅の中央收入は全然借款の擔保部分であるから、之も亦手が付けられぬ。そこで中央政府の隨意に使用し得る收入は煙酒、印花、崇文門の三稅のみであつたものが、間もなく崇文門稅の外は全部截留されることになつたのである。

右の次第で奉天派の勢力下にあつた數年間の北京政府は收入殆んぎ皆無、財政的窒息状態に陥り、外人管理の鹽關稅以外中央政府と稱すべきものが無かつたのである。國民政府治下の事情に關しては其の一般財政事情と共に別

項に譲るが、膝元の二、三省以外截留は依然たるものである。

第二款 鹽稅の截留事情

鹽稅の徵收には外人が参加して、外債擔保部分には手を着けさせなかつたから、其の截留は鹽稅餘款に限つて居つた。鹽稅餘款とは鹽稅擔保借款の償還殘餘部分の謂である。是は民國二年の善後借款契約に依つて出來た名稱で毎月收入の鹽稅は稽核總所が保管に任じ、外國銀行に預け入れ、鹽稅擔保借款償還の爲め、毎月の配當額を控除した殘餘を支那政府に返還する。其の殘餘部分が即ち鹽稅餘款で、之を單に鹽稅餘款とも簡稱する。鹽稅控除の借款は善後借款の外、英德債款、團匪賠償金、滙理滙豐債款、湖廣借款、クリブス借款等金額は随分多いが、其の多くは關稅と共同擔保である爲め、大部分關稅から仕拂はれ、鹽稅から支出する部分は、鹽稅の項で既に述べた如く、民國十一年から十三年頃に於て年額八、九百萬元に過ぎなかつた。之れに徵收費等鹽務署關係の費用約一千百萬元を加算するも約二千萬元に過ぎないから、總額九千餘萬元の收入から差引くに、鹽餘は七千萬元以上もある筈なるに、政府の鹽餘實收額に就き民國七年乃至十一年のものを示すに次の如く逐年著しき減少を示して居る。

民國 七年	五二、八〇八、〇〇〇元
同 八 年	四三、三三九、〇〇〇元
同 九 年	三三、〇七六、〇〇〇元
同 十 年	二九、五二〇、〇〇〇元

最近支那財政概説

同 十一年

三一、八七五、〇〇〇元

一四〇

鹽稅の總收入は年々増加するのに、鹽稅擔保の借款額にはあまり變化はない。そこで右の如く中央送金の減少は全く鹽餘の截留ミ、截留せざる省區に於ても中央からの協款に振當てる爲めに因るものに外ならない。

十一年以後も各省の截留は益々増加し、鹽餘收入は減少の一方であるのに、中央の鹽餘目當ての支出は之に反し愈々増加する。先づ民國十三、四年頃に於ける鹽餘指定の支出状態を見るに次の如くであつた。(銀行月刊 六卷八號)

名稱	毎月支出額
整理公債基金	一、一五〇、〇〇〇元
上海造幣廠庫券	七〇、〇〇〇元
一回庫券	七〇〇、〇〇〇元
正金銀行九六公債引出	六〇〇、〇〇〇元
流通券基金	二〇〇、〇〇〇元
特別流通券基金	三〇〇、〇〇〇元
慈幼院及南開大學經費	一四、五〇〇元
海軍艦餉	四〇〇、〇〇〇元
合計	三、五三四、五〇〇元

即ち年額に於て四千二百四十一萬四千元を要する計算で、民國八年當時の鹽餘收入を以てして漸く支辨し得べく三千萬元以下に民國十一年以後に於ては之れのみ仕拂に多額の不足を生ずる状態であつた。

然るに一方民國九、十年以來、鹽餘以外の中央收入は既に各省で全部截留消費し、中央には送金せなくなり、加ふるに安直戰爭で軍費は驟かに増加し、政府は苦しまぎれに内外各銀行から短期借款を續々起して、其の擔保に將來の鹽稅餘款を充當した。關稅は完全に中央に入つて來る言へ、既成借款擔保に足らぬ位で、迎も餘裕なく、當時の借款は何れを問はず、鹽餘擔保ミなつて居る。それが勿驚支那銀行だけで百十四口、七四、〇九四、五〇六元の多額に上り、外國銀行の分が三十六口(内四口だけは民國五、六年の分)三〇、〇二一、七六八元兩者の合計一億元以上に達して居る(銀行月刊 六卷八號)其の内容は繁雜に互るから一切略するが、民國八年に於て既に收支適合して餘裕のなかつた鹽餘を自當に亂暴な借金が出来たものである。

然し各省の軍閥が截留さへせなければ、中央財政は何ミか遺練が付くのであるから、政府からは各省に嚴重督促し、外人方面からも度々抗議を試みたのであつたが、何等効果なく、遂に鹽餘擔保借金の大部分は利子すら支拂へず、其儘今日に及んで居る。

鹽餘の截留は民國五年四川省に端を發し、其の後各省の軍閥が滔々之に倣つて、雲南、廣東、湖南、湖北、江西、奉天、福建等が相繼いで實行し、遂に各省共完全に截留するに至つた。即ち中央勢力の失墜に伴れて増加したものである。然し中央に服従して截留を行はぬ各省でも、協款ミ稱して中央の承認を経て(時に強要して)軍政費

の不足部分に鹽稅を振り向けることが流行したので、之は事實上に於ては截留と同一で、何れも中央收入の抑留たるに於ては實質上のわかりがない。今民國八年以後十三年迄の此等の狀況を表示するに次の如くなつて居る。

年次	收入總額	各省截留額	各省協款額	二省合計	對總額率
八年	六,三三〇,九六元	一〇,八三三,七〇〇元	三,三三七,〇〇〇元	六,三三七,〇〇〇元	元
九年	六,二四七,五七〇元	三,三三三,三〇〇元	一〇,五九〇,〇〇〇元	三,八二七,〇〇〇元	元
十年	六,四〇〇,三三三元	二,八三三,四〇〇元	六,六九〇,〇〇〇元	一八,四三三,〇〇〇元	元
十一年	六,七九七,四七〇元	二,三三三,七〇〇元	二,五三三,〇〇〇元	三,六八八,〇〇〇元	元
十二年	六,六四〇,〇〇〇元	六,四四七,二〇〇元	三,七九〇,〇〇〇元	三〇,一〇七,一〇〇元	元
十三年	六,五三三,三三三元	二,九三三,一〇〇元	四,〇三三,四〇〇元	三,四六六,五〇〇元	元

備考 一、民國十二年以後には廣東省の截留額を含めぬ。

二、民國十年に於ける實際截留額は右數額に止まらぬ等。

次に截留が如何なる方法に依つて行はれるものであるか、亂暴不規則な状態は、事極めて細事に互るが、内狀研究の好参考であるから、茲に民國十五年一月中に於ける、廣東、甘肅、四川三省の例を示すことにする。

民國十五年一月の例

省別	取上げ地	日次	取上者	金額
廣東	馬屋收稅局	四日	俞作柏	一,二〇〇元
同	同	五日	同	一,六〇〇元

省別	取上げ地	日次	取上者	金額
同	同	六日	同	一,六〇〇元
同	同	七日	同	二,一八〇元
同	同	八日	同	二,四〇〇元
同	同	九日	同	三,二〇〇元
同	同	十日	同	四,四八〇元
同	同	十一日	同	三,二〇〇元
同	同	十二日	同	一,六〇〇元
同	同	十三日	同	四,八〇〇元
同	同	十四日	同	四六,二六〇元
廣東合計	花定稅局	一日	甘肅督辦	二〇〇,〇〇〇元
同	同	其後五日	同	三三,〇二〇元
同	同	其後五日	同	一七,〇〇〇元
甘肅合計	中街外二局	四日	同	一七,〇〇〇元
同	同	五日	同	一三三,七二〇元
同	同	六日	同	六,〇〇〇元
同	同	七日	同	七〇〇元
同	同	八日	同	一,二〇〇元
同	同	九日	同	一,七〇〇元
同	同	十日	同	一,三五〇元
同	同	十一日	同	九〇,七五〇元
同	同	十二日	同	同
同	同	十三日	同	同
同	同	十四日	同	同
同	同	十五日	同	同
同	同	十六日	同	同
同	同	十七日	同	同
同	同	十八日	同	同
同	同	十九日	同	同
同	同	二十日	同	同
同	同	二十一日	同	同
同	同	二十二日	同	同
同	同	二十三日	同	同
同	同	二十四日	同	同
同	同	二十五日	同	同
同	同	二十六日	同	同
同	同	二十七日	同	同
同	同	二十八日	同	同
同	同	二十九日	同	同
同	同	三十日	同	同

四川合計
三省合計

一一三、八五〇
三九三、八三〇

右はほんの一例であるが、各地毎に各部隊が勝手に徴収する状況を窺ふことが出来る。而も収入のあり次第を下す真相を想像するに足ると思ふ。斯の如き截留は部分的には少額のやうであるが、各省共同様なので其の金額は月平均三百萬元近く一ヶ年には三千數萬元に達したのである。

第三款 其他直接收入の截留

一、關稅

海關を距る五十支里内の常關稅は外人管理に屬するので、横暴なる軍閥も之に指を染めることは出来なかつたが五十支里外六百餘萬元の收入は、全部截留されて餘す所がなかつた。

海關稅は外人管理に屬するから、之が截留は從來想像し能はぬ所であつたのに、二三年前國民黨が未だ廣東盤居時代、廣東政府は無謀にも之をすら横取りせんとしたので、外人の非常なる反對に會ひ、遂に其の實行を見るに至らなかつた。然し之を以て見ても、外人關係外の收入が完全に截留されるのは、敢て怪しむに足らぬことで、北伐完成一年後の今日すら常關稅は依然として各地毎に抑留されて居る。

關稅増加の爲めの關稅會議は十五年の春、途中で流會となり、二分五厘増徴は條約上効果を生ずるに至らなかつたにも拘はらず、南方勢力が長江進出と共に之を強行し、北方軍閥亦之に倣つて二五附稅を強徴して、全部を軍

費に流用し、北伐完成後も同様であつたが、此分は民國十八年二月一日から、自主關稅實施と共に取消されたので問題でない。

二、煙酒稅費

煙酒稅、煙酒牌照稅及煙酒公賣費の一ヶ年間總收入額は約一千五百萬元であるが、其の内中央送金額は民國八年乃至十二年の分を示す次の通りである(元以下切捨)。

省區別	八年	九年	十年	十一年	十二年
京兆	四七、六四元	四四、〇〇元	三七、七六元	二〇、六五元	三七、四二五元
直隸	三六、一四元	三三、五〇元	一七、〇〇元	四〇、〇〇元	五〇元
奉天	—	〇〇	五〇	一八	—
吉林	二〇、〇七	一六、五〇	三三、三三	二〇、五三	三三、六一
黑龍江	—	—	三、〇七	—	—
山東	四七、五〇	一六、二四	二、三〇	〇〇	一、〇〇
河南	二七、三三	六、〇〇	一、〇〇	三、五五	六、六二
山西	六三、〇六	五〇、〇三	四六、四〇	三九、四三	三六、〇二
江蘇	三六、〇〇	一四、四九	二、〇〇	一、八八	九、四四
安徽	三三、一〇	六、三六	—	—	二、〇〇
江西	一、二〇〇	一〇、〇〇	二、六六	一〇、〇〇	—

第四章 租稅

一四五

最近支那財政概説

省別	上海紙烟捐總局	川邊	膠澳	歸察	熱河	貴州	雲南	廣西	廣東	四川	新疆	甘肅	陝西	湖南	湖北	浙江	福建
總計	二、六三、三六			一八、六二											一、八〇、九		
上海紙烟捐總局	110,000																
川邊																	
膠澳																	
歸察				三、三六													
熱河																	
貴州																	
雲南																	
廣西																	
廣東																	
四川										五、七〇〇							
新疆																	
甘肅																	
陝西																	
湖南																	
湖北																	
浙江																	
福建																	
總計	二、六三、三六	二、三六、八三	一、六四、三四	一、四六、八八	八九、三九												

右の通り一千五百萬元の大財源も、民國八年の中央入手額は既に二百六十七萬餘元に減じ、其の後漸減して十二

年には五年前の約三分の一、即ち八十九萬元に減じ、斯くして民國十三、四年頃には送金皆無になつたのである。

三、印花稅

民國八、九、十の三ヶ年平均收入は約三百萬元であつたが、其の内から印花稅局の經費、軍費として截留する分を除く、毎年の殘餘として財政部に入手の分は三、四十萬元、即ち總收入の十分の一に過ぎなかつた。今其の内容を示す左の如くであつた(元以下切捨)。

省別	每年平均收入	軍費充當額	每年送金額	備考
直隸	一五六、三九四	督軍署軍費	全收入の約一割	
山東	二九五、六九五	第一混成旅	約 七〇、〇〇〇元	
山西	二二二、二一七	每步兵四營	約 二二、〇〇〇元	
河南	一九三、七四七	督軍署軍費		
湖北	一八五、六九八	五割を軍費に		武昌師範大學へ五割
湖南	二二〇、四八五			不詳
安徽	一七二、三三二			奉天派にて截留用途不明
江西	二二九、四三二	新安武軍毎月	五割送金承認	軍費は送金承認額中より支辨
浙江	一三九、四〇六	八割を第一軍軍費に	約 一四、〇〇〇	
福建	一四二、五〇三	七割を留めて第十師	約 二〇、〇〇〇	水路測量局費を除く外、財政部に五割軍費に五割
陝西	二二五、一五〇	軍費十三萬八千元に		
總計	五六、九三三		約 一〇、〇〇〇	五割を財政廳に、五割を財政部

甘肅	七九,二〇二		二〇,〇〇〇
奉天	三六七,九一五		一
吉林	一九〇,三九九	全部第五混成旅軍費に	二
黑龍江	一八,二一五	全部同省軍費に	二
京兆	三二,七九九		
綏察	三〇,七二八	察哈爾の分七割を軍費、綏遠の分は全部都統署に	察哈爾の三割
新疆	六一,三二〇	全部新伊協餉に	
熱河	一三三,七〇二		
其他各直轄機關	一四二,三四八		約二二〇,〇〇〇餘
合計	三,〇五二,五九九	一,七八〇,〇〇〇餘	三四〇,〇〇〇餘

備考 内譯と合計との不都合は元以下切捨の爲めとす。

殘餘は京兆國道局へ
送金の分は京兆國道局へ
收入内譯綏察 二〇,〇〇〇餘
九,〇〇〇餘

右の如く民國十年當時に於ては少額乍ら兎に角多少の送金があつたのであるが、十三、四年頃からは送金皆無になつたのである。

四、中央專款

民國四年五項專款を設定して以來、幾度かの變遷を経た中央專款が、民國八年に至り、契稅、牙稅、礦稅の三種類になつたことは既述の通りであるが、此等三稅の收入年額は六百餘萬元で、其の内から中央に送金すべき額、各省で直接軍費に支出を認めた額に就き、民國十年の豫算は詳細に説明して居るから、左に之を掲げて内容の一斑を

窺知するの資料とする。

省別	中央に送附すべき額	上記の額中より各省の使用額
直隸	一八〇,〇〇〇元	全額を第一混成旅軍費として支出認可
山東	四七五,八九四	全額を中央へ送金
山西	六二二,六二一	同 右
河南	一,〇三〇,〇〇〇	新募第五營軍費として年額三十八萬元支出認可 殘額は隨時の指令を待つこと
江西	七五〇,三二八	第三混成旅軍費として年額五十四萬元支出認可 殘額同前
浙江	一,三八四	全額を中央へ送金
湖北	六五八,一七九	第二十師及第二、第十七、十八混成旅軍費として支出認可
安徽	一,一五七,六九五	怡大借款の四十三萬元仕拂に充當認可、殘額は隨時の指定を待つこと
甘肅	四九,八〇〇	公債の本息及取扱手数料に充當認可
江蘇	六八〇,〇〇〇	同濟學校、及中英公司借款利息及第六師軍費の支出認可
奉天	一五,〇〇〇	徵收不能
吉林	一一,〇〇〇	同 前
黑龍江	一	
新疆	一八〇,〇〇〇	新伊協款に使用認可
陝西	八五〇	軍費として截留認可
京兆	四二,〇〇〇	全額を中央へ送金

最近支那財政概説

歸	綏	一〇,〇〇〇	都統署協餉に充當認可
察	哈爾	七四,九〇〇	全額を中央へ送金
川	邊	一一七,四四八	鎮守使署未支出軍費に充當認可
合	計	六,〇五八,〇八九	

以上二十省區合計六百餘萬元中、各省軍費に指定支出額約三百三十萬元で、全額の二分の一以上を占めて居つた又各省行政費に指定支出額は僅に三、四十萬元に過ぎず、軍費の十分の一を出でない。そして隨時支出を指定し得る額は二百五十萬元内外であつたが、之は中央に送金させることは出來ず、只中央政府の指令權があるを謂ふまでであつた。以上は民國十年の狀況であるが、其の後各省隨意に使用して中央送金が皆無になつたことは、他の中央收入と同一である。

五、交通收入

交通行政中郵便、電信行政は外國人が管理して居る爲め、長年月の動亂にも拘らず、其の會計の紊亂を見なかつたが、鐵道に至つては軍用として自由に亂用されたのみならず、收入は軍閥共が勝手に軍費に流用して餘す所がなく、鐵道の保存修繕等は一向顧みられず、最近數ヶ年間其の荒廢は慘澹たるものがある。軍閥は單に收入を横取るのみならず、軍用として多數の車輛を占領し、軍事上に餘裕あるときは多額の運賃と賄賂を徴して、商品の運送を請負ひ、其の收入を着服する等、實に罪惡の限りを盡したのであつた。斯くして軍閥の爲め横領された鐵道收入が幾何に上るかは、統計の據るべきなく、全然不明であるが、數年來の事であるから、無論億を以て數へる金高

に相違ない。

第十二節 税制の弊害と其の革新案

一、概説

支那從來税制の利弊は極めて多端に互るのであるが、茲に其の一般的弊害を列記するに概ね次の如くである。
イ、税種の錯雜と税率の不統一

例へば同一の田賦でも地丁、租課、漕糧、屯糧、屯餉、耗羨、米折、田租、串費、隨捐等種々な名稱があつて、併も各省各様であり、其の他鹽税には鹽課、票課、加價、鹽捐、茶税には茶捐、茶釐、引價、紙價等があり、其の名稱區分が繁雜を極めて居る。是れ支那に於ては、賦税が會典其の他の法典に規定せられて、互久不變のものこそせられ、例令王朝は變るも税率の改變は至難とされた位のもので、時勢の變遷に伴ひ、既定歳入にては到底經費を支辨することが出來なくなつた爲め、漸次臨時附加の名義で設定せられたもので、因襲の久しき、遂に永久不變の賦税と異ならず、徒らに複雑紛岐何等條理系統なきに至つたもので、併も必然の結果として、税率は各省極めて區々となり、全く統一を缺き、公平普遍の原則に反し、其の弊害が極めて多い爲め、今や國民政府は、苛税雜捐を漸次撤廢し、税率も可及的統一し、税制を確立せんを謀りつゝある。

ロ、間接税に偏重なること

直接税たる所得税が未だ行はれず、房屋税、營業税等は未だ普及するに至らないので、直接税は田賦に偏重であるが、併も間接税には海關税、鹽税、煙酒税、貨物税等主用な収入は主として間接税に徴する爲め、全體から見るときは、間接税に偏重である。之が爲め人民の負擔額、負擔力を比較して、貧富輕重相反し、租税の公平の原則に背馳して居る。此の幣を除く爲め、國民政府では所得税遺產税等の設定を計畫しつゝある。

ハ、國稅地方稅の劃分が明確でなかつたこと。

從來兩省の區分が無かつたこと、又區別しても實施出來なかつた事情は本章通説に於て述べた通りであるが、從來は縦しや劃分しても、地方勢力が過大であつたこと、國內紊亂の爲め到底行はれぬのが當然であつた。國民政府に於ては國民十六年七月から兩省を明瞭に區分して、手近の省から實施しつゝある。支那全省に互つて之が實施出來たミすれば、支那の財政は先づ基礎が固まつたミ謂ふてよいのであるが、其れが爲めには、支那全土の眞の統一を要件とする。

二、外交上の掣肘あること

關稅、鹽稅は兩省共外債の主要擔保品となり、收稅權が外人の手に落ちて居ること、關稅にあつては不平等條約の結果、自主權を喪失して居つた爲め、國家主要財源のこと、支那を煩したことの尠なからぬは列國も同情を以て認める所である。其の他支那内地在住の外人が治外法權の故を以て納稅の義務を免かれたり、支那内地の一部に劃定した租界地に於ける稅權等、外交關係から來た徵稅の例外的事項が少なくない。之れ全く帝國主義の壓迫に

基く不平等條約の齎せる害毒であるから、速に不平等條約を取消し、對等互惠の條約を締結すべしは、國民黨政府の主要なる外交目標となつて居り、之が爲め日支條約の一方的廢棄等、時に脱線的行動にまで出で、居る。如斯は無論國際儀禮を無視したもので、支那の爲めに取らぬ所であるが、漸進的合理的要求でさへあれば、列國は●論異議の無い筈である。不平等條約中通商條約、殊に其の關稅條約に於て過渡的自主に迄進展したことは既に述べた通りである。

ホ、租稅請負制の弊害

鹽關稅、煙酒稅等政府が直接徵收機關を設けて徵收する税金以外の諸稅、特に雜捐類には、請負制のものが少くない。此方法に依れば徵收經費を節約し得るし、定時に一定の收入を擧げ得るのみならず、支那の徵收機關に於ける共通の、併も大弊害たる中飽（私服を肥やすこと）を免かれる等、利益も相當にあるに相違ないが、入札時に於ける貧官ミ請負商人ミの結託が極めて普通のことであり、收入の多い時期だけを請負つて、其の他の時期に至るミ請負を中止することも、官吏ミの結託によつて容易に出来るし、殊に行政權の發動に由る徵稅が、一種の營業化して、極端に微細な點迄も、特權を亂用され、商民の受ける面倒は一方でないものがある。支那の現狀に於ては、利害必ずしも斷言出來ないが、文明國に於ては少なくとも排除すべき惡習に相違ない。北伐完成直後以來河北省（舊直隸省）に於ては山西式政治が行はれ、李財政廳長は、請負制が山西に於て成功したミの理由で、河北省でも、此の制度を擴張採用すべきことを聲明して居るが、其の成功は疑はしいやうである。

請負制の外、之に類似した配賦制度が極めて廣く行はれて居る。之は地方團體に一定の責任額を示して、徴収を委託する方法で、田賦、釐金、兩關稅等には此の方法が多く行はれて來たが、此の方法では七割迄は中飽されることさへ大袈裟に傳へられ、弊害が亦極めて多いのであるが、標準額を示して賞罰を課せざるに於ては、尙更弊が大にならう。

稅制の弊害に關する一般的なるものは、左の如くであるが、次には主要租稅の各個に就いて述べる。但釐金に關しては已に述べた通りである。

二、田 賦

所得稅が未實施の爲め、直接稅が田賦に偏重なことは、既述の通りであるが、夫れだけ田賦は賦稅中の重きを爲したものである。田賦の優點としては、收入が確實であること言ふ原則的利益の外、支那の田賦は收穫時を參酌して徴收時期を上忙、下忙の二期に分けて居るから、徴收が容易であり、又支那では古來田地の多寡を以て貧富の標準として居つたので、田地を以て課稅の標準とすることは、頗る公平な徵稅法であつたのであるが、時代の變遷を顧みず、舊習墨守の結果は、種々なる弊害を生ずるに至つた。

イ、丈量の不徹底 俗に曰ふ滄海變じて桑田なるで、山川地形の變動は年と共に極まり無いものであるのに、數千年來、未だ曾て徹底的に丈量の行はれて居らぬ支那では、公平であるべき田賦が、實は頗る不公平なものとなつて居る。田があつても必ずしも稅がないと同時に、稅があつても田があることは限らぬ。如斯は先づ少ないにしても

河道其の他地形の變遷に基く地積の漲縮は、數限りないのに、永年の間、全然丈量を行なはず、舊來の田賦其の儘を踏襲する等、不公平を極めたものである。民國三四年袁世凱の總統當時、全國的丈量を計畫したのであつたが、遂に其の實行を見ずして今日に及んだのである。

國民黨の標榜する地權の平均政策からしても、新政府下に於ける支那は、土地丈量の急に迫られて居る。民國十七年の全國財政會議に於ても、財政部稅司其の他から、各種の土地整理案が提出されて討論の結果、先づ全國土地整理委員會組織條例を制定して、逐次進行する方針を樹てたのである。

ロ、城市に地租のなきこと 同一土地でありながら、郷間には地租があるのに、城市に無いことも不公平である。而も城市の諸設備は、主として卿間で徴收した稅捐に依るもので、卿間では義務を強いられ、城市が獨り權利を享受する如き不合理となつて居る。

ハ、徴收法の弊害 所謂配賦制度に依つて一定額を省財政廳に解送すれば足り、殘額は自由に使用着服することが出来るので、縣知事は爲し得る限り多額を徴收することのみ努め、時には上司に送るべき定額すらも、水旱其の他の口實を設けて送らないことが多い。一面に於て厘毛の支出をも之を吝みて、一橋を架し一樹を植えることを爲さないのは勿論、官署の修築さへも之を爲すことがない。俗語に官不修衙客不修店と言ふことがあるが、郷間に於ける縣衙門の荒廢した状態には、筆者等の常に驚かされた所である。又貨幣の換算に於て、莫大な利益を貪りつ、あるにも驚かされる。各農民から納付する額は一元に満たぬものが多いのであるが、端數の銅元換算には、市中相

場よりも一、二割多きは更に夫れ以上を納付させる。斯くして産み出した多額の金額は、知事以下小役人共の私囊に入るのである。尤も以上の如き弊害は支那に於ける徵稅上共通的のものであつて、田賦に限られた譯ではないが、卿間に於て取扱ふ租稅は殆んど田賦を主とするものであるから、田賦に關する所が最も多いのである。

其の外現代に於ける經濟組織では、富者の富は必ずしも田地に限らず、公債其他一切の有價證券等も凡て富の一部であるのに、課稅目標を田賦に限ることは不公平の大なるものであるが、之は田賦の弊害を稱するよりも、一般稅制上の缺點であることは、既に述べた通りで、之が爲めには、所得稅の施行を計畫して居るが、財産所得の査定が何れの點迄公平に實施され得るか極めて大なる疑問である。

三、海關稅

主なる弊害を述べるに次の數項である。

- イ、自主權の喪失 阿片戰爭の結果として南京條約に於て、自主權喪失の端を發し、其の後次第に之を喪失したことは既に述べた通りであつて、之が爲め年々増進する財政上の必要に應じて、適宜收入を増加する伸縮力のないこと、世界に類例の無い底率であつたことが、永らく支那の財政を悩まして來たことは認めねばならぬ。
- ロ、産業發達の障礙 自主權喪失の結果として内地産業保護の爲めの所謂保護關稅政策の行はれぬことは、支那の如き産業の幼稚な國柄としては又尠なからぬ打撃を謂はねばならぬ。
- ハ、輸出稅の一律徵收 自國の輸出品が、世界の市場に於て獨占的產物たる場合、經濟上或は軍事上の理由に基き

特種生産物を、成るべく自國內に留保すべき必要あるとき、其の他特別の必要ある時以外、輸出品は無稅たるを原則とするにも拘らず、支那に於ては從來輸入品同様從價五分稅を通過して居た。之は國內産業保護經濟發達上採らざる所であるが、極端に收入主義に傾いて居る支那としては、關稅權喪失の關係もあつて、後止むを得ざる點無きにしても非ずであるが、現在の計畫としては關稅自主後に於ても、尙當分は輸出稅五分は保續せんとするもの、如くである。關稅制度上の一缺點を謂ふてよい。

ニ、關稅保護權の喪失 第一革命の混亂當時、外債の主要擔保品たる關稅の擔保力が不確實となつた機會に於て、海關稅及海關管理の常關稅收入は、一先づ英國の滙豐銀行に預入して、然る後各方面に配當せられることになつたのであるが、之が爲め支那最大の收入が、常に外人銀行に儲存され、支那の金融上重大な打撃を齎したのみならず、滙豐銀行は外國爲替の標準相場を定める最有力な銀行であるだけに、外債の換算支拂に際し、常に支那側に不利な換算率を定められること、支那側では尠なからず啣ちつゝある。事實止を得ざる惡結果で、支那側として保管權の回收を叫ぶのも無理でないが、過去の支那銀行としては、迎も完全に保管する權威を誠意は認められなかつたのであるから、大局から見れば、反つて支那の爲めに幸福であつたかも知れぬ。統一後の完全なる全支那代表政府成立の後は、當然支那に於て其の權利を回收すべきであるが、問題は支那統一の確實性如何にある。

ホ、子口稅及復進後半稅（移入稅） 本稅も租稅政策上、速に廢止すべき支那獨特の課稅であるが、此等は釐金、常關稅其の他通過稅類似の各種内地稅に對する代替稅であるから、釐金の存在する限り、廢止は不可能であるのみ

ならず、現在の制度下に於ては、寧ろ外國人に對する特權である。裁釐實行の曉には同時に撤廢せられる筈である。以上は從來の關稅制度の弊害の一面を主として、支那本位に觀察したものであるが、利益も亦決して少なくなかつたのである。即ち支那の内亂は凡ての方面は破壊作用を施したにも拘らず、海關のみは嚴然たる外人管理下にある爲め、唯一の適確なる收入として、支那の財政的信用持續上、莫大なる効果があつた如きは、顯著なる一例を謂はねばならぬ。

四、鹽 稅

鹽稅の弊害は一々之を列擧すれば極めて多いが、最も大なるものは次の三者である。

イ、引票の弊 鹽商の販賣の爲めには、一定の區域を定めて、之を引地或は引岸と稱して居る。交通不便な當時、鹽産地に遠隔した地方には、商人が鹽の輸送を願はない。然るに鹽は必需品であるから、政府は民食を缺かさぬ爲めに、販賣地域を規定して供給を絶たぬやうにする必要がある。そこで地を劃して鹽を供給する制度が出来たものが、一地には一地固定の鹽商がある。換言すれば、一鹽商は固定の一販賣地域を有する。之が引票の由つて來つた所以である。故に其の初めに於ては良法であつたが、其の弊害が次第に増加するに至つた。最大弊害は人民に自由購買の權が無いことである。各人所在地の鹽商の鹽以外のものを食することを許さぬ。隣區の鹽を購買したことが發覺したならば、鹽法に觸れて處罰される。殊に甚しいのは蘇州域内の鹽は、城外に携行を許さない。城外の鹽も亦城内携入を許さぬ。之を犯すは私鹽として沒收せられる。其の實双方の鹽共、何れも引商のものであるのに、城壁

を隔てたゞけで官私の區別を爲し、區域を越すことを許さない。食料品購買の自由權を全然剝奪したものである。又産鹽地を距ることが遠くなるに、品質は劣り價格は高くなるのに、引地の關係で近い生産地の優良品を買ふことが出来ないのである。

ロ、運銷の弊害 運搬販賣に一律の制度がない。官運あり、商運あり、民運あり、一省の中にも、官運地があり、民運地がある。價格が異なり、品質も不同である。運銷の弊害の最大なものとしては、奥地の人民に劣等の鹽を食はせることである。即ち鹽商が奥地に搬入の際、往々途中で一部を販賣して、之が缺損量に對しては、泥沙を混入して重量を補ふことをするのである。これは人民に與へる弊害であるが、更に次の如き弊害もある。即ち鹽の運搬には消耗を稱する目減りの規定がある。商人は之に藉口し官吏に結托して、勝手に惡事を働くのである。斯くして引外の私鹽票が、時に數倍に上ることがあることは、此間の消息通の語る所で、運銷制度上の重大弊害である。ハ、緝私の弊害 緝私營を稱する軍隊組織のものを設けて居るのに、無稅の私鹽を緝獲する爲めである。奥地の鹽を生産せぬ處では、私鹽と言ふものはあり得ない。無稅の權は何れも産地から出て居るのであるから、嚴重に取締るに於ては、私鹽はない筈で、各地に運搬の鹽は、全部官鹽に相違ない。然るに其の根本を顧みずに、未を取締らんとするのは、劣策を謂はねばならぬ。斯く官鹽が私鹽として出て行くのは、鹽務官吏の墮落に因る所が極めて多いのであるが、政府では此等私鹽を取締る目的の爲めに、緝私營なるものを設け、鹽商は緝私營のみでは足らぬにあつて、卿團巡防等の制度に倣つて、鹽巡なるものを別に設ける。此の鹽巡に對して官設の緝私營を官巡とも稱す

るが、何れにしても其の經費は結局凡て人民の負擔に屬するもので、之が爲め要する經費は年額一千萬元を下らず鹽稅總收入の十分の一以上の多額に上るゝのこゝである。

取締りが右の如く嚴重な爲め、私鹽の弊は除去されねばならぬ筈であるのに、事實は全く之に反して居るのは、實に支那の支那たる所以である。第一兵力を持つ者は、軍用鹽の名の下に私賣を行ふこゝが多い。之は軍私名つけて緝私營の如何にも爲し能はぬ所であるし、第二に各地の鹽商が餘分に鹽を輸送して、途中で賣捌くもので、之は商私名稱し亦手を付け得ない。第三には大規模の隊を組んだ私鹽の販運で緝私名つけ、緝私營の敵する所でない。そこで實際取締りを受けるものは、極めて小規模の密輸者のみと言ふ憐れな状態である。緝私制度の弊害には右の外更に次の三種がある。

- 1、**販私**、緝私營で緝私の名を借つて、産場から私鹽を購買し、之を消費地に運搬して販賣するこゝである（緝私の賞としての鹽は私賣を許されて居る）。
- 2、**護私**、（一）の方法は巨利を得られるも、資本を多く要するし、公然之を行ふこゝは憚るのであるが、私鹽密運者結託して、管轄区域内に於て任意に販賣させ、一擔幾何か月極め又は船數で賄賂を取る方法である。
- 3、**放私**、緝私營と私鹽密運者結託して、運送の際先づ一定地の通過日次、船數を營に通報し置き、私鹽が其の地に到着するや、緝私營が之を襲撃する。そこで密運者は故意に約束の數船だけを放棄して、其の場を逃げ

る。緝私營では、其の隊の手柄を吹聴する言ふ遣り方である。

右の外稅率が各地極めて區々であるこゝは、支那に於ける租稅共通の弊害であるし、各地通過に際し、反覆課稅さるゝが如きは、釐金の弊であつて鹽稅に特別のものではない。

鹽稅の主なる弊害は上述の如くであるが、然らば之が革新法如何、民國十七年七月南京で開會された全國財政會議に於ては、各種の鹽稅革新案が議せられたのであるが、試に通過議案の項目中主なるものを擧げるこゝの如くである。

全國鹽稅收入統一案

鹽の販路擴張案及運道の疏通案

各鹽場區に場警を設置し場私を防止する案

緝私事務を整理して稅源を維持する案

鹽稅稅率劃一案

大會は單に將來の施政方針を討議決定するに止まる理想案であつて、之が直ちに實施せられるものでないこゝは言を俟たぬが、國民政府の基礎さへ固まれば、漸次決議案の實行を見る筈である。次に主要な議決事項の内容に就いて述べる。

4、全國鹽稅收入の統一と稅率の劃一 支那に於ける鹽に關する稅捐率は、全國二千種以上に上るこゝ稱せられて居

る。又収入は正税の外は、地方で随意に消費し、正税すら截留する状況であるから、税率の劃一と収入の統一は極めて重要な問題である。そこで財政會議で討論の結果何省を論ぜず、正税附税全部を國家收入として、鹽務機關で徵收することに、別に徵收機關を設けることを禁じ、收金は全部中央に解送するを要することに、已むを得ざる地方では、流用金額を中央に上申して、認可の上中央の帳簿上で協助金として記載すべきこと、各省の政府に照會して各省現行の鹽附税は臨時の性質として、以後逐次減少し財政に餘裕が出来る時を俟つて一切を取り消すべきこと、各地正税の税率は產地遠近の關係がある爲め、情況を考察してから定めること等が議定された。

口、販路の擴張及運道の疏通 不斷の内亂の爲め、各處に戦争が行はれ、さなくば土匪が横行する爲め、官鹽の販路に尠なからざる影響を受け、稅收に關する所が至大であるが、今や軍事の一段落と共に、此等の影響は漸減するにしても、私鹽が到る處で官鹽の販路を侵害して居るので、官鹽の販路擴張の爲めには私鹽の取締り、即ち緝私を嚴重にするこゝになつた。又各地の運鹽方法としては、陸路では馬車と汽車の運搬があり、水路では帆船、汽船の運搬があるが、近年各地で匪賊に掠奪される例が多い爲め、是れ亦鹽運を妨碍することが大なので、海陸軍事機關に切實なる保護を乞ひ、一面水運に於ては成るべく匪害を受け易き帆船輸送を廢し、汽船に依る方針になつた。ハ、場警を設置して場私を防止すること 場警即ち鹽場警察は、未だ鹽の鹽場を搬出されぬ以前に於ける、種々なる弊害を防止する目的を以て設けられたものである。依つて其の處置が適當であるに於ては、自然私鹽の源を絶ち得る譯である。現在各鹽場には之を設けたものも、未設のものがあるが、未設の鹽場は勿論、既設のものも多く

は有名無實であるから、之が新設整理を命じて實効を収める計畫である。

ニ、緝私事務の整理 緝私其の他の方法に依る私鹽が、國內秩序の紊亂と共に益々増加したことは、前述の如くであるから、緝私事務は極めて緊要であるが、舊有の緝私營は成立以來多年を経過して居るので、屢軍事に遭ふた爲め、人に大變動があるのみならず、武器等も缺損が多く、實力が缺けて居るので、之を補充すると共に、管轄内に於ける官鹽の消化數の多寡を以て、賞罰の標準とする等の方法を採らんするのである。

從來の緝私に弊害の極めて多かつことは、前に述べた通りで、國民政府は其の成立後、之を撤廢して鹽運使間副使に於て巡緝科を添設し、緝私事務を兼營すべく通令したが、實行間も無くして緝私が横行し、私鹽が激増し、其の弊害は以前よりも更に甚しかつた爲め、再び緝私制度を恢復したのである。然し私鹽の弊害は單に緝私機關の完備に依つて除去し得るものではないことは、容易に窺知することが出来る。官吏其の物の素質、更に進んで言へば、支那人一般の利己心を變改せざる限り、此等の弊害剷除は極めて困難である。

五、烟 酒 税

民國四年、公賣の試験的經營以來、時局が多事で行政權が統一され得ず、生産消費の數量に精密の統計がないのみならず、徵收法も亦確定した標準がなかつた。そこで人民は徒らに痛苦を感じるも、稅收には一向芽生がなかつたのである。過ぐる全國財政會議を通過した烟酒稅整頓大綱案は、從來の缺點を指摘し、其の革新法を述べたものであるが、要革新事項として次の四項目を擧げて居る。之亦理想に過ぎず約一年後の今日今尙何等改良の實現を見

て居らぬ。

イ、徵收税則に制度の統一を要する。舊有の烟酒公賣暫行簡章第十條に、烟酒の販賣には公賣局で資本利益及各税釐税等を計算する外、生産消費の状況を體察酌量して、十分の一以上十分の五迄を加算して、公賣價格を定めることある。之は原來各省の情況が不同であるから、融通の利くやうに定めたものであるが、奈何せん此の例が開けること各省の徵收率は任意に増減せられ、甚しきは一省内で所に依り輕重の差が甚しいものもある。且公賣費額は尙多くは昔の舊制を活用して、久しく平均を失なつて居る。又多くの省は費税の外に附加税を徵收して居る。江蘇省の教育經費治運經費、江西省の公安局經費、靖衛隊經費、縣商會經費、市政捐等は此の一例で、商民の負擔を増加し、反對運動を惹起して、累を正税に及ぼして居る。烟酒税費整理上の障礙であるから、之を廢除せねばならぬ。此れ税制統一の必要な所以である。各省の徵收方法に至つては、例へば江蘇は商人の請負であるが、浙江は官營である。兩省は隣接して居るのに、方法が全然不同である。其の他の者は言ふまでもない。何れにしても國家の徵收するものであるから、制度を統一するの要がある。

ロ、歳入歳出は豫算の確定を要する。豫算は歳計の標準で、關係が重大である。烟酒の二種に生産消費に關し、從來精密の統計を缺いて居る爲め、今日迄確定した豫算がなかつた。そこで事實に根據して詳細に算定し、一度豫算の確定後は收入方面に於ては完全な徵收に務め、不足するを得ず、支出方面に於ては、現在各省の實際支出の確數を審定して之を遵奉させ、整頓の成績著なる者には酌量して經費の追加を許し、徵收員の退職手當に充當することに

して獎勵する。

ハ、人事は財政部に歸し、税金は中央に送金させるを要する。各省の徵收員は多くは各省勝手に任命したもので、部で定めた規程、法令の通りになつて居らぬ。且徵收金は常に省用に藉口して任意に截留し、甚しきは收入額すら報告しない。權限の紊亂之に越したものはない。今後各省の徵收員は、本部から直接選派して指揮監督の便を收め、收入金は部で定めた送金方法に依つて、金額を中央に送附させ、本部の認可を受けずして、擅に截留し、或は流用するを許さぬ。

ニ、生産消費の實數を調査し、公賣の實行に便する。烟酒の二種は、民國四年に試験的公賣を開始以來、各省局は只貨物に就きて徵收することを知るのみで、未だに公賣の目的を達して居ない。初歩の方法としては、先づ各省局で確實に各地の生産消費の實際状態を調査し、至當の價格を算定し、遂一各商店の門口に標示し、自由に増減を許さぬこととし、若干期間試験後情況を體察して公賣法を規定して、公賣の實行を期すべきである。

六、印花 税

條文はあつても一向に行はれず、現在最も困難を感じて居るのは、人事行政である。目下完全に中央の管轄に歸して居るのは少數の省のみで、大部分は未だ統一されて居らぬ。最も甚だしいのは、江西省の省自身で行なつて居る商人に請負はしめ、印紙を省で印刷する遺方である。國民政府財政部から、局長を任命派遣して、度々交渉の結果、請負商を取り消したものの、省政府では、又別の商人に請負はしめる議があり、屢々電報で争つたが、財政會議前には結末が付かず、兩省でも財會當時には、未だ財政部から印紙を受領せなかつた。之は各省自ら政を爲すこと

こから發生する困難である。政治の改良が未だ行はれて居らぬので、地方官廳では検査を施行して處罰する規定に充分協助が出来ず、又各地の警察は、多く郷土關係で印紙は取るに足らぬものとして、罪を商人に問ふを欲せない。此は政治の牽掣から發生する困難である。内亂の後で百業が凋落し、加ふるに盜匪が充満し、交通は全く阻滯して居つて、推廣計畫を實施の法がない。此は地方の不靖から發生した困難である。

右の次第であるから、之が勵行の方策として、財政會議で議定したものに依るに、印紙は人民に實際に貼付の習慣を養成するのが根本方法である。以前の當事者の多くは、商人の毎月引受け賣捌額を以て、其の責任を果たすことのみを考へ、實際に貼付せるや否やは全く顧みなかつたのである。此の積習は流弊が最も多い。然し急に改革を加へるときは、必ず目前の徴收に大影響を受けるであらうから、萬全の計としては、只徴收員の撰擧を厳にし、隨時督察して單に標準額の徴收を以て、責任の達成を以て、實際貼付の情況を以て成績を定める必要がある。推挙の順序は先づ宣傳勸導を行ひ、第二步として検査を實施し、人民の習慣を養成すれば、徴收は自然盛んになる。又整頓方法としては先づ人事行政を速に統一し、税票は全部中央から頒つこととし、以前各省で自ら印刷したものは一律に廢止し、税法は凡て現行條例通り實施するにある。各省の單行税則は一概に廢止し、地方の事情に因り交通を必要とするものは、財政部の認可後施行を許すことにする。一面各省局長には、責任を以て合格人材を訓練せしめ、人民に印紙の貼付は權利の効力を證明する要件であることを廣く宣傳させ、全く勸告の方法を用ひて、相當の期間を限り検査を施行する。此時は宣傳員を検査員と爲し、故意に隱匿する者は重く罰し、地方官憲が援助を勉めぬときは、政府に處分方を申請することにすることである。

第五章 歳計と軍費の關係

今日支那の中央政府が、二十數億の内外債を負擔して、利子のみでも歳入の彼れは三分の一を要する窮境に陥つたことは、之が源を尋ねるとき、日清戦争なり團匪事件に基く軍費や賠償金も勿論其の一階梯を爲したに相違なからうが、支那の如き大國を以てすれば、當時の借款はまだ大して悲觀的のものでなかつた。今日の致命的打撃を導いた眞の源因は、民國革命以來十數年間に互る謂れなき内争の爲めの軍費の擴大に外ならない。勿論革命途上の國家が、無際限の血と財寶を犠牲に供する悲惨なる現象は、不可避的の宿命かも知れないが、現在支那の國民黨に依る統一が、何等基礎なき幻影に過ぎなかつたれば、將來の内争はより大規模に、より深刻に繰り返されるものも思はねばならず、斯くては過去十數年間の犠牲は、全然無意味に歸する譯である。眞に高價な内争を謂はねばなるまい。

内亂の擴大に連れ、中央政府の收入が漸次減じて、民國十二、三年頃からは、殆んど皆無になつた経緯は、前章に述べた所である。目まぐるしい程、内外債を亂興して、其の大部分が軍費に差し向けられた事情は、次章以下國債の項に於て詳述するから、茲には單に歳計と軍費の關係を、總括的に述べるに止めるが、要するに民國の財政は、始めて數年を除きては、軍費の籌劃を主としたもので、殊に最近數年間の如きは、之が爲めに何物をも犠牲に供して來たのである。

民國初年當時に於ける經常的軍費が、歳計の三分の一程度であつたことは、各年度の豫算表に於て之を窺ふことが出来る。

年 度	歳出總額	軍費總額	百分率
宣統四年	三五六、三六一、六〇七	一一〇、六九一、三三四	三三・八七
民國二年	六四二、二三六、八七六	一七二、七四七、九〇七	二六・八九
民國三年	三五七、〇二四、〇三〇	一三五、九七〇、六四三	三八・〇八
民國五年	四七一、五一九、四三六	一五九、四五七、二五〇	三三・八一

即ち當時は、豫算上に於ける軍費は決して多くなかつたのであるが、豫算には元より内争に依る臨時の冗費なものは見積られて居ないし、豫算面も其の内容を討檢するに、軍費以外の三分の二が全部一般政費に充てられたものである。軍費の爲め起された舊借款の借り換へ利拂等に向けられるものが頗る多く、實際の政費と軍費の比較をすれば、上掲の係數よりも遙に多いのであるけれども、何れにしても當時は軍費が致命的状態にはならなかつたのである。

然るに民國八年の豫算を見るに、歳出總額六四七、六九一、七八七元に對し、軍費は二六九、〇九九、五八二元で四一・五四%に増加して居る。殊に同年の總算には、借款收支が二億元の多きに達して居るのであるから、之を差引いた收支に對する軍費は、實に六〇%を占むるに至つたのである。

民國九年の安直戦争、十一年の第一奉直戦争、次第に軍閥の抗争が大規模となり、兵額増加の一方で、遂に

十三、四年頃から全國的の動亂になつたのであるが、十四年早々北京で開かれた善後會議に、財政部から提出した財政整理草案關係の資料に依つて、當時に於ける軍費の状態を概見するに、國家收入の總額は約四億五千八百萬元で、其の内陸軍費は二億四百餘萬元を占め、海軍費は尙此外である。即ち歳計に軍費は下の如き關係にあつたのである。

甲、歳入總計		四五九、九六〇、一三四元
關稅		一一七、六九〇、四〇一
鹽稅		九八、五一三、二六四
田賦		八六、五七八、五一七
貨物稅		四六、六九八、一八一
中央直接收入		六一、〇七三、六五三
其の他の收入		四九、四〇六、一一八
乙、軍政費總計		三四五、三七六、二四六
中央		三八、四一四、八五六
地方		八三、三六二、六二三
政費總計		一二一、七七七、四七九

最近支那財政概説



丙、内外債元利償還年額

一六九、七一四、三七三
 一九、三七三、三九三
 一三四、五一一、〇〇一
 二二三、五九八、七六七
 一三三、二七四、三三七

備考 本表歳入及内外債元利償還額は財政整理會が民國十四年二月段執政に提出した全國收入總數表に據り軍政費は同じく中央及地方軍政費各表に據る。

本表を見るに、軍費は歳入總額に對し約五〇%であるが、軍政費のみの總額に對する割合は六四%を占めて居る。但し右は一種の形式的數字を示したに過ぎぬものであつて、當時は動亂の爲め、各省の收入は到底豫期の如く徵收出来なかつたに加へ、各省の軍費は此の數額よりも遙に多かつた筈で、事實に於ては、軍費は當時既に、收入の大部分を占めるに至つて居つたのである。

前表では收入の中央地方別を略したが、該財政會議では別に各省の國家收入ミ、各省軍費ミの關係を比較して居る。之を見ても軍費が過重で財政困難の事情が知れる。

各省國家歳入及軍政費比較表

區域	歳入數	歳出政費數	歳出軍費數	軍政費合計數	過(不足)
北京	1,000,000	1,200,000	1	1	(200,000)

直隸	奉天	吉林	黑龍江	山東	河南	山西	江西	安徽	江蘇	浙江	湖北	湖南	陝西	甘肅	新疆	四川	廣東
1,000,000	1,500,000	900,000	700,000	1,000,000	1,000,000	700,000	1,700,000	600,000	800,000	2,200,000	700,000	500,000	500,000	2,900,000	2,500,000	3,700,000	2,300,000
4,600,000	3,300,000	3,600,000	4,300,000	3,300,000	2,400,000	5,000,000	2,800,000	2,600,000	3,800,000	4,400,000	4,600,000	4,400,000	3,500,000	3,900,000	2,200,000	3,700,000	7,600,000
9,500,000	2,900,000	2,900,000	3,100,000	10,000,000	5,500,000	8,000,000	3,500,000	6,400,000	7,600,000	8,800,000	9,200,000	8,800,000	7,400,000	6,800,000	4,900,000	10,000,000	10,000,000
4,500,000	3,100,000	3,100,000	4,000,000	6,100,000	3,900,000	11,500,000	6,300,000	9,000,000	11,400,000	13,200,000	14,800,000	14,800,000	10,900,000	10,700,000	7,800,000	17,000,000	17,000,000
(4,500,000)	(3,100,000)	(3,100,000)	(4,000,000)	(6,100,000)	(3,900,000)	(11,500,000)	(6,300,000)	(9,000,000)	(11,400,000)	(13,200,000)	(14,800,000)	(14,800,000)	(10,900,000)	(10,700,000)	(7,800,000)	(17,000,000)	(17,000,000)

第五章 歳計と軍費の關係

廣西	四、六九、〇六一	二、〇五、一四〇	五、四四、〇五一	八、六四、四九一	(三、三三、九六〇)
雲南	二、二九、六八八	二、三六、七三二	三、〇六、二六六	五、二四、〇一四	(三、〇一、〇八一)
貴州	一、五三、四六六	一、七九、二八一	一、三三、七三〇	二、六二、〇七一	(一、五九、七三三)
熱河	一、四一、〇〇七	一、五五、三三三	一、四六、四三三	一、九三、〇四四	(一、九三、〇七七)
綏遠	六七、三六九	六八、七〇〇	七四、七五七	一、三三、四四四	(四、五二、一八七)
察哈爾	二、三三、三三三	四七、〇〇〇	七三、二二五	一、四九、二一六	(三、三三、四四四)
川邊	四三、七三二	五九、八四四	一、八四、六一一	二、四四、五五七	(一、九二、七三三)
總計	一八、八二、〇三一	二〇、三三、三三三	二〇、五二、一〇一	二七、八三、三三三	(三、〇三、三三三)

備考 右豫算は各省に依り十二年度のもの八年度のもの等頗る區々である。軍費に就いて言へば十二年度豫算に據つたものは、直隸、吉林、黑龍江、山東、山西、河南、甘肅、新疆、江蘇、安徽、江西、湖北、熱河、綏遠、察哈爾、川邊の十六省區。十一年度のもは陝西、浙江の二省、十年度のもは奉天、廣西の二省、八年度のもは福建、湖南、四川、廣東、雲南、貴州の六省である。従つて十四年當時とは相當差違があらうが、概況を知るの資料とはなるであらう。

即ち本表に見るも軍費は總收入の七二%の巨額に上つて居る。故に十四年當時の實際は遙かに多かつたことは當時中央直接收入や鹽稅餘款の擔保剩餘部分が、完全に截留されつゝあつた事實からでも容易に推察出来るあらう。民國十三年、第二奉直戰當時からは、北京中央政府に對する各省解款は、完全に截留せられるに至り、政令都門を出でず、政府は北京城門の出入品に課する、所謂崇文門稅月額二十萬元を唯一の收入とし、夫れすら其の地を地盤とする軍閥に、動もすれば奪はれんとする窮狀であつた爲め、此當時から以後は中央財政を稱すべきものは無く

なつてしまつた。勿論外國人の關係する鹽關稅中、關稅の全部を鹽稅の借款擔保部分とは、完全に中央に收受されたにしても、一文たりとも軍費、政費に流用の餘裕はないし、借款は一言へば、外債は愚か、内債すら普通の手段では全然貸手がない。斯くして支那四百餘州は、群雄割據の戰國狀態となり、大小各軍閥は夫々の假地盤の内で、能ふだけの大兵を養ひ、搾取鬭争を事とした。民國十四年九月當時に於ける河南省は、省の最大收入年額二千萬元に過ぎないのに、經常軍費のみで、五千萬元を要する状態であつたし、略同時期の四川省は、收入年額二千六七百萬元に對し、年額四千萬元に近い軍費を要する亂暴さであつた。其の他の省區で、斯く甚しいのは無かつたけれども、一日交戰地となつた地方の民の負擔は、莫大なものがあり、何れにしても民國十四年以後は、各省共經常歲入總額の一倍半乃至二倍の軍費を負擔しつゝあるのである。如斯猛烈な搾取が、尋常一様の手段で行はれ得るものではない。遂には阿片の公賣、賭場の公開、土匪式綁案に迄進んだのであるが、其の概要は既説の通りでもあり、各省財政の項では更に詳しく述べるから、茲には之を略する。

今や國民革命は其の軍事二作を終つてから正に一ヶ年、訓政時期に入つたのであるが、新財政策に依る國家收入は、五億を出でぬのに、軍備縮少の編遣會議は曲りなりにも終了したとは言へ、徹底的軍縮は到底行はるべくも見へぬのみならず、危機四伏の状態にある。現在兵力を以てすれば、國家收入總額を以てしても、尙且軍費だけに不足である。如斯誠意なき新軍閥が各々の地盤に盤踞し乍ら、夫々中央政界の重要な椅子を占めて居る國民政府を以てしては、支那民衆が軍費の腦みから脱するのは何時の事か想像も付かないのである。

第六章 國債通説

負債を以て悪政の徴象として來た支那に於いて、國債の起されたいのは歐風東漸の後であつて、前清同治六年（一八六七年）長髮賊征討の爲め、左文襄が道尹胡光墉を特派して、上海の外商から銀百二十萬兩を借り入れたのを以て嚆矢とする。其後日清戦争、團匪事件の二大轉機を経て民國に入り、引續く内争の結果は、二十二億の國債負擔となり、遂に財政的瀕死状態になつたのであるが、其経過の概要は本書の劈頭に述べた通りであるから茲に再言せぬ。

國債は大別するに中央公債と地方公債に分れる。後者は地方財政の項に譲り、茲では専ら中央公債に就いて述べると同じく中央公債でも、其性質上内國債と外國債、長期内外債、政治借款と實業借款、有確實擔保借款と無確實擔保借款等に分れ、紛然雜然として數百千口の多きに達し、其利子の如きも全く一定せず、長期では年一割五分、短期では月二分の高利なものが少なくない、支那内外債の二々に就て、其真相を極めることは、實に困難な仕事であるが左に先づ中央公債の現在負擔額の種類別總額を掲げ、内容の詳しいことは次章以下に記述する。確實擔保債務に關しては民國十七年迄の分が明瞭であるが、不確實擔保の分は明瞭でないから、茲には先づ民國十四年のものを掲げ新しいものは附録に收容するであらう。外債額に於ては殆んど相違はない。

甲、財政部所管内外債現在額表（民國十四年十二月三十一日現在）

A、有確實擔保債務		
内國公債	元金	二四二、五一〇、三三三、〇〇元
國庫證券	元金	二四、〇八二、五〇〇、〇〇
外債	元金	四一三、九六二、〇一九、七九
團匪賠償金	元金	三九六、五一八、七八六、五三
小計		一、〇七七、〇七三、六三九、三二
B、無確實擔保債務		
内國公債	元利	一九、一九六、四六八、一〇
國庫證券	元利	四二、二〇九、〇九五、一二
鹽餘借款	元利	四五、六八八、三三二、二九
内國銀行借款	元利	四二、一六七、九三三、九一
各銀行立替金	元利	三四、九〇一、九八九、五〇
外債	元利	三五四、〇一八、六一一、五五
小計		五三八、一八二、四三〇、四七
A B 合計		一、六一五、二五六、〇六九、七九

乙、交通部借款現在額表（民國十四年九月末現在）

A、借款整理計劃内に含まざる分

借款別	未拂元金	未拂利子	元利合計(元)
京奉借款			12,101,026.10
京漢借款			12,505,121.25
津浦借款			12,512,212.50
京綏借款			17,505,013.01
隴海借款			12,257,746.26
漢粵川借款			3,257,257.25
滬寧借款	2,200,000.00		2,200,000.00
滬杭甬借款			10,100,000.00
正太借款	佛郎 1,875,000.00		2,250,000.00
汴洛借款	佛郎 2,000,000.00		2,375,000.00
吉長借款			3,271,257.25
四洮借款			3,701,257.25
道清借款			6,454,257.25
膠濟借款	圓 40,000,000.00		40,000,000.00
烟灘借款	圓 4,685.00	1,910.00	6,595.00

B、借款整理計劃内に含むべき分

株 借 款	電 借 款	本 借 款	小 計	湖廣鐵路借款	津浦借款	同	廣九借款	隴海借款	同	正金京漢借款	比國營業公司隴海借款	大東大北公司預付報費借款	中日實業電話借款	美國裕中公司墊款	濱黑鐵路墊款	寧湘借款
				磅 5,500,000.00	獨逸の部磅 7,150,000.00	英國の部磅 8,600,000.00	同 1,111,300.00	白國佛三毛磅 2,000,000.00	同 1,111,300.00	佛郎 1,875,000.00	磅 8,600,000.00	同 3,257,746.25	圓 10,000,000.00	金弗 1,150,000.00	規銀 50,000,000.00	規庫平 40,000,000.00
7,280,000.00	3,121,257.25	11,000,000.00	3,257,125.00	6,257,257.25	3,257,257.25	9,857,257.25	11,111,300.00	1,954,257.25	1,111,300.00	1,875,000.00	1,875,000.00	6,521,257.25	3,257,257.25	3,257,257.25	50,000,000.00	40,000,000.00
7,280,000.00	3,121,257.25	11,000,000.00	3,257,125.00	12,514,514.50	12,514,514.50	21,714,514.50	12,222,600.00	3,908,514.50	2,222,600.00	3,750,000.00	3,750,000.00	10,179,003.50	6,407,257.25	6,514,514.50	100,000,000.00	80,000,000.00

最近支那財政概説

浦 信 借 款	磅	二七〇、二五、三三	三、三、〇〇、〇〇	二、一七、六六、六六
同 成 借 款	磅	七〇、二七、六六	二八、四七、二二	〇、六六、三三、三三
馬可尼無線電借款	フラン	五、九八、五八、五八	一四〇、七九、三三	二、一七、六六、六六
本部交通銀行借款	磅	一五、六九、八五	五〇、四三、二五	二、三三、二二、二二
本部贖商路借款				三、八三、〇六、〇六
京漢鐵路料價欠款				九、七三、三九、六六
津 浦 借 款				九、〇三、二九、二九
京 綏 借 款				三、六六、六六、六六
京奉四百輛貨車借款	磅	四〇、八三、三八	四、六六、〇一、〇一	四、六六、〇一、〇一
漢粵川怡和銀行行車費欠款	同	八五、五三、二〇	八五、五三、二〇	八五、五三、二〇
電 政 料 價 借 款				六、五五、六二、六二
小 計				二、三三、〇四、七〇、七〇
A B 合 計				二、三三、〇四、七〇、七〇
借款總計(甲乙合計)				二、三三、〇四、七〇、七〇

備考 一、借款中には磅、米弗、日本圓、フラン、フロリン、クローネ等の金貨と庫平兩、行貨銀、公債銀、洋例銀、規銀、洋平銀、長平銀等の銀兩及大洋銀元等各種を包含するも、右表は便宜上銀元に換算せるものなるを以て、銀塊爲替相場の騰落に依り換算額は一定せざるものとす。

二、甲表は十四年十二月末日乙表は同年九月末日現在なるを以て、三ヶ月間を前後せり。依つて嚴密に言へば兩數を合計することは、當を得ざるも、十四年末頃の概數を窺ふには支障なかるべし。

民國十四年末頃に於ける支那の内外債は、右の如く約二十二億元である。交通借款の内『整理計劃内に含まざる分』は償還の途が付いて居る分のことで『整理計劃内に含むべき分』は償還財源がなく将来其の財源を見出すことを要する分のことであるから、前者を財政部の有確實擔保債務、後者を同無確實擔保債務と合計するに、償還法の確立した債務、之が確定せず、將來整理を要する債務とは次の通りである。

財政部所管	一、〇七七、〇七三、六三九、三二
交通部所管	三三九、一八四、〇四〇、九八
合 計	一、四一六、二五七、六八〇、三〇
財政部所管	五三八、一八二、四三〇、四七
交通部所管	二六二、〇四一、七一〇、三八
合 計	八〇〇、二二四、一四〇、八五

即ち確實なる償還財源のある分は約十四億元で、残りの八億元は確立した償還財源がなく、元金は愚か利子すら仕拂が出来ず、支那財政を毒するに最も大で、財政整理の目標となつて居るものである。

民國十五年以後は外債は起されなかつたけれども、大小幾多の内債は頻發した。當時からは支那には中央政府と目すべきものが一時中絶した形になつたが、民國十七年六月を以て國民黨は北伐を完成し、最近奉派の内附で全國を統一したのであるから、南京政府は名實共に中央政府となつたのであるが、國民政府の起した諸借款は便宜上南